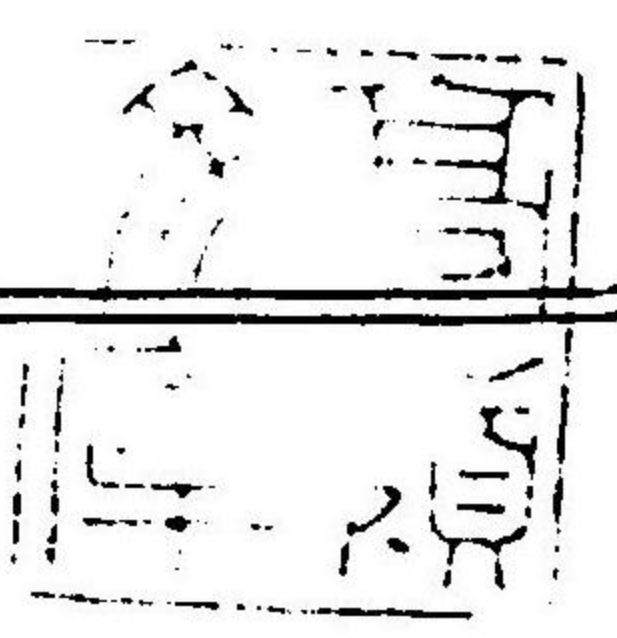


ITB-65

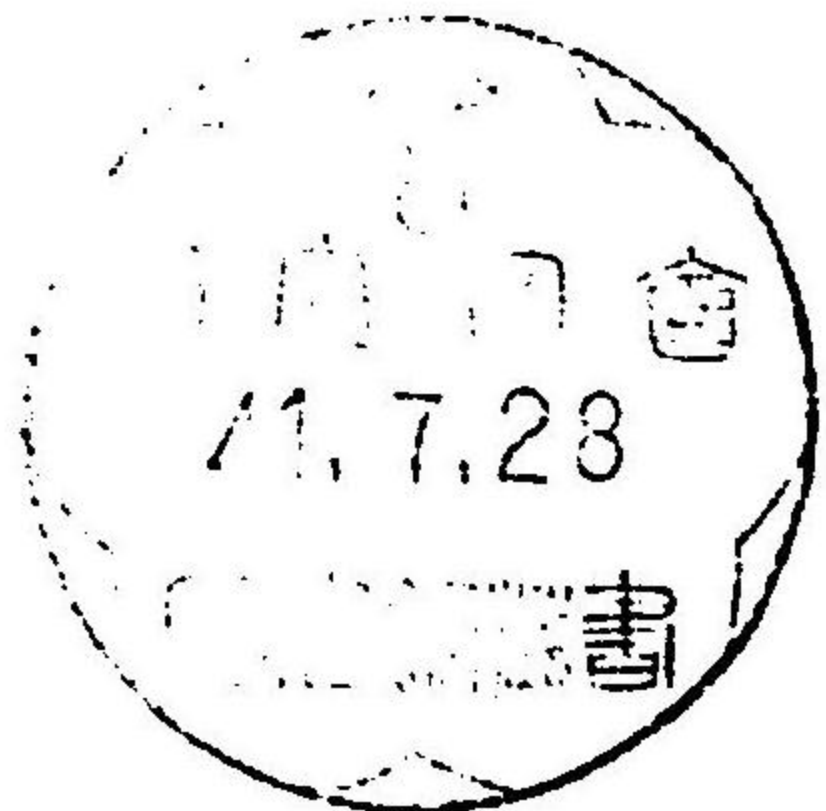
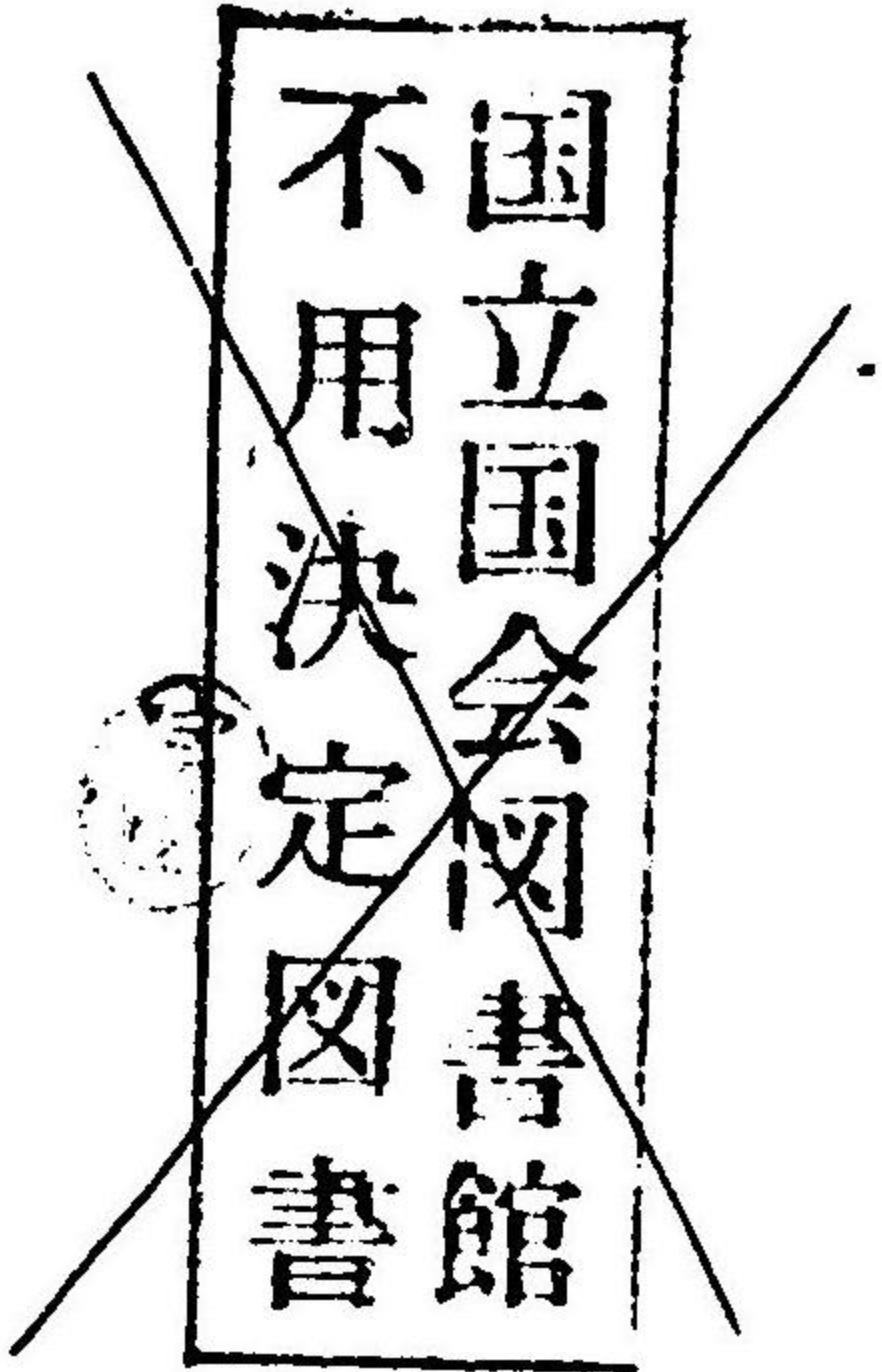
國學者傳記集戔

文學博士上田萬年
文學博士芳賀矢一
校閱 大川茂雄
南茂樹 共編

東京 大日本圖書株式會社



12/12
0531R
II



36.7.13



700595

序

回顧すれば、今は、はや十年のむかし、予が初めて文科大学に於て、國語學史を講じたりし時、國學者諸氏の傳記を参照する必要を感じ、諸書に就きて種々搜索したるが中に、稍系統を立て諸傳説を集めたるものは、清宮氏の古學小傳より外あらざりしなり。予の國語學史の系統は、古學小傳に負ふ所、尠しとせず。爾後、中野虎三氏の國學三遷史あり。小澤政胤氏の國學家略傳あり。古學小傳を増補したる點多しとせざれども、其體裁と其價値とに至りては、未だ容易に多く勝りたりと斷言すること能はず。大川南二氏の國學者傳記集成は、予固より其完全たるを信ぜず。

諸氏百家の傳記逸事等にして、猶ほ今後の研究に待つべきもの多かるべきは、誰人も異論なき所ならむ。其研究が、一朝一夕に大成せらるべきものにあらざる事も、誰人の異論なき所ならむ。然れども、此國學者傳記集成が、今日まで公にせられたる國學者の傳記に關する資料を、廣く且つ多く蒐集したるに於ては、予は、多くの學者と共に、深く著者の勞を多とせんと欲す。予は、此書が本邦文藝史上に大なる貢獻をなすべき事、猶ほ、かの古學小傳が十年前の國語界に於けるが如きを切に希望して止まざるものなり。

明治三十七年八月

上田萬年

序文

大川南の二君が編出でられし國學者傳記集成の、此度刷本とされるを見るに、小さき活字にて千七百頁にあまる一大冊とはなれり。近き世の國學者にも、かばかりの大著述は、たぐひなほ鮮きをおもふに、二君が年頃のいたつきも思ひやられて、おむかしくたふとくこそ。それにつけても、學問の道の、よろづに開けゆきし大御世かな。むかしの世には、一巻の刷本をものせんも、たはやすき業にはあらず、こゝらの年月をかけて心血を濺ぎてし多くの書どもの、人にも示しあへず、筐の底に秘めおきて、蠹魚のすみかとなし果てつるも多かりけんかし。今の時よ、新聞雜誌どもに、學者

の思ふこと皆いひ出で、腹ふくる、業も絶えて無き世なれば、かばかり大部なる書も、たはやすく活字の刷卷にもものして、作者の心をも空しくせず、後の人にも幸して、學問の道の、いよく限りなく開けゆくにこそあれ。つらくおもへば、かばかりめでたき大御世をつくり出でたるも、むかしの學者の力にやはあらぬ。學者の研究は世間とかけ離れて、ともすれば時世に迂遠なりとしもみゆめるを、後の世より見れば、その功績の掲焉なるものぞかし。徳川の流立返りて、復古の大御世となれるも、國學者の力多かりしは、人皆の知る所にあらずや。この書よ、近世に名ある國學者の傳記を漏るゝところなく集めいで、六百人にも及びぬるは、うれしくも心ゆく業にて、國學者の事蹟を世にあらはす功、げ

にたぐひあらめや。さてもなほうしろめたきは、かの人々の書きおきし書どもなりけり。例のむかしの世のならひとて、櫻木にゑり出でしは、十が一にも足らざるべきを、これらの書もしことごとく世に出でましかば、學問の道も今一きは開けゆかましとおもふに、今の御世にも、さる業企つる人もなく、あたらしき學の寶も人に知られず、後の人々はなほむかしの學者のいたつきをくりかへしく、するにやあらんと、口惜しき心地するなり。あはれ二人の君よ。この傳記集成を作り出で給へるまめ心をもちて、この人々の著述をもひろく探り、あまねく求めて、かの活字の刷卷にもものし給ひなば、學問のためにも、御國の爲めにも、其いさをはいよく、大きならんと、この書の成りいでたる喜につけ

ても望蜀といふ心はやみ難くてなん。

明治三十七年八月

芳賀矢一

しるす

序文

國學の蔚興せしより、學匠輩出彬々として盛なり。然れども、その傳記の乏しきは、文學史學に従事するもの、憾事なりき。近世三十六家集略傳、古學小傳、國學三遷史等、その類なきにあらざれども、概皆一斑に過ぎず。今此の著を得たるは、久しく寒村荒驛を奔走せる旅客が、忽一都會に出でたるが如し。何ぞ就いて徐に手足を展べざるを得んや。

明治三十七年八月、甲府の漫遊より歸りて後三日

萩野由之しるす

緒言

- 一、この書は、本會が、多年蒐集しかる日本文學史料の一部にして、上田芳賀兩博士の懇篤なる指導及び校閱を仰ぎて、之を上梓せるものなり。
- 一、この書は、慶長年間より明治三十六年末迄に物故せる國學者、即ち神道家、國史家、有職故實家、歌文學家、語學家等、約六百十名の傳記を集成せり。
- 一、國學に關する著書ありと雖も、新井白石、貝原益軒、山崎闇齋、僧興隆等の如きは、之を漢學者傳記部に、又松永貞徳、菊岡沾涼等の如きは、之を連歌俳諧者傳記部に譲りたり。
- 一、傳記は各人の歿年順に配列し、歿年不明のものは、その大概を推定して各年號の末に之を附し、或は對照上、その師若しくは、其父の次に列記したるものあり。
- 一、通覽の便を圖りて、左の十餘項に分類せり。されど又連絡上「總叙」の下に一括せるものあり。

生歿	住所	姓名	系圖	學統	年譜	經歷	性行	逸話	雜載	著書
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----
- 一、生年は歿年及享年より逆算したるもの多し。
- 一、著書目録は近代名家著述目録及び中根肅治氏の承諾を得て、其著以長諸家著述目録に據り、尙洩れたるものは、編者の見聞もて之を補ひたり。
- 一、資料蒐集に就きては、公私圖書館の藏書は勿論、諸家の舊記秘録に至るまで之を網羅せりと雖も、紙數の豫定より非常に増加せしが故、割愛したるもの少しとせず。

一、資料は、假名遣の誤を訂したる外、すべて原文のまま、之を掲載せり、但、本文の下方に(一)を以て書名を記せるものは、其書を典據として、編者が簡明に改作せるものとす。
 一、別に學統表、國學者年表、及び、姓名索引、名號索引を附録せり。
 一、引用書名の略符は左の如し。

- 〔古學〕 古學小傳
- 〔忌辰〕 名人忌辰錄
- 〔續近著〕 同續編
- 〔慶著述〕 同漢學家ノ部
- 〔櫛〕 櫛草紙
- 〔畸人傳〕 近世畸人傳
- 〔鑑定〕 鑑定便覽
- 〔慶著和〕 慶長諸家著述目錄和學家ノ部
- 〔三十六家〕 近世三十六家集略傳
- 〔目醒〕 めざまし草
- 〔綴人物〕 諸家人物誌續編
- 〔近著〕 近代名家著述目錄

一、諸雜誌の論說轉載を承諾せられ、又は、別に資料を寄贈せられしは、各篇末に其氏名を掲げて敬意を表したり。
 一、井上頼國、萩野由之、關根正直、井上通泰、佐々木信綱の諸先生は、有益なる高教を賜はり、又、吉野盛君は資を投じて編纂を助けられたり、何れも深く其厚義を感謝す。
 一、尙、未だ世に顯はれざる學者の傳記、及び、其他、有益の文學史料を藏せらるゝ方は、之を貸與、若くは、寄贈せられたし、芳名を記して、本書増訂、又は、本台編纂の他書中に採録すべし。

明治三十七年八月

日本文學史料編纂會

姓名索引

五十音順

一、訓は從來の假名遣に據り、音は文部省新定、字音假名遣に據る。
 一、(小)は(コ)の部、及び(サ)の部を併せ見るべし。
 一、姓の讀み方は、本索引第十、二頁にあり。尙、檢出し難き時は、後掲の「名號索引」を参照すべし。

朝倉部 下景衛	淺香 久敬 井山	亞山 光彪 元	秋山 章南 富	秋山 光彪 元	赤尾 可官
二五	六	一〇七	七五	七五	二八〇
荒木田 盛盛 員	荒木田 盛盛 員	荒木田 久守	荒木田 久老	荒木田 經雅	安藤 野雁
一〇九	七	一〇七	六七	六四	一四三
石川 依平	石川 雅望	石河 正養	石金 音主	池袋 清風	池玉 潤
一八〇	九八	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五
岩下 貞融	稻村 三羽	稻懸 居木 大平	稻垣 棟隆	和泉 眞國	市岡 猛彦
一四七	一〇五	九四	五二	六八	八七
石崎 文雅	石津 亮澄	石塚 龍麿	石出 吉深 野常	石野 原中 廣通	石橋 眞國
五八	一〇四	八五	一六	五二	一三
伊勢 貞丈	伊勢 貞春	伊東 祐命	伊藤 松軒	伊能 類則 宇雄	伊能 眞魚 彦
四六	四七	一五	四九	一〇	四〇
天野 信景 阿信	天野 信景 阿信	天野 政徳	安藤 山龜 子	安藤 爲章 山年	安藤 爲實 軒素
二六	二六	九六	六	二四	二五
飛鳥 井雅 庸	跡部 良顯 海光	天 春 度	天 春 度	天 春 度	天 春 度
三	二九	二七	二七	二七	二七
荒木田 慶麗 子	有賀 長因	有賀 長收	有賀 長伯	青木 永弘 廣長	青木 永弘 廣長
六四	四八	五〇	二六	九二	九二
朝山 清常	足代 弘訓	蘆野 屋麻 績一	飛鳥 井雅 庸	跡部 良顯 海光	天 春 度
二二	二二	一〇	三	二九	二七

姓名索引 (ア-イ)

飯田年平	飯田守年	飯田忠彦	飯田秀雄	飯田武郷	飯野厚比	今川名真	今川虎成	今井似閑	今井桐軒	今尾清香	齋部伊紀	齋部道足	入江昌喜	色川三小	打它光軌	
一五五	一六四	一三五	一六三	一六二	一六七	四九五	七九	一八九	二〇〇	一四五	三〇〇	七六	五四	三六	一七	
宇治木久老	内山真弓	内山真龍	鷗殿餘野子	上田光秋	上田百樹	上田秋成	上田及淵	海野幸典	梅本敏鏗	裏松固禪	植松有信	植松茂岳	板並隆璉	圓珠菴契冲		
六七	二八一	八〇八	四六	三九	六五	七七	一五	一五	一五二	六六	七四	一五	一四	一七		
才	奥平昌鹿	奥平昌高	落合直澄	落合直文	大石千引	大石千秋	大江廣海	大江知言	大草公弼	大國野之隆正	大隈言道	大關增業	大田全齋	大田垣蓮月	大館晴勝	大塚滋樹
	四四	九八	一五	一六	九	一四	九	一三	一三	一四	一四	一四	一五	一五	一四	一五
大野廣城	大橋長廣	大畑春國	大船真楫	大堀正輔	大山爲起	海北若冲	海川宜阿	香川景新	香川景恒	香川景平	香川景敏	香川景欽	香川景樹	香川景中	木下勝俊	木下幸文
一〇七	一三六	一五	九	一〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

垣本雪臣	柏崎具元	鹿島鶴翁	精屋磯丸	精谷容齋	荷田深貝子	荷田春滿	荷田在滿	荷田御風	荷田蒼生子	荷田信郷	荷田信愛	荷田信美	荷田信惟	梶原景惇	加藤等空	加藤美樹	加藤枝直	加藤景範	加藤磯足
一〇〇	九九	一五三	一四	七六	三六	二九	三九	四三	四八	五三	五三	八二	八六	九〇	七	四三	四六	四六	六五
加藤千隆	加藤千浪	加藤行虎	加納諸平	榊取伊魚	片岡芳光	片岡寛彦	金谷興詩	川上立牧	川崎重恭	川島茂樹	河喜川真彦	河邊一也	河邊一也	河邊一也	河邊一也	河邊一也	河邊一也	河邊一也	河邊一也
七二	一五	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
河本公輔	河井立牧	榊山資雄	榊山資好	神澤杜口	神山魚貫	神服平胤	賀茂真淵	賀茂真淵	加茂真淵	加茂真淵	加茂真淵	加茂真淵	加茂真淵	加茂真淵	加茂真淵	加茂真淵	加茂真淵	加茂真淵	加茂真淵
九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
紀高宗直	菊地袖子	岸本朝山	喜早清在	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物	北野原物
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六

姓名索引 (ウーキ)

木村定良	一三〇	栗田士滿	六一	小林義兄	一〇七	佐河田昌俊	四六
清原雄風	七三	栗田寛	一六九	小林瓦齋	一三三	佐久間果園	一六八
鬼島廣蔭	一四五	栗原信充	一四〇	小山中儀	四八	佐原北鞠場	九四九
祇園梶子	三三	黒川道祐	八	小中村清矩	一六〇	佐々木弘綱	一四三六
祇園百合子	三三	黒川春村	一三三	權田直助	一五九	佐々木子	一四三六
祇園町子	三三	黒澤翁滿	一三三	近藤光輔	五七	佐藤貞奇	一〇三九
日下部景衡	二七五	契沖	一七	近藤芳樹	一五〇	櫻井元茂	二七九
日下部高豐	四三六	元政	一八	近藤真介	一六九	小篠敏	六五
日下田足穂	一五九	慶徳	一六	齋藤孝子	一六六	澤田名垂	一〇三七
草野清民	一六四	徳水麗子	一六	齋藤幸成	一六三	三川辰清	二九六
工藤真葛子	八六	後醍醐	一五	齋藤幸雄	一五九	猿渡盛章	一五三
久保季茲	一五五	院真柱	一五	齋藤彦磨	一五〇	猿渡容盛	一五三
久米幹文	一六五	小西春村	一五	齋藤長俊	一五七	似雲	一五三
熊谷直好	一三九	小西春村	一五	齋藤宗恒	一五五		
熊代繁里	一五七			高橋宗直	一五三		
藏田花子	一五六			高橋式部	一〇二		

慈延	六七	菅原國秀	一〇八	高橋宗直	一五三	高橋宗直	四六
志賀巽軒	一五三	菅原道就	七六	高橋熊彦	一〇二	高林方朗	一三五
篠崎維章	三〇〇	鈴木一保	一〇二	高橋千川	一四三	高屋近文	二七六
澁谷國安	一五五	鈴木重胤	一〇二	高橋清義	一四三	高井八穂	七三
島重老	一四〇	鈴木春蔭	一〇四	高橋秀倉	一三三	竹内享壽	一四三
清水淡臣	八七	鈴木雅之	一〇四	高橋清義	一三三	竹村茂枝	一四一
清水光房	八七	角倉玄之	一〇四	高橋正翁	一三三	竹村茂正	一四一
清水谷實業	三三		一〇四	高橋宗恒	一三三	竹村茂正	一四一
新庄道雄	一〇〇		一〇四	高橋秀倉	一三三	竹村茂正	一四一
進藤筑波子	四三		一〇四	高橋清義	一三三	竹村茂正	一四一
下河邊長流	七三		一〇四	高橋清義	一三三	竹村茂正	一四一
白尾國柱	八三		一〇四	高橋清義	一三三	竹村茂正	一四一
出納中職忠	五		一〇四	高橋清義	一三三	竹村茂正	一四一
須賀直見	四三		一〇四	高橋清義	一三三	竹村茂正	一四一
菅沼斐雄	九三		一〇四	高橋清義	一三三	竹村茂正	一四一
菅沼破鏡尼	一〇八		一〇四	高橋清義	一三三	竹村茂正	一四一

橋田小盛胤	橋田守盛胤	龍野照近	伊達千廣	田代清秋	田中定顯	田中大秀	田中道磨	田安川宗武	田山敬儀	谷垣重守	谷重遠	谷真湖	谷川士清	谷口元淡	谷崎勾當	平田篤胤	平田綠信	平田春海	平田胤滿
三六八	三六八	九	一五〇八	一五〇一	一四九	一四八	一四七	一四六	一四五	一四四	一四三	一四二	一四一	一四〇	一三九	一三八	一三七	一三六	一三五
平田務廉	玉木正英	玉松探	千種有功	千種有野	千種有胤	澄月胤	壺井義知	堤朝風	堤朝風	堤朝風	堤朝風	堤朝風	堤朝風	堤朝風	堤朝風	堤朝風	堤朝風	堤朝風	堤朝風
六八	二九	一四三	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四
津村宗正	津村宗正	津村宗正	出口延經	出口延經	出口延經	出口延經	寺町三知	寺町三知	寺町三知	寺町三知	寺町三知	寺町三知	寺町三知	寺町三知	寺町三知	寺町三知	寺町三知	寺町三知	寺町三知
六六	三六	三六	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
德川宗武	戶田宗武	戶田宗武	友益春之	友益春之	友益春之	友益春之	中根雪江	中根雪江	中根雪江	中根雪江	中根雪江	中根雪江	中根雪江	中根雪江	中根雪江	中根雪江	中根雪江	中根雪江	中根雪江
四六	二七	二八	五七	五七	五七	五七	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二

中院通勝	中院通茂	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠	中原通忠
一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
梨木勝之	夏目麩磨	夏目諸平	並河基廣	南部草壽	菜合大枝	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香	生川正香
二六	一三三	一三三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義	沼田順義
二六	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
灰方守丹子	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固	萩原宗固
一六	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七
橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮	橋本經亮
六九	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六

林諸鳥	林長枝	林國雄	速水房常 <small>方市</small>	早川山見 <small>紀成</small>	伴林光平	伴資規 <small>直平</small>	伴香竹 <small>武芳</small>	伴蒿巖 <small>平武</small>	花安松江子	塙忠實 <small>那大</small>	塙保己一	服部敏夏	服部中庸 <small>水月</small>	八田知紀	畑中盛雄	島山如心齋	島山常操	秦屋正好
四九三	七〇〇	七九二	三五六	一〇四四	一四三三	一三九	三〇九	六九七	四九四	一四〇三	八二七	七九二	八五八	一四九六	四九八	一五二	一〇六	八
平田篤胤	氷室長翁 <small>長門田</small>	一柳並樹 <small>春村</small>	一柳千古	比田尙嘉言	菱田縫子	久松祐之	久田捨子 <small>尼妙</small>	樋口宗武	疋田千益	東羽倉信美					春山弟彦	春田永年	原久胤	林良本
二二三	一四〇六	一〇六	九三二	一〇七	六九	五七	二三五	一九二	一四九	八二					一六五	五三	七四	一四五
富士谷御杖 <small>源成</small>	富士谷成章	福田平務 <small>慶</small>	福田美橋	福田太華	福田行誠	福田正兄	深尾荷貝子	深草元政	深澤薫					廣澤長好 <small>長</small>	平尾義本	平野國臣	平田延胤	平田鏡胤
八四	四四	七六	二六八	二八四	一五六	一六〇	三三	五	七三					六	一〇六	三四	一四二	一五四
辨玉					古田潤默	古川辰根	古川辰雄	文木雄	芥木尚	藤井高尙	藤井貞幹	藤原特雅	藤原忠朝	藤原美樹 <small>字万</small>	藤原時綱 <small>時</small>	藤波野時 <small>時</small>	藤田惟中	富士谷美橋
二五二					七八〇	一四六	五八	八七八	一〇四六	四九〇	一三五	一六一	一四二	四二	三三	二〇六	二八六	二三八

增穂殘口 <small>和火</small>	增田宋太郎	正木千幹	横島昭武		穂井田忠友	堀田正敦	堀田方恒 <small>山恒</small>	堀田秀成	本間游清 <small>里百</small>	保田光則	細井貞雄 <small>阿呂</small>	細川幽齋 <small>孝藤</small>	北條時鄰						
三五	一五八	一三三	二七		一四三	九三	五七	一五八	一三九	一四六	八三	三	一五九						
間宮八十子	間宮永好	儘田柳軒	前田宗恭	前田夏蔭	真野波時 <small>綱時</small>	真野波時 <small>綱時</small>	松岡辰方	松岡明義	松岡行義	松岡歸厚	松井幸隆	松平定信 <small>飛樂</small>	松下見林 <small>峰四</small>	松田直兄	松野勇雄	松木智彦	松浦静山		
一五九	一四一	四九	七九〇	一三五	一四四	四七	二〇六	二二	一五八	一五三	一七〇	一三〇	一〇七	一八八	三	一六四	一〇六		
			妙立寺 <small>東義門</small>	宮部義正	宮川春暉 <small>南</small>	源光	源躬弦	三井高匡	三井高陸	三島景雄 <small>白</small>	水野忠邦 <small>守前</small>	水野忠央				九岡莞爾	九山作樂		
			一一五	四九	六三	二二	七	六五	六五	七三	一四六	一三〇	一四六	一六七	一六七	一六六	一六六		
			村田了阿 <small>風</small>	村田泰足	村田春道	村田春海	村田春野	村田春門	村田春郷	村田橋彦	村田多勢子 <small>尼芳</small>	村上嘉言	村上吉子	村上忠順	村山素行	村山松根	六人部是香	武者小路實陰	
			二八六	八五	五七	七六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇七	一〇七	一〇七	一〇九	一〇九	一〇九	二八八		

屋八	森山	桃澤	紅子	本居	本居	本居	本居	本居	本居	本居	物集	望月
代木	山孝	澤夢	子春	居春	居宣	居永	居建	居清	居內	居大	集高	月廣
弘靜	孝盛	宅恭	管子	春庭	宣長	永平	正島	清島	內遠	大平	高世	長好
賢修	盛恭	宅恭	管子	春庭	宣長	永平	正島	清島	內遠	大平	高世	長好
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
加季	本格	本清	本明	本名	山田	山田	山田	山田	山田	山田	山田	山田
廉安	格安	清樹	明晴	義典	常典	清安	歌子	以文	美成	知雄	篤利	義門
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
橫山	橫山	餘輝	浦道	油谷	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡
山清	山桂	道人	道子	俊文	元阿	元阿	元阿	元阿	元阿	元阿	元阿	元阿
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
方田	方田	方田	方田	方田	方田	方田	方田	方田	方田	方田	方田	方田
長淳	長淳	長淳	長淳	長淳	長淳	長淳	長淳	長淳	長淳	長淳	長淳	長淳
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六

渡邊	渡邊	渡邊	和宗	和田	若林	若林	了蓮
重名	重名	重名	宗淳	宗悅	林則	林則	蓮寺
九壹	九壹	九壹	九壹	九壹	九壹	九壹	九壹
井上	井上	井上	井上	井上	井上	井上	井上
館淑	館淑	館淑	館淑	館淑	館淑	館淑	館淑
田木	田木	田木	田木	田木	田木	田木	田木
守訓	守訓	守訓	守訓	守訓	守訓	守訓	守訓
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野
古道	古道	古道	古道	古道	古道	古道	古道
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野
勝義	勝義	勝義	勝義	勝義	勝義	勝義	勝義
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六

姓名索引 (モ一)

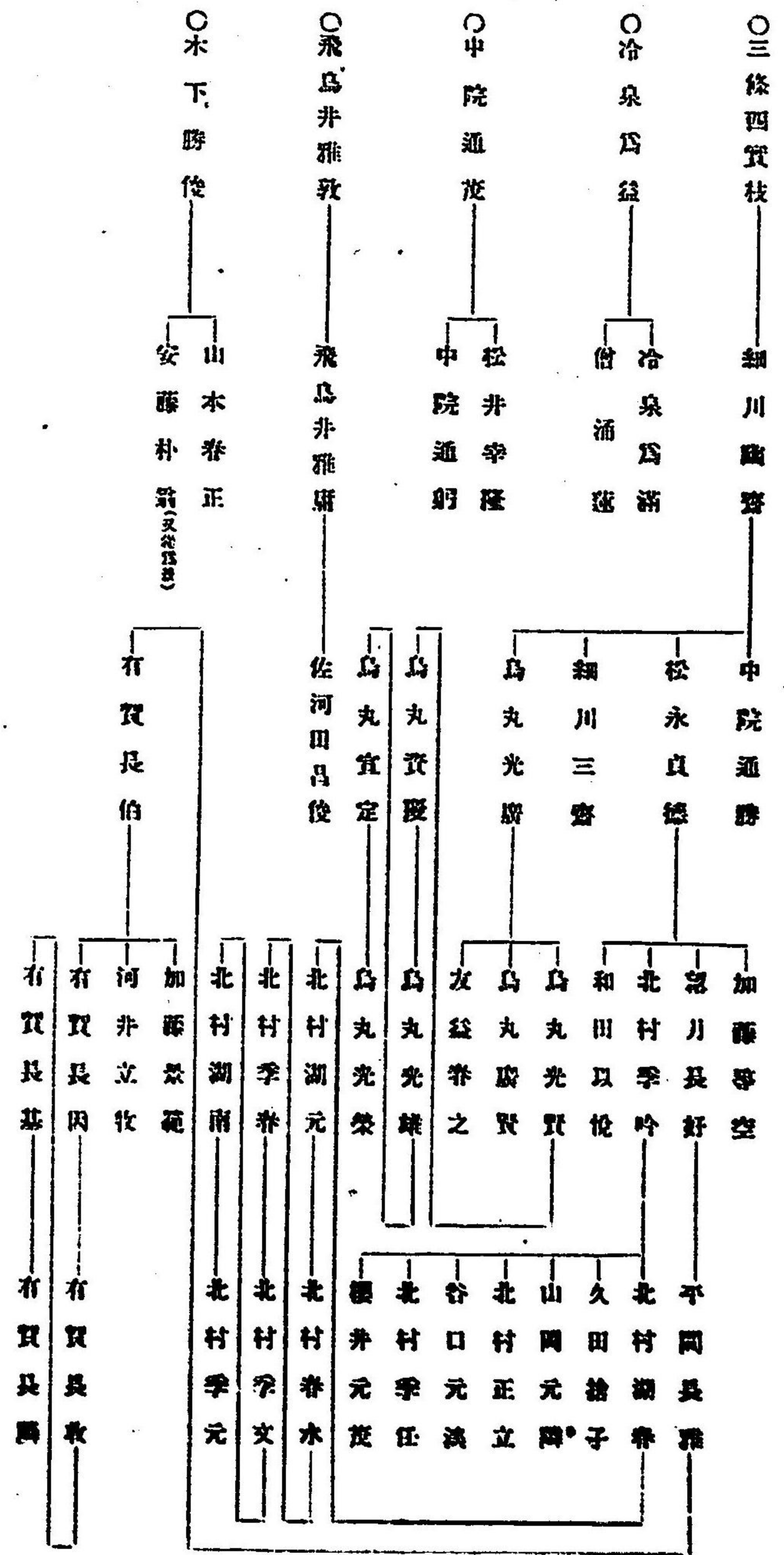
方み讀の名姓

天 _テ 春 _{ハル}	石 _{イシ} 河 _カ	打 _{ウチ} 它 _カ	海 _{ウミ} 北 _{キタ}
楫 _{カヌヘ} 取 _{トル}	神 _{カミ} 服 _{ヅク}	鬼 _{オニ} 島 _{シマ}	喜 _{ウレシ} 早 _{ハヤシ}
日 _ヒ 下 _{シタ} 田 _タ	稅 _{ゼイ} 所 _{ショ}	小 _コ 篠 _ノ	角 _{カク} 倉 _{クラ}
出 _デ 納 _{ノウ}	中 _{ナカ} 院 _{イン}	業 _{ギョウ} 合 _{ガフ}	生 _{ナマ} 川 _{カハ}
灰 _{ハイ} 方 _{ホウ}	儘 _{ツツミ} 田 _タ	六 _{ロク} 人 _{ニン} 部 _ブ	紅 _{ベニ} 子 _コ
浦 _{ウラ} 邊 _ヘ	井 _イ 而 _ニ 館 _{カン}		

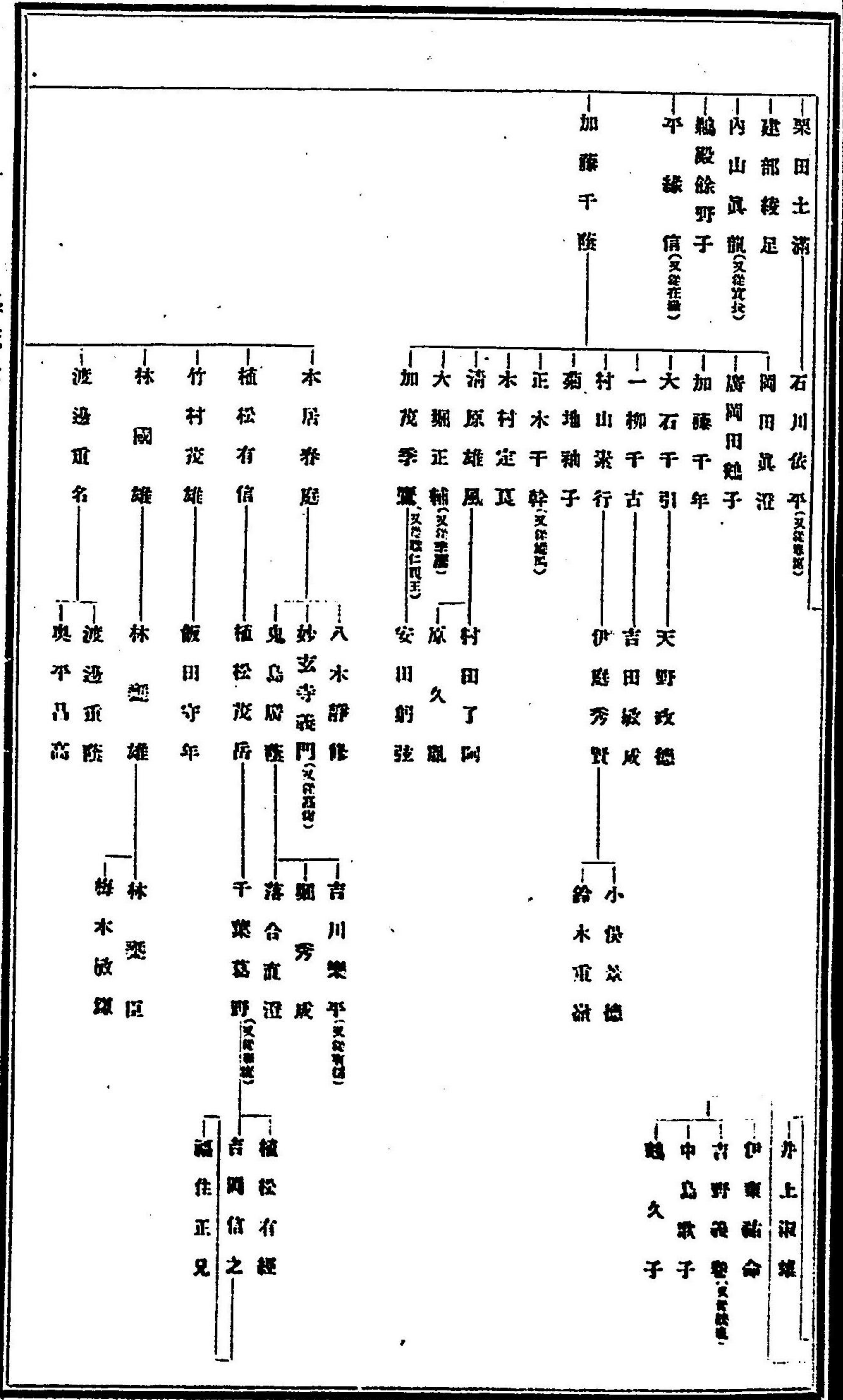
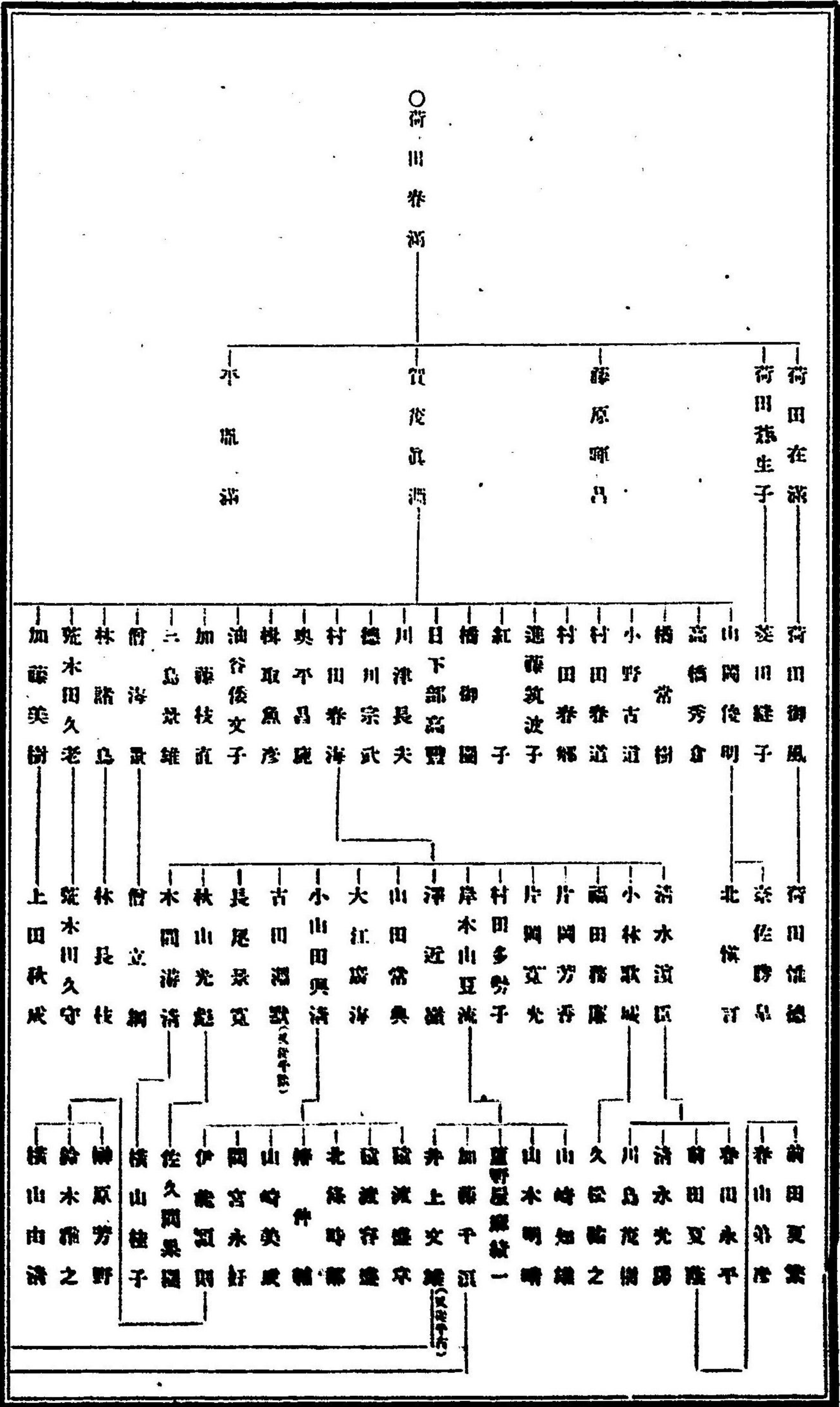
表 誤 正

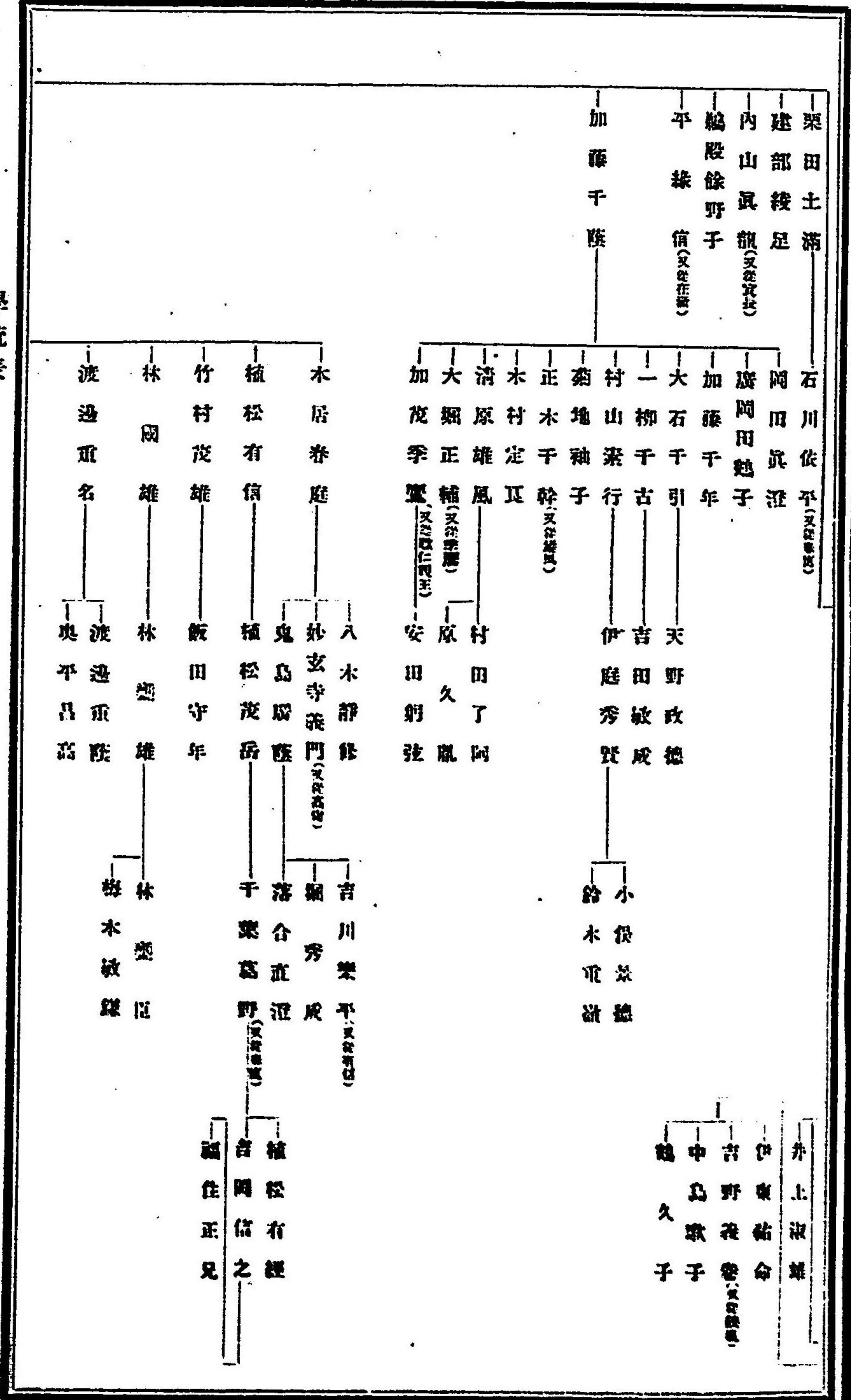
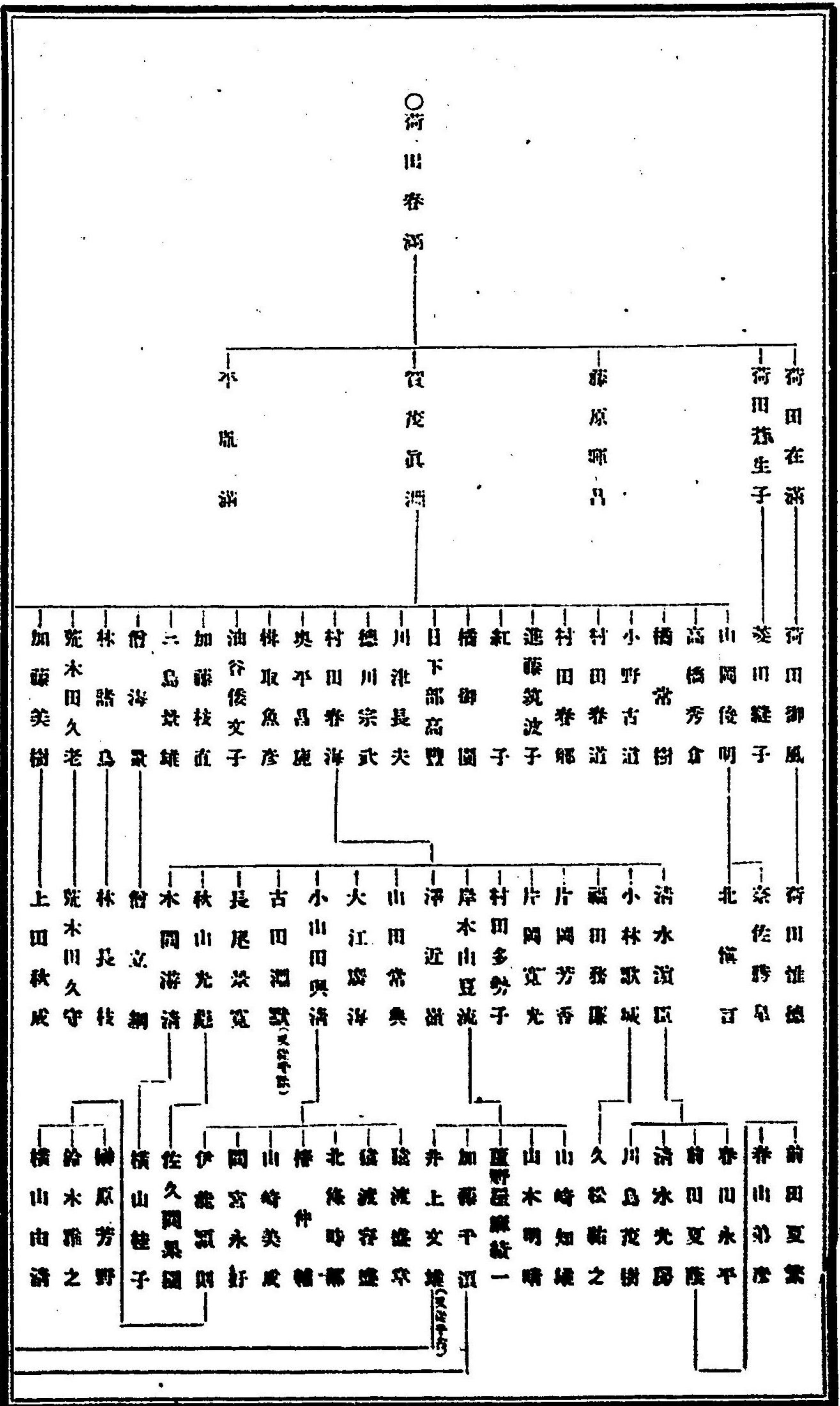
頁	行	誤	正
四五	一二	法橋友益	友益春之
四七	一	日改	日改
一七三	八	奥沖	白筆ニ奥沖トアリ、故ニ沖ヲ正シトス
二三九	五	村山長治	村上長治
同	同	村山時長	村上時長
五一	同	幸雄の父	幸孝の父
五三六	一〇	(編者補)ノ一行	削除
七二四	一	宜風	二字削除
同	五	(二話「言」以下二行)	削除
七三五	三	匡衡	匡衡
同	同	同	同
七三七	三	匡衡	匡衡
一〇二二	二	山本明清	山本明晴
一一一	四	吉丸一昌氏	五字削除
一九六	九	武氏	武
一四三六	一	安野野藤	安藤野藤

學 統 表

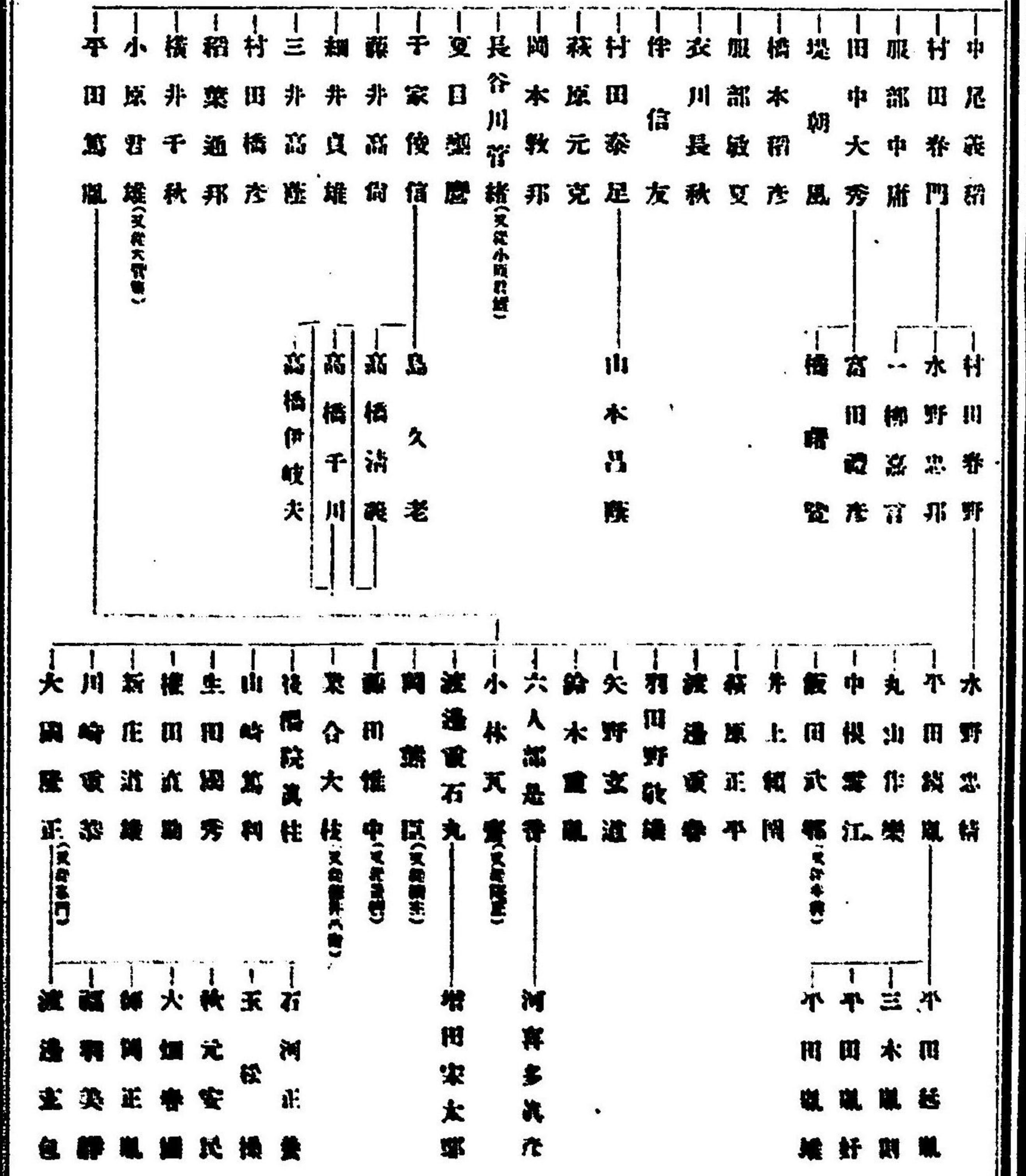
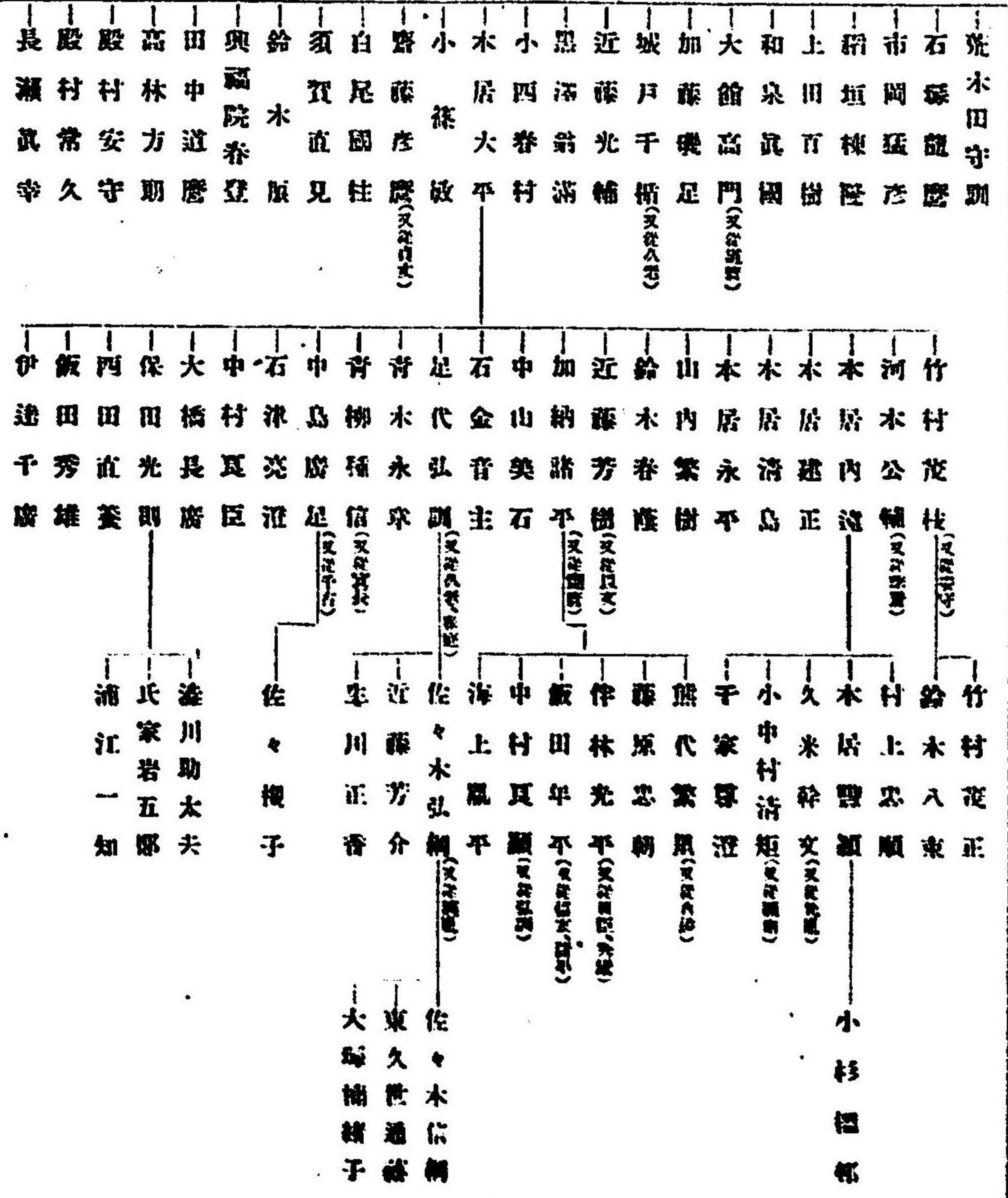


學 統 表





本居宣長



- 和崎具元
- 喜多村節信
- 小林龍兒
- 志賀武軒
- 瀨名貞雄
- 橋南
- 德川光圀
- 中神守節
- 沼田順儀
- 伴香竹
- 吉村春峰
- 松浦靜山
- 村上吉子
- 山本正臣
- 井上通子
- 榎原景博
- 工藤真高
- 小島山
- 藤崎維新
- 清宮秀堅
- 谷崎勾當
- 内藤胎児
- 中原麻忠
- 野中誠明
- 平尾銀木
- 榎文雄
- 松平定信
- 榎瀬英伸
- 依田貞綱
- 小野寺丹子
- 樽谷守實
- 栗田寛
- 近藤真琴
- 下河津長流
- 高橋正壽
- 寺島尚順
- 内藤廣前
- 四道智
- 萩原廣道
- 平野國臣
- 堀井慶月
- 山田歌子
- 吉田玄之
- 小田成胤
- 河瀬管雄
- 瀧川道隆
- 佐藤良好
- 菅原道就
- 多田敏包
- 津村澄庵
- 那珂通高
- 四村真安
- 破屋貝尼
- 深尾貝子
- 横島昭武
- 岡宮八十子
- 山本興登
- 吉見幸和
- 尾崎雅嘉
- 神山真成
- 佐藤義典
- 藤野野矢
- 土肥經平
- 長野義首
- 長谷川保樹
- 古川松樹
- 水野忠央
- 山本慎幸
- 井澤長秀

國學者傳記集成

文學博士 上田萬年 校閱
文學博士 芳賀矢一 校閱

大川茂雄 編著
南 茂樹 編著

中院通勝

生歿 二二一八、正親町、永祿元年
二二七〇、後陽成、慶長一五年三、二五〇五三
〔扶桑拾葉集系圖〕具平親王子、大納言通方卿五世孫

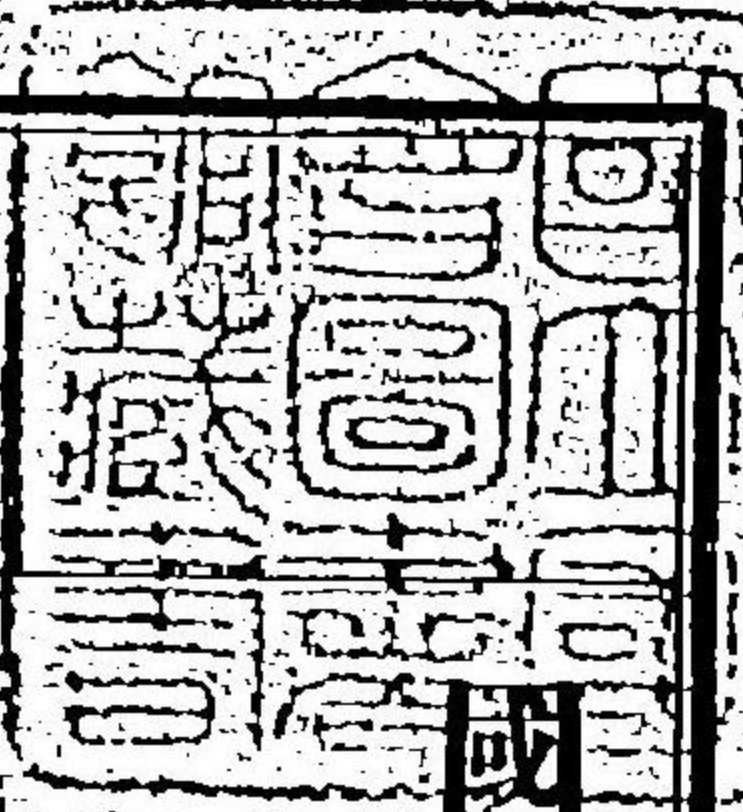
(扶桑拾葉集系圖)

○通顯内大臣 從一位 通冬大納言 從一位 通氏大納言 正二位 通守大納言 從一位 通淳大納言 從一位 通秀内大臣 從一位

○通世從二位 中納言 實久我 通胤初名通泰 中納言 從三位 通爲初名通右 又通量 正二位 大納言

○通勝正三位 中納言 天正十五年八月嗣襲 名三葉然 號三 通村正二位 正保四年任内大臣 奉應也足軒 慶長十五年三月二十五日薨 年五十三 通村正二位 正保四年任内大臣 奉應二年二月九日薨 號三後十輪院

中院通勝



〔知譜拙記〕及編者補

〔村上淳氏〕
○通村——通純——通茂——通躬——通藤
通枝——通維實通兄——通古實通弟——通知——通繁——通富——通規

總叙

〔野史云〕通勝資性伶俐才智超衆弘治二年食爵累遷權中納言兼侍從正三位天正八年正月辭官六月遠旨出奔任或作十五等潛居丹後國蘆屋入道改名素然號也足軒是時細川幽齋亦致仕居田邊城素然就學古今和歌集傳及歌道秘奧傳若狹少將勝俊如丹後謁幽齋乃設和歌會列座者四十許人以七夕草花爲題素然詠曰波幾須寸岐布太津乃保之仁多牟計於幾底以都連乎阿岐止會良爾登波伴也傳慶長四年遇救歸京明年夏後陽成天皇召見賜時曰旅雁北飛殘獨天今宵話舊意見補者欣然前身蘇武去歸

歸否一瞬居諸十九年素然獻歌奉和曰於母比幾也加里乃都可要乎志多飛之仁歸來乃俱母爲珥可通類美遠許登之登波見補者慶長六年九月股獲貶和歌會于龜山素然應勝俊需詠名所月曰奈仁之於布阿幾乃不多余乃能知世耶麻能知勢加波羅寸都幾毛須末南武詠月前戀曰久母流良武都幾左通宇登玖那利爾計利巨勢比登津良伎會傳廼耶美多仁傳諸卿會同詠和歌數百首匿名乞批點於內大臣實枝實枝乃撰一首點之素然所詠也素然拊躍而謝焉實枝曰不意卿之詠即把小刀削其點曰佳趣一坐靜然他日素然曰師恩不可緩矣終身銘肝不遺焉慶長十五年三月薨年五十三傳實枝所著有和歌鈔若干卷抄源氏物語五十餘卷號眠江入楚

細川幽齋 藤孝

生歿
住 所
姓 名
系 圖

二一九四 後奈良 天文三年
二二七〇 後陽成 歷長一五年八二〇 百七七

丹後宮津城出家後高野山衣笠籠京都圖肥後國飽託那黑髮村秦勝寺

〔雍洲府志〕細川三寶塔

向德三寶宗立此人武藝之暇甚好茶亭庶有所愛之石燈籠遺有碑死後以爲塔故號之

萬吉與一郎圖幽齋國圖秦勝院徽宗立旨

〔細川系圖〕元有細川和右(元胤藤季四世之孫)七
元常右馬頭補守入道實兼
晴員平六郎補守伊賀守

頼勝彌九郎右兵衛助刑部少輔
玉峰永末西堂

○藤孝幼名萬吉與一郎兵部大輔從五位下從四位侍從從二位法印

初三淵、中細川、後改三長岡氏、實三淵伊賀守晴員二子也。將軍義隆命爲細川攝關守元常實子、天文三年甲午三於三淵岡崎、於三淵岡崎、三淵晴員別墅、誕生。後遷移住三淵谷、誕生。慶長十五年庚戌八月二十日、於三淵岡崎三淵實兼町館、逝去。年七十七。分烈遺骨于兩願寺中夫授庵及小倉。同十六年三月、於豐前小倉秦勝院創立、改三淵分骨。法號秦勝院徽宗立旨。
養母清林院
實母船橋大外記清原實女。天正十三年乙酉八月十日逝去。法號秦源院芳芳親意。(船橋家寶賢殿)

源義晴公の四

忠興熊千代。與一耶。越中守。從四位下。侍從少將。三位常侍。宰相。難波三賢宗立。初長岡。中羽柴。後復木氏細川。永祿六年癸亥十一月十三日於三京一條館誕生。正保二年乙酉十二月二日。於三肥後八代城。逝去年八十三。同五日營葬于肥後泰勝寺。依遺旨。同三年正月二十四日。遷骨于京師大德寺中高桐院。法藏松向寺三賢宗立。母沼田上野介光兼女。前寺。天文十三年甲辰某月日誕生。元和四年戊午七月二十六日。於江府邸。逝去年七十五。某日營葬于豐前泰勝院。後改葬于肥後泰勝寺。及京師南禪寺中天授庵。法藏光壽院華岳宗英。

與一元頓五郎。玄蕃頭。從五位下

幸隆。初幸賢。刑部少輔。後妙庵

某蓮丸

孝之。初孝紀。茶丸。與十郎

中務少輔。難波誠休。賢宗也

女伊也

女加賀

女千

女栗

女那仁伊

〔鹽尻一八〕 細川幽齋玄旨。細川兵部少輔源藤孝朝臣。ハ征夷大將軍源義晴公の四男なり。按に義晴公。嫡義輝公。次は鹿園院の周嵩。次は一乘院の門主覺慶。次は藤孝朝臣也。母は還翠軒義賢女なり。万松院殿の愛妾女なりしが、後に三淵伊賀守に嫁しける時、藤孝も、俱に行て三淵の繼子となられしが、泉州岸和田の城主細川右馬頭元常養之。嗣として家を繼しめられしに、藤孝始、前將軍義昭卿を補佐し、後に贈相國信長公に仕へ、然して豊臣家に屬し、又神君

に從ひまゐらせられし也。武功のいかめしきのみならず、倭歌の道に達し、關智院公國朝より、古今傳授の正流を傳へ得られける。嘗て朝鮮の役の時、傳授の箱を、烏丸光廣卿へ預けられし時、よみておくられる。

人の國、ひくや八島も、治りて、二度かへせ、和歌の浦なみ。

もしほ草、かきあつめつ、あともめて、昔にかへせ、わかの浦なみ。

光廣卿のかへし、光廣卿が幽齋の孫也

万代と誓ひし龜の鏡しれ、いかつかあけん、浦島が箱。

韓國歸陣の後、彼箱を返し給ふとて、

あけて見ぬ、甲斐も有けり、玉手箱、二度かへす、浦島がなみ。

幽齋翁返し、

光 廣 卿

浦島や、光を添て、玉手箱、明てだにみず、かへすなみ哉。

石田三成凶亂の時、彼箱及び倭歌の口訣を、公家に奉るとて、

幽 齋 翁

古へも、今もかはらぬ世の中に、心の種を、のこす旨の雙、

〔鹽尻九〕 細川玄旨法印は、三淵伊賀守入宗道滿の子也。細川兵部少輔元有之養子とす。長岡兵部少輔藤孝と稱せし。然れ共、寛永御撰の系圖には、

元有別部少輔法善寺 元常播磨守藤孝

如此也。又藤孝一男從三位忠興三三、は、光源院將軍の命に依て、細川中務大輔輝經の養子となり、彼家を嗣しめ給ふと、系譜に見えたり。又家傳を按ずるに、三淵氏は、尊氏將軍の落胤なりと云々。

〔鹽尻六〕 幽齋玄旨號。細川兵部太輔源藤孝朝臣也。

征夷大將軍源義晴公の四男なり。姉子義輝公二男、鹿園院周嵩三男、一條院門主覺慶四男、藤孝朝臣也。母は還翠軒舟橋義賢の女なり。飯川ぬさの姉なり。万松院殿の愛妾なりし。後に三淵伊賀守に嫁しける時、藤孝も供に行て三淵の繼子となる。泉州岸和田城主

細川幽齋

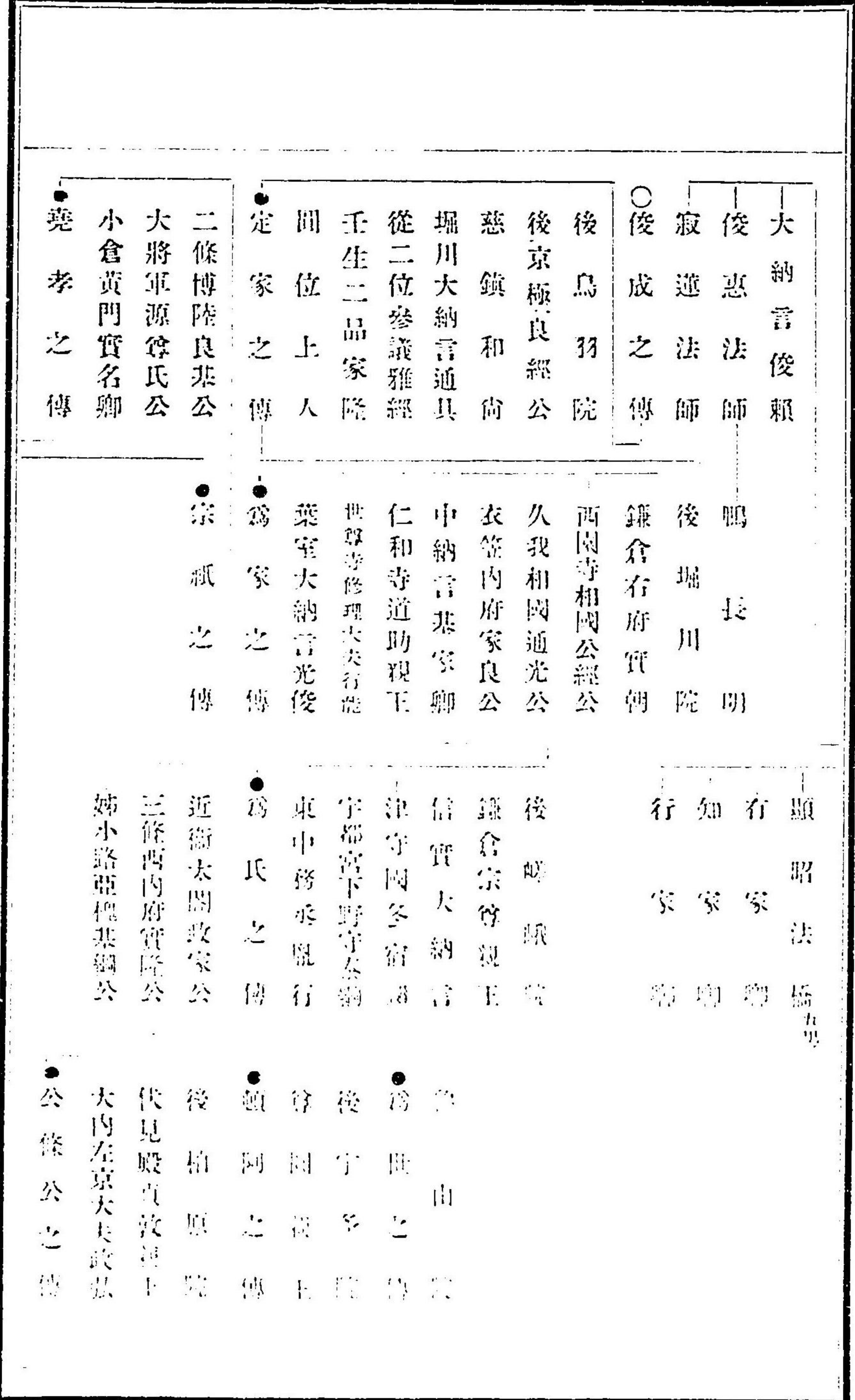
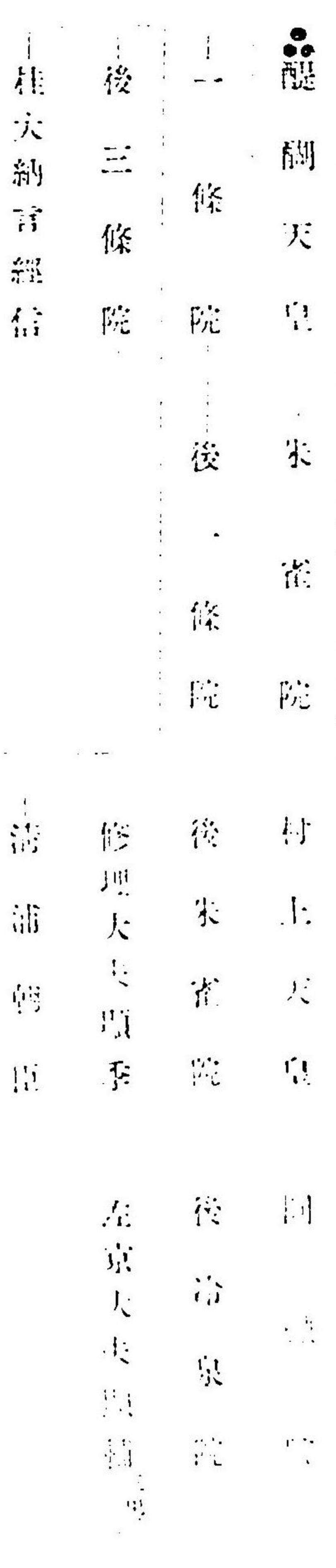
細川忠興の室

細川右馬頭元常、養之て繼子として、家を繼しめらる。

〔鹽尻三〕一、細川越中守忠興の室は、明智光秀がなかり、元正五年の戦で、忠興の室は、大坂へ入れよと度々告しなり。忠興の室は、先づ、今賀を出すと、は我々、當座に、大坂へ入りとて、諸せず、密しきりに詰ければ、内室、家人、米田助右衛門正安を呼ぶ、汝我を殺し、家を継ぐべしと云ふ。米田再三辭すれども、思ひ切ぬる上は、我々殺すべし、猶、室の、房、如く、長刀にて首を打とこそ聞、さらば、させよとて、室を脱し、長刀、我々、討せらるる、如く、打まゐらせ、家に火をかけ、自ら腹切て、共に、室を脱し、長刀、我々、討せらるる、如く、打らせんも、恐れ多く、覺えし程に、忠興の室を奉じ、屯角して、大坂に入れ、米田、猶、我々、討せらるる、如く、打て、井伊氏に、客食せしを、尼張中將家召し、御家人となし、米田、猶、我々、討せらるる、如く、打、細次右衛門、無情甚しき者なりしかば、稻富、我々、取返し、米田、猶、我々、討せらるる、如く、打、稻富は、城にありしか、かくと聞て、馳せ歸るを、公聞し召し、小里想を、御門、是れ、頭なり、御門、大將、(御使番なり)兩人を、制止に遣されし、且置は、稻富、留守を聞て、米田、猶、我々、討せらるる、如く、打、條橋邊にて、乗物ながら、突殺せしとて。

學統

〔和歌相傳系圖〕 和歌一流經信家六條家圖



<ul style="list-style-type: none"> 一條禪閣兼良公 轉法輪内府公保公 三條左府實景公 細川讚岐守成之 飛鳥井亞槐雅世卿 片岡近江守宗永 ●東下野守常經 ●雅世之傳 	<ul style="list-style-type: none"> 後 奈 良 院 轉法輪相國實香 中御門亞槐宣秀 ●木戸實範之傳 ●三條内府實世公 中院内府通村公 烏丸亞槐光廣公 ●智仁王之傳 ●後 水 尾 院 ●後 土 御 門 院 ●大將軍義政公 ●大館伊豫守尚氏 ●岩 山 道 堅 ●為 定 之 傳 ●為 重 之 傳 	<ul style="list-style-type: none"> 正 親 町 院 阿野亞槐實顯 中院黃門通時 ●水無淵黃門宗茂 ●玄 旨 之 傳 妙門堯然親王 聖門道尾親王 飛鳥井亞槐雅章卿 ●岩倉黃門具起 ●良仁王勅傳 ●烏丸亞槐實慶 ●中院亞槐通茂卿 ●弘 實 之 傳 ●實 顯 之 傳 ●後 光 嚴 院 ●後 小 松 院
--	---	---

<ul style="list-style-type: none"> 師譜 〔編者補〕 ○三條 道遙院實際 細川 三 齋 三條西實條 烏丸 光 廣 中院 通 勝 松 永 貞 德 	<ul style="list-style-type: none"> 稱名院公條 三光院實枝 幽 望 月 長 孝 北 村 季 吟 平 間 長 雅 	<ul style="list-style-type: none"> 古今傳授 〔消閑雜記〕 古今傳授 真傳授 奈
--	--	---

義理。口傳。故實。他言。口外之儀。皆而不可有之候。又與他流。合流。亂是非之儀。禁制之儀。如道之法。存其旨候。將又御傳授之儀。不蒙免許者。聞道說道之儀。勞々不可有聊爾候。若此條に於。今違背下。大日本國中神祖。並天滿天神。梵釋四王。珠和歌兩神之真嗣。忽其身上可混蒙者也。仍野狀如。元龜三壬申十二月六日。細川兵部大輔 藤原朝

三條殿

參人々御中

一兩日以前、從入條殿御使、德善院案内者相添下候刻、古今相傳之箱、分明狀歌一首(いにしへし)之。此短冊、並源氏鈔箱一、二十一代集、禁裏様へ進上候。此外知音衆にも、草紙箱一二進候存生之思。殘事無之満足候。只全く手前之儀に候間、兎角之事、雖申候、速に被懸御日候、御殘多候。御奉行候へ。此通被仰候而可給候。此外不具候恐々謹言。

八月二日

玄

旨

東條、紀伊守殿

上田勘右衛門殿

三好助兵衛殿

同報

古今箱傳授の事

〔丹州三家物語〕 烏丸殿光廣、中院殿通村、三條西殿、此三人の人々は、常々細川幽齋に古今の口傳をふかく望まれたりしかども、いまだ相傳なかりしが、不慮の大變出來り、幽齋籠城たりしかば、幽齋思はれけるやうは、此度は討死せん事必定たり然は彼三人の人々に、古今の相傳むなしくせば、殘多や思はれけんとして、籠城支度の其中は、事忙敷折ふしに、古今の口傳を書認、箱中に封じ入、三人の人々へ使を立て、謂れしは、古今我家の口傳、年來望給ひしか共、忽劇に被妨、今迄延引申なり、俄に大軍引うけて、老後の軍政な

り。此度は打死せむ事近きにあり、打死したりと聞えなば、此箱を開て是を見給へとして、一つの箱をぞ送られける。かく忙しき境界に、神妙也ける生得かな、それ心狂眼盲耳聾、三悖を以て、人を牽者難しと云々、誠に幽齋立旨は、文武の二つを兼備して、良將の器と見えにける。扱三人の人々、封筒をうけとりて、傳受を得むとは思へども、幽齋の身の上を痛敷思れける。斯て都の風聞に、幽齋討死たりといふもあり、いまだ落城せざりしが、一兩日はたつまじと、區々にいひければ、中院殿、三條西殿、兩人は、田部の左右待兼て、彼箱の封をとぎ、開て是を見られける。今の世に古今箱傳授といふ是なり、烏丸殿光廣は、かの箱を不聞して、幽齋立旨の落着を聞まほしく思はれしが、忝も幽齋事、御門にも惜み覺し召て、兩陣へ勅使を下されて、幽齋園みを出られけり。光廣大に悦て、彼口傳を入たる箱の蓋に、

明て見ぬ、かひもありけり、玉手箱、二たびかへす、うら烏が波

と書て、幽齋のかたへもどし給ひければ、幽齋不斜感入、其志に堪かねて、光廣卿の宅に行直に相傳有とかや、此ゆゑ光廣は筆外の口傳を得て、くじしとこそうけ給れ。

田邊城攻及び幽齋和歌の事

〔同上〕 丹波福知山の城主、小野木縫殿頭は、内々石田治部少輔三氏に一味して、山陰道の邊、方を選けるが、小野木心に思ふやう、田邊には細川幽齋居候。面々の敵なれば、よつ年後の兩城を可攻と、隣國近邊廻文し、平勢を催しける。かゝる處に、大坂城より小野木が許へ申來るは、細川越中守忠興か、妻子自害せし上は、忠興千に一も味方に不參事決定せり。急ぎ田部の城を可攻とし到來す。小野木に一味の面々は、藤掛三河守、谷出羽守、高田豐後守、杉原伯耆守、別所豐後守、生駒

細川幽齋

左近小出大和守都合其勢一萬餘騎なり、巖殿頭は福知山に在城し、陣代として舍弟神山喜三郎、并竹元與右衛門といふ者に人数を付てぞ、つかはしける。慶長五年七月廿日早天に、田部の城に押寄て、竹多把を付仕寄をかまへ、大砲を放かけ、晝夜をわかつたず、登る程に、あまり砲撃、四の大手は壘は少し不殘打落、壁下地あらはれたり。當國の人数は、皆忠興に隨て關東へ下りければ、かたのごとくの無人の籠城、危かりとは申せども、幽齋さすが老功にて、大敵を事とせず、防戦の手配に越度はすこしもなかりけり。爰に寄手の内、但州山口の住人赤澤主水正、手の者と、もに云けるは、城中いかに無勢と見えたるぞ、此城を攻事はわづか四五日の程なれども、防箭の鐵砲中々まばらにすくなし、倡やかた、某か手より乘入、一手綱すべしと思ふはいかゞあらんと云ければ、赤澤か手勢八十人、然べしとぞ同じける。さうば潜に乘入べしとて、七月廿五日の未明に、大手の海際より竹はしこを持より、鎧なほを打かけ、主水正真先に乘入ければ、手勢不殘乗込ける。とかうする内、夜明ければ、城内を見付て、二の丸の櫓より、筒先を揃て打ける間、群雀を彈にことなれば、赤澤を初、手勢八十人、ひとりも不殘討れける。櫓に赤澤其志は武けれど、小勢を以て大城に向ひ、理不盡に働ゆゑ、あへなき討死致ける。神山喜三郎諸手へ罵詈雑言を以て、各が持口をすゝみける程に、諸勢おとらじと攻より、既に外曲輪西南の隅を貫破、我も、と押込ける。此城三の丸、堀廣矢倉高し、霞のごとく鐵砲を打出ければ、寄手五六百人、時の間に打倒さる。喜三郎も手負て引兼ねるを、竹本與右衛門肩に掛て引ける間、寄手も先引退、此後ほよせての諸將宗合せ、せめよする事停止とて、其手々を固めける。斯所に後陽成院、此事を觀聞まし、細川の齋齋は、當時歌道の達者、武家の和歌所としつる者ぞ、いかてか是を失む。いそぎ剛陣和睡させよと宣下有ければ、三條大納言、田部に下り給ひ、勅命を演られける。因茲剛陣既に和談に成、九月十二日、諸將圍を解ければ、徳善院か名代前田主勝正、城を請取在番す。此時幽齋、年來相傳の源氏物語、并廿一代集を禁裏へ捧奉り、一首の歌をそへられけり。

いにしへも、今もかはらぬ世の中に、心のたれを、殘すことの業。

其後幽齋上京して、しばらくの程、東山吉田邊に幽閑の住居せられける。

全上其二

朝鮮役に古今傳授箱を光廣卿に預く

〔四方の視正〕 玄旨法印いそぢあまりの年、田邊にて小野木藤殿介にかこまれしとき、禁裏より勅使ありて、古今御傳授奉りしことあり。その時、中村及以といふ、藤孝にしたしくつかふるものあり。此者連歌は藤孝にまなび、其外和歌の道などにたづきはりしものなり。此及以ははじめ城外に出て、勅使のとりのつぎをせられたり。その後國をゆるめて、勅使城内にいりて、したしく傳授を、院主の物がたりし、手にしめされたり。

〔鹽尻〕 藤孝、始は前將軍義昭公を輔佐し、後に附相國信長公に仕へ、然して豊臣家に屬し仕へ、又、神君に隨がひ參らせられし武功のいかめしきのみならず、後歌の道に達す。圓智流公國卿より、古今傳授の正統をさへ得られける。曾て朝鮮の役の時、傳授の箱を烏丸光廣卿へ預けられし時、讀て送られける。

人の國、ひくや八嶋も、治まりて、再度かへせ、和歌の浦波、もしほ草、香集めつつ、跡とめて昔にかへせ、和歌の浦波、光廣卿の返しに、光廣卿は幽齋翁の孫塔なり。

萬つ代と、誓ひし龜の鏡しれ、いかてかあけん、浦嶋が箱、韓國歸陣の後、かの箱返し玉ふ連、光廣卿、あけて見ぬ、甲斐ぞありける、玉手箱、再び返す、浦嶋が波、幽齋翁の返し、

浦嶋や、光りをそへて、玉手箱、明てだに見ず、返す波説、石田三成凶亂の時、彼箱及び、和歌の口訣を公家へ奉るとて、幽齋の翁、古へも、今も替らぬ世の中に、心の種を、殘す言の葉、

田邊籠城中の書翰

〔桂宮御所藏〕 幽齋田邊籠城中の書翰の一

被差下御飛脚奉存候。大坂執事申候。當國之者、不殘出陣仕候。我等一人相殘、在國仕候。御人数難向候は、奉對秀頼様雖不存疎略に不及是非次第候。籠城罷成候は、古今相傳之箱可敷通上候間、

徳善院被仰理て御使送一人可被下候、相渡可申候。存生之念望此外無之候。此等之通、且御取成可預御披露候。恐々謹言。

七月十九日

玄 旨 列

中大路長介殿

經 藤
細川父子秀吉に關す

〔丹州三家物語〕 藤孝忠興丹後の國主となり給ふ、其歳の六月二日、信長公は、明智が爲に御生害明智は、又同月十三日秀吉の爲に亡びけり、さありて天下頼秀吉公の御手に入れば、在國の諸大名皆上洛せざるはなかりける。其比細川父子、秀吉公へ御目見、御前に何儀有ければ、秀吉公、細き川こそ、ふたつながるれ、

と宣ひければ、藤孝やがて、

御所車、ひき行あとに、雨降て、

と申されければ、秀吉公御感ありて、御怒に御いとまを下されける。其後、藤孝隠居して幽齋と改名し、安樂の身と成て、田部の城に住れける。翌天正十一年の正月は、一しほ日出席奉とやおぼしけん、歳旦に筆をこゝろむとて、

あち玉の、ことしはとしを、ゆづり葉の、常磐の色に、ならへとぞ思ふ。

同父子不和

〔同上〕 慶長五庚子のとし、奥州會津の城主長尾景勝御討罰の時、細川越中守忠興は、家康公の御味方にて、宮津より出陣せられける。幽齋は隱居の身なれば、田部の城に居給て、忠興計出られける。斯て忠興雜兵ともに三千の人数にて、六月十一日宮津の城を出陣なり、御取成申さんとて、田部の城へ立より、其夜は田部に宿陣たり、幽齋は天守にのぼり、軍勢の行列を見物してぞおぼしける。忠興は若州を経て近江路へ打出んと、丹若の境なる吉原まで押れける。爰に若州熊川には、近年關所有けるが、敦賀の城主大谷刑部少輔下知をくばへ、熊川の關所を關整固にして、佐藤たやすからざるよし聞えければ、忠興申されしは、若州より近江路へ打出んとおもへども、存ずる子細の有ければ、丹波路を行くべしとて、吉坂より取て返し、丹波路を山家へかゝり、伏見へこそ出られける。幽齋此事を聞給て申されけるやうは、刑部少輔が計ひとして、忠興を可支子細も

なし。頃日世間物難の時節なれば、いかにも關所へ行かゝり、子細を見届、可通を、言致送押たる陣を取て返し、丹波路へ出し奉、不覺悟の至也。忠興存命自然に歸陣したりとも、對面はすまじきとて、器備を暗て被怒けるか、又無程小野木、田部をせめし時、勅命とは云ながら、今少不悖して、幽齋城をわたされ、京都へのぼり給ひければ、忠興も不悅、互に隔心出来り、漸く不和に成けるか、後には次第に慕つ、父子の間の侍ども、一日に兩度送還を合せし事有けり。

〔官報〕

正二位を贈らる

御 璽 贈正二位

故從二位細川藤孝

明治卅五年十一月十二日

宮内大臣從二位勅一等子野田中光顯奉

天皇乃大命爾坐世從二位細川藤孝乃墓前爾宜給止久 宜留汝命慶長乃昔世乃亂、治末卒止 心乎竭志身乎效志桂卷母恐支 後陽成院天皇乃大御惠乎蒙利奉志利事乎 宇牟賀志美愛給止爲且今度正二位乎贈其給比位記乎 授賜布 是以熊本縣知事從四位勅三等徳久恒範乎差使且如此乃狀乎宜給止久宜留

明治卅五年十一月十二日

〔戴恩記〕 幽齋公は、生得ものをかりそめにのたまふ事も、一節ありてしほらしき大名也。ある

午の歳
近衛公より歌
を送らる

時、信長公、その方は何の年ぞと御たづねあれば、うへさまと同年と申さる。さては午の年かと御せられければ、午の年には候へども、かはりたる午にて侍ると申されければ、何とかはりたりとはいふぞと仰せらる。上さまは金履輪のくらおき馬、私は小荷駄馬にて、常にせなかにおひ物たえずと申されければ、満座まつほに入り侍りき。

〔戴恩記上〕 近衛殿ある時、十五首の御歌をつかはさる。幽齋公、御器用なる御作を拜みて、おなじくは定家卿の御教への家風になし奉らばや。されどもおそれあれば、筆をば申しがたし。あしき所あるを、輕薄にほめ申すばかりも道にあらず。所詮御合點に盡るやうに、この同じ置にて、及ばぬまでも、よみて御目にかげんと思ひ、所用しげかりしかども、透々十五首よみて、御誦にひかれ、恐老もかくの如くよみ候とて、奉られけれども、少しもその御おしはかりはなく、たゞ御歌のよきを感じてよみたり、とばかり御心得なされ、いづれかまさると、御たづねあれば、いづれも御歌にこそ事は御座なしと、道從申されしにより、あへて御稽古のよしもなかりき。や、幽齋公は人のあしきふるまひあれども、打ちあて、は、御いましめもなく、おのづからその思ひしりて、われと心をなほす様に、萬事御あへしらひ侍りき。

忠興を教訓す

〔常山紀談〕 細川忠興、踏事殿正に通ぐると、父の幽齋に告ぐるものありければ、忠興の長兄を呼びて、古歌二首書きて與へらる。

あふ坂の、關のあらしの、寒けれど、ゆくへ知られば、わびつゝぞぬる。
まこも草、つのがみわたる、澤邊には、つながぬ胸も、はなれざりけり。

此歌の心を察せよ。
此歌の心をよく思慮せられてよ。と忠興にいへと教訓せられけり。

〔桂宮御所藏〕 目錄

- 禁裏に献れる
目錄
- 禁裏様通上
- 一、二十一代集標子
- 入後殿様通上
- 一、古今相傳箱

— —

遺物

同

一、文箱古今證明狀并歌一首

同

一、源氏物語抄標子(観江入楚)

烏丸辨殿

一、草紙箱

總善院

一、六家集箱

以上

慶長五、七月廿九日

中 長

松 民

一(十二帖)
一(十八帖)

幽齋公御遺物

〔細川家譜〕

幽齋公御遺物

大御所様へ

定家之色紙

はいかつきの御天目(但波豐後天目、一本肥後天目)

あまかさき壺

碁盤

碁石碁筒 共々

以上

將軍様へ

紫原恩帳(源氏之授書、宗紙在列)

かさね硯

細川幽齋

以上

秀頼様へ

古今集(榮雅之集)

青貝の硯(文蓋)

以上

八條様へ

一、文字之箱(色々歌之讀方之抄共、目錄別紙に有)

以上

烏丸殿へ

名所和歌四册(御手跡)

唐木之硯箱(但爪の硯中に有)

以上

おかめ様へ

後撰集(若山道堅筆)

以上

葬儀の事

〔幽齋法印葬禮記〕 予、茲細川兵部大輔、源藤季孫、御齡漸傾きぬれば、御子忠興公に詞を讀り給ひ、御身は法體也。二位の法印、幽齋玄旨とぞ申奉る。御武功の業は申にや及べる。則、諸將に達し給ふ。先和歌の道は、典儀を極め、其かみの源三位入道にもまされりとなん。弓馬、諸將は、天下の魁陸たり。上は雲の上より、下は田舎に至るまでも、ばるく、心づくしの波を分け、歌連歌の、色紙短冊の所望、法香札、亂舞太鼓の傳授、御門前、人の去あへる、隠しなし。是ぞ、誠に文武二道の名將成べき。近年は、豊州小倉に住給ひぬ。慶長十四年の秋、上京有、かくて翌年の夏、の比より、何となく、備つきけるが、次第に重くなりぬ。其醫藥の益をふるひ、醫術、秘法の術をつくせども、夏に其かひなく、終に南呂中の十日、朝の露と共に消をばりぬ。嗚呼、其遺、朝花忽に春盡て、命葉零やすき。秋一時に来る事、老少もとより常境なし。おくれ先だつ習なれば、今更なげくべきにもあらねど、

玄旨法印を痛める詞

世の悲みあへる事、申も思なるべし。されども、御身にとりては、無不足、危に臨んては、思をつくし、御齡傾きぬれば、御賢子と共に、哀賤の業、敬不斜、七十七歳の壽、歌を贈給へば、思召置るゝ事もなし。御葬禮は、小倉の城下なるべしとの御遺訓なればとて、急ぎ迎の舟よそひ有(中略)本興は、送かめされ、鈍色の束帶、短の御太刀、をはき給ひ、青地の中啓を、持、草鞋をふんで、しほくとして、歩給ふ。其徒人にこえ給ふ。成光に感じて、皆信をなせり。御供の御門三十餘人、其外もばし、茶碗をきたる侍、雜兵、共に千もや有べき。御かんようやく、かん堂にすわりぬれば、机にむかひて、右のかたに、喪主念願、維那あり。同少間を置て、施主おはしませり。左の方に、堂頭、御僧、有、起、諸僧の行、引、火蓋に移り給ひ、三度の行道納りぬれば、他見院玉前和尚は、陣前に至り、座具をのべ、香をたき、引導の規式有。興茶は、南禪寺、興湯は、天龍寺也。施主御燒香事、演、唱の諸家、家々の物ななし。前、豐州の大守兵部侍郎二位法印、奏、勝院殿、徽宗玄旨大居士尊靈、成等正覺と、願向して、各立去ぬれば、あとは空敷野邊と成て、有為の轉變は、今日前に、顯れ、涅槃の草葉にあらそふ。予、時慶長十五年の年九月十九日の夜。

末松宗賢撰と共に、題書之

〔扶桑拾葉集三〕 玄旨法印をいためることば
玄旨法印は、ことし八十のよはひに、三年ばかりや、たりたまはざりけん。願ひふの人にておはすれと、はかなくおろかなる心には、のどかにのみ思ひ給ひしを、さらぬ別になしはてぬるなん。かなしう、あたらしく、あはれなるわざなりける。おどろくしう、なやましくもあらで、又さはやかになど聞ゆれば、いとよし、さりとも、今一度の壽、面は給はりて、おぼつかなく、いぶかしき事のうたがひは、はるゝばかり、れんじわびながら、深谷の埋木となりて、人しれぬ酒にかきけちぬれば、松の柱の竹の垣は、うき世隔つるふしとか、外に窓の月影さし入、よなは、もとつ人を思ひ、田で、軒端の草のしのおかた、おほくつひにやみにしぞかし。今は申く、心やすく古、藤によりて、ものとはまほしう、おもひなりぬ。數島のやまと歌は、神代よりいひつぎ、かたりつぎて、代々のみかど、國をささめ、民をやばらぐる、かしこき道なるを、ひとへに、いろこのみの家のなかだちとして、山どりの尾上をへだつる思ひ、いたづらに、みさこゝる、すさきの清き心をけがせるなるべし。されば、思ひよこしまなしとやらん、さぞ聞し。まことに、此道のひじりだち、みことのりを

うけ給り、和歌の浦にして、ひろへる玉のかず、は、や、ち、は、こにもすぎぬらんかし。東の風か
つらなをり、名のほまれやむ時なく、聞ゆる中にも、五條のまうちぎみより、京極門の一ながれ、
其末たえずして、この法印まで、たゞしきすぢな傳へ來り給へりとぞ。まことに、あふぐへく、たよ
とまさらんやは、通にし八月二十日にかくれ給ひぬれば、定家卿の正色にさへあたりにけり。ま
るべき契りやありけん、國位法師が其二月のとよみて、願ひてたりしを、彼卿も三月の比はたが
はぬとやとふらひ給し。かたゞ、難有埋ぬ名も、まこそはと、たのもしくして、

かはらずよ、高き其名も、なぐらやま、秋の二十日に、浦し月影。
をしきかな、惜しくやはあらぬ、立かへり、あすはされん、人の別も。

龜の上の山を尋ねて、おいずしなすの樂もえがたく、ひま行脚は、草とりかはれどなづまずや有
けん。川の水流れさりて、こゝにきえ、かしこにめぐらうたは、まおり玉の如くにして、はしなしか
し。そのほどのたのしみ、いづらは春の山に花をかざし、秋の山に紅葉をたきて、晴さぬれば、お
もはぬうれへなげきも、いてきつゝ、とほきさかひ、途なる國にさすらへ、しづみぬる人の、ときめ
かしく、いとよなきが、さきだつとみるに、老らくも、とよまらて、うつせみのよは、あぢきなしやと
計に、つくぐと、秋の夜の鹿覺に、なき人を、それかれとかぞへて、あまたそひ行を、鳥獸野舟の
苦の下とおもひやるは、袖も露けく、したしきもおほかれ、何となくいひ給しあだこと、ま
く、思ひつかし。かみよるこび、慕いたむうちみは、草木だにあり、海をかくしてすなどり、葉をく
つがへして、かひこをつくすためし、るぬにふれて、何かいたましからざらん、はじめて、おどろく
べきことならねど、身にせまり、せむすべなきにつけても、長くほまれあるべくは、實之がいひけ
ん、やまと歌の道ならし。彼法印わかより、大樹のかたはらにつかへ、つばももの、つかまにいま
して、つとにおき、夜半にいねても、しきたへの蘆をやすけくせず、つひに思をまたうし、ふた代の
みこともちたゝしめ、しぞきて、大江山いく野の道のはるくと、天の鶴立のそなた、田邊の風
すみ給ふめりし。ふせやのうちも、心にくみゆかしかりしかど、此道の高き名はまきり給へり。
心の泉わき出つるを水上とし、眼に見、みよにふるゝこと、わりなきふしをもとめ、鳥の一葉な
き、くものたちぬに、風情をめぐらし、野ら山にさまよふのみならず、大内はこやの山の霞にたな

ひかれ、こゝらの蓬に望みて、人を驚し、詠じおかれたりけん、ことの葉の、いかばかりかは、木の
とにおちとまりたらん。風のつてにても、ちりくるよしあらば、かきもうつし、いかにもよにひる
めまほしきぞほいなる。さてもおのれいつばかりにや、ふな君が七もじあまりを、つらねて、みせ
奉りし事のありしに、心ざしやましとて、よろしきよし、たすけのたまへりしを、そのうちあまた
たびになりければ、こまやかなることなど、したゝめおかれし一まき、今みいてたるに、有しな
がらの餘さへそひて、長きかたみの筆の跡、海より深き裏は、おきどころなく、いつわするべしと
もおほえ給へらぬを、言葉いやしとて、空しくやみなんば、かへりて理りをしらぬ物なるべし。た
どるくも、そゝることなだにかきつがんと、れんずめれど、こがれみのりものにすらん人のほ
かおもければ、うちまどへる心地して、いよゝみだりがはしく、そのすぢとなき、とりのあとい
もになむ。

のほりゆく、夜半の煙の、末までも、同じ入雲の、名にや立ちらん。
數置し、人は無世の、ことの葉を、とへば答ふる、葉のあとかな。
みるたびに、落る涙の、けつすみは、ながれてとまる、水壺となし。
いかにせん、昔の跡に、忍びても、たゆべくはあらぬ、世のはかなさを。
思ひあまり、あふげば空に、霞ぬとよ、このよをのりの、泪おちつゝ。

慶長十五年配之

衆妙集奥書

〔衆妙集奥書〕 此集者、法印芝旨之詠歌也。曾孫細川丹後守行季、著其詠歌、寄諸相實慶應、
爲家集。蓋法印依爲益相之外曾孫祖也。去々年、彼卿被、捐、給、會、爲、實、之、所、屬、予、曰、法印之詠歌、
事、有、志、不、果、今、有、何、面目、見、法印於地下。若、代、我、遂、其、事、死、無、遺憾、予、不、得、辭、即、許、行、季、因、益、相、之、
旨、亦、請、予、不、已、傳、聞、法印、生、武、門、長、亂、世、維、幕、爲、宅、金、革、爲、幣、西、伐、東、征、不、過、事、處、然、深、嘆、和、歌、早、目、之、
所、屬、心思之所、感、吐、辭、爲、歌、核、契、賦、詩、之子、臨、再生、我國、者、歎、况、得、此、道、之、先、達、贈、其、傳、於、後、學、誰、可、
尙、可、哀、慕、乎、借、以、法印一生之所、詠、計、遺、稿、之、所在、所、謂、存、十一、於、千百、者、也、何、足、得、法印之全集、
片玉寸金、不可、謂、非、寶、今、集、爲、一、冊、後、來、厚、雅、之士、以、其、海、說、更、有、增、益、之、不、亦、幸、乎、於是、立、部、分、類、
次、爲、集、歌、數、部、合、八、百、餘、首、偶、以、清、書、之、本、備、法、師、之、御、覽、尋、其、名、號、衆、妙、集、是、法、印、之、集、而、立、之、又

後水尾帝の勅
名寄和歌

玄之意歟。又被「御筆」被下「外題」法印身後之榮。道之冥加。何事可過之手。雖人不測之靈。件讀書之本。任「其怒望」隨行李之間。以事之始終。配「紙尾」者也。
寛文第十一曆季冬
〔年山紀聞〕今按。玄旨公の本集は、飛鳥井亞相雅事稱えらび玉ひて、衆妙集と名付させたまふは、後水尾院の教題なり。慈光寺中務大輔、源冬仲朝臣、玄旨公をしたはるるあり、かの撰びすてられし歌を拾ひあつめ、妙外集と名づけて、ひめおかれ侍りし。
〔名寄和歌與書〕此四冊。在障子相州小田原之刻。玄旨公本。爲「玄旨」卒後高功。不令遺棄。書之。故爲「名寄」不暇「教舉」而已。
天正十八年七月十二日
幽齋玄旨 刊

著書

- | | | | | | |
|-----------|---|---------|---|--------------------------------|---|
| 〔近著〕百人一首抄 | 三 | 伊勢物語關疑抄 | 五 | 名所類字和歌集 <small>一名類字小名寄</small> | 四 |
| 咏歌大概抄 | 三 | 耳底記 | 三 | 道之記 | 一 |
| 大原千句 | 一 | 大原山家記 | 二 | 幽齋聞書 <small>本名類歌受用</small> | 二 |
| 幽齋家集 | 一 | 源氏物語辨 | 二 | 同浪江入楚 <small>本名類</small> | 五 |
| 歌仙解難抄 | 三 | 新古今集鈔 | 四 | 職原抄聞書 | 二 |
| 座右書 | 七 | | | | |
| 〔編者補〕綱目集 | 一 | 衆妙集 | 一 | 玄旨法印和歌注書 | 一 |
| 幽齋軍禮記 | 一 | | | | |

飛鳥井雅庸

生歿

因 二二二九、正親町、永祿一二年、
因 二二七五、後水尾、元和元年、 因四七、

(野史、八八)

系圖

○雅經—教定—雅有—雅孝—雅家—雅縁—雅世—
雅親—雅俊—雅綱—
雅永

雅春—雅敦—雅庸—
雅賢—雅宜—雅知—
雅章—雅直—
雅豊—雅香—雅重—雅威—雅光—雅久—

— 雅典 — 雅望

總叙

〔野史六〕雅庸、本名雅枝、累遷參議正三位、兼右衛門督、
台徳公、賜蹴鞠式印章於雅庸祖、先參議雅經而來、累世掌蹴鞠式、受足利幕府印章、然而近世賀茂社司松下某、私以蹴鞠之式、教授其徒、以是雅庸請之云、
〔野史六〕 慶長十三年八月、東照宮、

至權大納言。慶長十九年七月。講古今集於駿府。一覽王代元和元年。薨年四十七。法名尙雅。補作諸家傳。子雅賢。雅宣。雅章。雅賢。容委。任左近衛少將。叙從四位下。慶長十二年。春。雅賢與烏丸光廣。大炊御門頼國之徒。結伴蕩遊。明年十一月。講于隱岐國。寬永三年。歿于配所。年四十三。補任。諸家傳。雅宣。本名宗勝。初繼難波家。任左近衛少將。叙正五位下。慶長十四年。與兄雅賢。烏丸光廣之徒。蕩遊。十一月。流于伊豆。十七年。遇赦。明年八月。歸京。更名雅胤。累遷權大納言。正二位。補武家傳奏。進從一位。慶安四年。薨。年六十六。弟雅章。官權大納言。進從一位。爲武家傳奏。補任。諸家傳。法名文雅。善和歌。

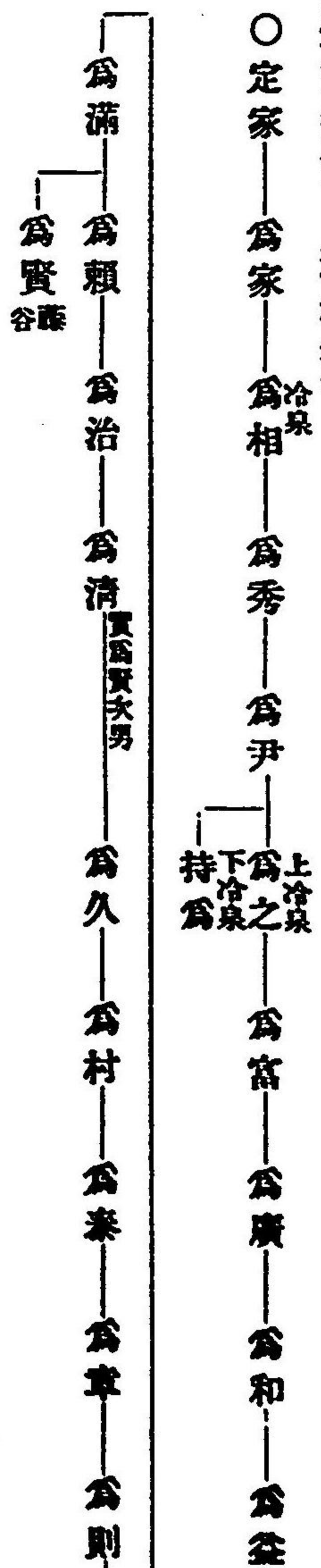
冷泉爲滿

生歿

四 二二一九、正親町、永祿二年、
 因 二二七九、後水尾、元和五年二、目六一、

(野史、八七)

系



總叙

爲全——爲理——爲紀野史

〔野史、八七〕爲滿。本名爲房。贈權大納言爲之玄孫。民部卿爲益子也。永祿十一年。叙從二位。元服。聽昇殿。歷任右近衛中將。叙從四位上。天正七年。遂叙旨蒙。慶長三年。遇赦。歷參議。至權中納言。正三位。補任。諸家傳。慶長十九年三月。如駿府。謁東照宮。宮欲聽古今和歌集秘說。會林道春夕。宮語及之。曰。汝有所聞耶。對曰。摺紳家之說。臣未之聞也。然以臣所稽察之。不過云々耳。既而果爾。補任。諸家傳。七月。爲滿講古今集。宮問爲滿曰。人麻呂事蹟。何書可考。爲滿曰。人麻呂歌仙。其蹟無傳。宮顧道春曰。汝所見。以爲奚若。對曰。萬葉集。人麻呂者有四人。柿本爲歌仙。雖蹟不顯著。猶散見乎諸書。未必爲無傳。娓娓言之。爲滿閉口不言。補任。諸家傳。道春隨伏見。語之。松永貞德曰。否。足下卒爾耳。人麻呂事蹟。自定家而後。其傳也尙矣。是和歌大要也。勿以儒見議之。補任。諸家傳。元和四年。任權大納言。明年二月。薨。年六十一。補任。諸家傳。

冷泉爲村

爲久の長子 (參照) 爲滿條下の系圖を見よ。

〔諸家業記〕 上冷泉。飛鳥井。烏丸。中院。三條四。
 冷泉は、五條三位俊成卿之子孫に而、定家、家隆之流を傳へ、歌道相傳し、世相傳授と稱し、侯家に而、別に他家より之流傳を不被受、父子代々相傳之籍被取傳候。尤傳授之籍聞見之節、其體被及、其聞候上に而、聞見有之候由、勿論下冷泉者、同家之義ながら、應流に候へ者、上冷泉より傳授有之地

冷泉爲滿 冷泉爲村

宗匠家

下之添削等、被免許候迄に而、箱傳授之職者、上冷泉一家に限り候事之由、飛鳥井家は、龜龜雅經
以來、歷代家業相傳し、冷泉飛鳥井兩家者、他流とは別段之事に而、御會等之節、御座をば兩家之内
より、被差出候事に候、三條四者、道遠院内府實陸公以來、鳥丸者、先廣神、中院者、通村公之比より、今
日に至候迄、代々家業のごとく成り來り候。中院家者、龜茂公之時、家業出精に守、爪百石御加増被
下候事など有之候。此餘數代被相勸候家々も有之候へ共、家業と申に無之、只堪能之仁へは傳流
之家より相傳有之候。而、宗匠家と被相成候事に而、假令家業に被致家々に而し、傳授有之節、宗
匠とは難申、夫故宗匠家は、其時世に而相違有之候。當時宗匠と申候家々は、開院正尹英仁親王、
有栖川一品龍淵親王、冷泉入道前大納言等覺、冷泉前大納言爲奉朝、久世前大納言通根、芝山前
中納言持豐、風早前中納言實秋、外山前中納言相光、實朝、已上六家當時之宗匠家に候。芝山外山兩
家は、當代に至、初而宗匠に被相成候事に候。此餘武者小路、清水谷、正親町、日野、水無瀬等之家々、宗
匠に被相成候近例も有之ながら、當時其沙汰無之候。

二條冷泉兩家

〔玉勝間。〕 蕭子爲景。初幸任後水尾。帝任圖書頭。爲波細野。取三河小野首尾字也。後光明寺正
保中、勅冷泉古有兩派。可以再興。傳言於東府。以爲景復爲冷泉。とある。二條家冷泉家の大方也。上
件持爲朝より末は、下冷泉殿のすぢ也。爲經朝は、爲景朝の孫也。上冷泉殿は、爲尹朝の長子、中將爲
之朝臣の末なり。さて二條家は、御子左ともいふ。爲氏朝の子、大納言爲世朝の子、中將爲通朝
臣、中納言爲藤朝、中將爲冬朝臣など、なほあまたおはせし。長子爲通朝臣の子、權大納言爲定朝、そ
の子權大納言爲遠朝、その子左中將爲新朝臣也。次男爲藤朝の子、權中納言爲明朝也。末子爲冬朝
臣の子、權中納言爲重朝也。かく爲世朝の末、三流になりて有つるを、皆末絶て二條家はなくなりぬ。
然るに歌の道に、なほ後まで二條家と世にいふは、此家の歌のおきてをうけ傳へられたる家
々をいふ也。その子孫といふにはあらず。

和歌傳授拜見
のときの歌

〔風のしがらみ。〕 五條鳥丸なる、新玉津島明神に、昔より和歌傳授のことを、しるせしもの
よし、宮に納てあり。寶曆十一年二月八日にひらき見るべきよし、冷泉爲村へ詔ありければ、三
月八日社頭にて、ひらき拜見ありしとぞ。其時の長歌并反歌 爲村 爲
神こゝにあふぎ初けんむかしとや、まさ木のかづら、末かけて、家にとりめし、ことの葉の道

院本を讀みて
の歌

の傳への、書の卷、代々に開て、みそなはず、庭の隅は、いにしへに、今もかはらぬ、よるこびみ、朝
かの浦回の、松かげに、千世もといはふ、友鶴のこゑ。
反歌
百の葉の、道をつたへの、此宿の、むかしを今に、まもる神垣。
この神の、葉のまゝに、この葉の、道をつたへの、宿ぞさかえむ。
〔権の實筆。〕 冷泉爲村卿、大井川浦水にて、鳥田の驛に浦留、雨中の、雖然に、無問の、讀の院本
をみ給ひて、
思何花開
いかなれば、みなあだ花とちり失せて、みのらぬ枝に、秋風ぞ吹く。
身知憂離面
流れゆく、身に浮波の、瀧をばやみ、つれなく替る、己がおもかけ。
如何勸習逆
とく月を、うき床に、寐もやらて、人の思ひを、身に更くる哉。
否容違不成
待人の、逢ふ夜に、まれに、戀衣、あだし契りの、かずは費りて。
愛男、愛女、不離
身にかへて、おもふ思ひは、幾度か、迷ねつらさの、まさる戀人。
首尾、相圖、配流枕
夜も今に、男鹿の、笛の、忍びに、首のは、残る、夢の手枕。
無理、事何可愛
くれ竹の、其ふしたえぬ、むつことに、いつはりながら、にくからぬ顔。
馴染、重縁中
をし鳥の、うきを分て、契る身は、ながれの末の、頼もしきかな。
不通、離面、從戀

冷泉爲村

爲村卿の文

あはれ日は、こがれながらも、待ちわびて、逢ふ言のはに、残る佛。
送別、鐘聲
逢ふ時の、嬉しき時は、同なくて、別れ悲しき、鐘の聲々。
何乎、離木
はてしなく、契る枕の、くるしさに、ぬれて秋を、ほす年もがな。
本陰、湯言
ちかひてし、言のはぐさの、かひありて、ふたつの星の、契りともかな。
今昔、語草
こふ人も、思ひし人も、あたしの、露と消なん、むかし語りに。

〔扶桑殘葉集二〕 冷泉爲村卿の文

花かつみの記

七夕和歌序

後成卿の消息に添らるゝ詞

三勝記

念珠歌の辭

超嶽院廿五、國忌手向の文

又

桃園院を悼奉る、岡井和歌

柿木寺歌、保奉納和歌歌

著書

〔編者補〕三藻類聚 三 三藻日記 二
〔霞關集作者部類抄出〕 冷泉門人錄

〔遠江守廣通〕 初武者小路門人、公野卿遺命に依て、高松の門に入、重幸公遊去後、延享三年冷泉門に入。初平藏、後に遠江守、又備後守に改む。石野氏、中原姓、其勤職する所、御納戸頭、佐渡奉行、御書請奉行、西丸御留主居、家集を澤盛集といふ。著述する所、大澤文稿、大澤園集、野漢園集、澤水、うき草、源語演說鈔、和歌感應鈔、又上水記、佐渡事略、憲法部類、其外雜著共あり。
〔義正〕 後に除門せらる。松平右京太夫家、宮部孫八、後に實名を以て法名とす。
〔宗固法師〕 烏丸門人、後、冷泉門人隱侶、元興力、萩原又三郎貞辰、手づから書寫を好み、能むを覺え

ず、老いていよゝゝ爲し。天明四年五月二日死、年八十四、誄草しの、葉草と號す。
〔飯田清藏〕 興力、飯田小源太、隱侶となりて香橋といふ。
〔築嘉尼〕 御本丸比丘尼衆、後隱居。
〔四位定靜朝臣〕 松平隱岐守、源姓、伊豫國松山城主、侍從。
〔藤原安綱〕 御所物奉行、長谷川主馬。
〔侍從輝高朝臣〕 老中松平右京大夫、源、上野高崎城主。
〔四位保光朝臣〕 柳澤、源姓、松平甲斐守、大和郡山城主。
〔拾遺〕 寄合、池田左門家、岩村九兵衛家、寛政十年、九十歳。
〔源義亮〕 御小姓組、松平三郎次郎、藤住子。
〔成島和郎〕 御書物奉行、忠入郎、源姓、道筑男。
〔秀筋〕 坊主、熊澤米安。
〔成島峯雄〕 御書物奉行、仙藏、和郎男。
〔省二〕 風客、仁木充實、隨筆あり、家集を桐隱集といふ。
〔藤原成烈〕 大御書、三橋藤右衛門。
〔大和守和啓〕 御側衆、巨勢氏、備姓。
〔茂弘〕 紀州家醫師格、太田道智。
〔源信名〕 大御書、土屋金十郎、初信現、實義休弟。
〔丹波守政武〕 元御小姓、寄合、磯野氏、源姓、後近江守に改む。
〔藤原保好〕 表御門所頭、後に替請、近藤元次郎、嗣して芳山と改む、孟洞の父。
〔忠篤〕 御同朋頭、岡田常阿彌、藤原。
〔源政共〕 御廣儲御用人、磯野内記、丹波守政武男。
〔侍從忠徳朝臣〕 源姓、酒井左衛門尉、羽州庄内城主。
〔師道〕 興力、尼代興左衛門、書に名あり、石刻文書世に流布す、隱居して空尼といふ。
〔義草要〕 義草末に入る。

(雅樂頭忠以朝臣) 酒井氏源姓、四位侍從播州姫路城主。
 (尙之) 公儀御用達、藤柳殿。
 (遠江守廣通の妻) 廣通萬彦寺の母、屋代友品女、男子。
 (鶴孝) 公儀御用達町人、桑村三右衛門。
 (喜代) 町家下野屋善右衛門、海老原といふ、喜夏子。
 (義章) 武州玉川住、後光門主家人となる、田澤源太郎。
 (誠安尼) 伊豫松山城主松平藤政守少將定國朝臣妹、丹波龜山城主松平紀伊守信勝母。
 (阿部送廣) 中院門人、後冷泉門人遠夏男。
 (清蓮尼) 元月光院殿女房。
 (幸政) 武州池上住、池上太耶左衛門。
 (山城守信享) 松平氏源姓、後大藏少輔と改、羽州上野山城主。
 (英長) 御敷奇屋頭、白澤林甚。
 (靜了尼) 淺草報恩寺住僧。
 (信理) 御露次之者、田谷源右衛門。
 (菅原安敬) 表御祐筆組頭、前田佐兵衛、安知曾孫。
 (藤原孟卿) 表御祐筆組頭、佐藤吉左衛門、保好子。
 (伊豆守真政) 月光院殿御用人、高井氏源姓、初長門守。
 (正容) 興力、木村左膳。
 (證道上人) 西久保、光明寺。
 (正明) 御敷奇屋組頭、高橋閑筑。
 (正恭) 町家、津村小三郎。
 (りう子) 田安奉仕、元興力、吉村重大耶母。
 (兜頭法師) 東本願寺の僧、式部卿、淺草住。
 (正種) 津輕出羽守家、北川金右衛門。

(義正妻) 後に除門せらる、萬女。
 (淡路守氏房) 若年、戸田氏、初右近將監、下野足利領主。
 (公幹) 田沼主殿頭家、深谷一郎右衛門。
 (權律師法住) 東本願寺末、赤坂道敷寺院隱居、隨筆者。
 (橋正方) 御勘定組頭、布衣、甲斐庄武助。
 (郡山侍從吉里朝臣) 柳澤源姓、松平甲斐守、和州郡山城主。
 (廣武) 坊主、田島宗永。
 (中原廣温) 御書院番、廣通男、石野新左衛門。
 (源昌世) 元中院門人といふ、御代官小宮山木工連、後小普請、野々宮定基朝に聞書世に流布す。
 (平孝盛) 森山源五郎。
 (丹波守政武女) 政共妻。
 (源萬彦) 菅原二代門人、大御番、佐々木三藏、實遠江守廣通二男。

中院通茂

生歿 二二一一、後奈良、天文二〇年
 二二九〇、明正、寛永七年三、二一、目八〇。
 (知譜撰記、五)
 〔野史八九〕 勝子通村、親顯、親顯繼、北島氏、通村本名通貫、慶長五年五月、叙侍、時十三歳、尋任侍從、元服、累遷至内大臣正二位。子通純、權大納言、子通茂、至内大臣。家傳、菅野人曰、以一寸八歩爲幅者、舊則有七品。所謂短冊幅、屏風縁、冠纒、鴨袴、糊指、履齒際、不破關屋板、和巾、通茂淹留江府、權中納言光國、贈菊一枝、通茂詠歌謝之曰、多遠里都留、許許呂母布可伎、以呂

光國名香を贈

仁加理可幾年能都由乎於毛比耶良禮底有故幽居三年光國製香號都鳥加教品附歌贈
 之日須美歌留波那味萬珥安差留彌耶許登梨也俄底久母爲爾太知夜加返羅武答歌曰
 於毛比幾也志豆武味俱津乎美也許登梨姑呂仁可氣底巨登登波牟登波秋夜望月
 詠曰遊久加多珥美乎婆左會波傳與奈與奈乃會傳乃都由止布阿伎通與乃都枳事府傳
 其志釋歸京石鹿國筆岩弁筆記波通船海留在江府三年詠中秋月日詠加氣乃仁志耳字津波
 或問通茂曰我朝忠臣爲誰乎答曰錄足公誅逆臣入鹿以安社稷豈有他耶石鹿

填能の人ならしは傳授し難

〔譚海三〕 中院通茂公傳奏にて關東へ下向ありし比合德院公方檢通茂公へ古今傳授御所望ありしに和歌填能の人ならしては傳授成がたきよし言上に付御氣色惡敷傳興の御暇出されしなり彼公の集後水尾院の御製集などにも此事見えたり。

七十頁の事

〔年山紀聞三〕 一、中院内府(通茂公子時前大納言)は四山公を書記歌書の許許むつまじく申かはさせたまふ元祿十三年四月十三日かの誕生の日をえらび七十の頁をまゐらせられけり爲事は御門弟のちなみありとてその頁使に京師へのほせられぬ。

贈物の目錄

- 器具
- 燭 貳 樹 (長さ壹尺一寸ばかりふとまこれに應じたる燭燭を金銀の筒にてたみ下の穴に二天ばかりの五色の糸をさし入て長く引たり。)
- 長香香 貳百枝 (吳國より渡りたる長き線香なり。)
- 漆 壹 壹 欵 (いと長き漆櫃なり。)
- 漆 橘 百 顆 (大きな餠頭に紅をもて各條の字を書たり。)

光國卿の賀詩

仙 倉 雙 翼 (鶴なり。)
 漆 酒 明 標 (兩都の好酒なり。)
 奉 申 賀 欵 (すなはち五百八句の御詩なり。)
 賦短律一章恭奉祝中院前亞相古稱初度(コノ詠詞ハ別紙ナリ)
 七句華且月南極燭燭結纏二蒲輪輿秋々枕木榮嚴霜高氣節壽國撰歌名仁者元惟壽何爲
 美老彭。 庚辰四月十三日 前權中納言 四山光國拜

中院公の和讃

和讃草芳韻和歌
 和かへよとわかになにまざる七種をおもひつみける程も精しな。
 かぎりなく君もふるすな行すまのしるべとたのむ千世の榮えを。
 もてはやすなさけぞくむにあさしらぬ世ぞ七十のかずならぬ名を。
 〔年山紀聞〕 藩邸の侍醫叔垣法橋(直庵宗廟)を京師へ上せられし時帝に百人一首和歌の撰を中院通茂公へうけたまはり侍しにふみてたまはせし歌。
 おくまでもなほたづれ見よをぐら山ぐらきしるべき道しよよはて。

古今傳授目錄

- 一 古今通説之奥秘口訣
- 一 大和歌并國説口訣
- 一 八雲神詠反歌口訣
- 一 六種の儀甚深口傳
- 一 六人歌仙勝劣極秘口訣
- 一 天皇御即位古今御傳授之大秘口傳
- 一 假字序總體口訣
- 一 歌道者王道王道者神道之口訣

右八箇之大事。古今傳授也。從中院前内大臣通茂公附圖。

道加傳

一長歌短歌傳

一混本歌傳

一組井四季

一雜之傳

一三島之口傳

一歌毎に口授有事

右合從内府則學頭以藤原常樹口授事。

右者元祿年中也。

著書

〔編者補〕老槐和歌集 一

中院門人錄

〔霞關集作者部類抄出〕中院門人錄

〔源隆任〕御書院番、松平三郎左衛門、藤幾父。

〔幸隆〕風客、元京都町興力、松井善右衛門、號六窓軒、愚問賢注六窓抄を著す。

〔谷崎句當永律〕性あさがほを愛す。

〔左近衛中將吉村朝臣〕又武者小路實隆公合點の歌あり、益圖を好くす。

〔陸奥守藤原源重澄〕林忠五郎、美作守直秀之兄也、家集を老槐集といふ。

〔永悅〕京極家人、宮田氏、三翁永言集作者。

〔正隆〕近民、磯田助五郎、三翁永言集作者。

〔寸草〕御藥園預芥川小野寺。

〔源繩直〕御書院番、土屋勘解由、初宮坂。

〔夏時〕中院門人、京極高門家、崎山九郎次。

〔美作守直秀〕初御小姓、後御書院番、林氏、源姓享保十六年辛亥十二月六日死、家集を竹篋集といふ。

よ。

〔源高門〕寄合、京極兵部、但馬國豐國領主、京極兼守高直次男、分知、障法師依之人、法號金剛院

基密林道、槐老和尚享保六年丑二月十七日死、家集を曲抄集といふ。又著述する處、三輪文集、兩

田川歌合。

〔菅原安知〕御新筆、前田佐兵衛、剃髮して水雲といふ。

〔貞孫法師〕中院武者小路門人、傳通院住僧。

〔釣月法師〕中院門人、後に被除門。新羅休集を編輯せし隱侶也。享保十三年、諏訪淨光寺入寮に入る。

松井幸隆

學統

〔鑒定〕京師ノ人、松井氏、通稱帶刀、和歌ヲ中院通茂公ノ門ニ入り學ビ、後、自ラ一家ノ風ヲナシテ、時ニ鳴ル。從ヒ學ブノ士、頗ル多シ。

著書

〔近著〕愚問賢注六窓抄五 古今和歌集類題 一 三五和歌集類題七

幸隆和歌集類題 一 雨中吟未來記開書 一 溪雲問答 一

中院通躬

〔野史〕〔通〕子通躬、官至右大臣、家世善和歌、有令德。正德五年春、通躬、書會根松記、曰、往昔昔神西游也、所愛憩次宿之地、其民必無不慕其德、而建祠以祀之矣。播州會根村所祠、乃其

會根松記

松井幸隆 中院通躬

子茂榮、通枝
と改む

一也。祠前有蟠松。傳言昔神所手栽也。鄉民至于今以爲之甘棠。尊敬不忘。地之勝也。松之靈也。則舉世所徧知。而未有採紳歌仙之賦詠之者。蓋有之。而或不傳耳。祝氏村當以爲一大缺事。常憂之。僕亦竊仰威德者。今聞之不勝感憤。仍爲賦詩。一首。既又。請竹園相府。已下坊詠。歌者十有九人之吟。吟成而各自手書。合爲一卷。以附菅原孝繼。以奉諸祠前。恭惟以神德。宸襟。既尚如此。有幸經乙夜覽者。焉。僕等之浴神澤。亦不淺。伏願。靈松之壽。永與廟宇。共及於無窮。子通勝。叙從五位上。天。以權大納言久世。遺及子茂榮爲嗣。改名通枝。官至權中納言。兼左衛門督。檢非違使。別當。

(參照) 通勝後下(一頁)の系圖を見よ。

吉田 倉 玄之 庵

生 歿

目 二二三一 正親町、元龜二年、

因 二二九二、明 正、寬永九年六、二二、目六二、

居 山城嵯峨角倉、

圖 與一郎、子充、貞順、圖素庵、

〔忌辰〕 吉田了以—玄之

(參照) 先哲叢談後篇卷一

(以上、以下)

著 書

〔備考〕〔忌辰〕 書法一家をなし角倉流といふ。

〔雍州府志〕 吉田素庵塔。在山城大井川西。嵐山北千光寺。是了意之子。而解文字。精筆法。

〔慶著〕 藤原系圖 一 武家系圖 一

烏丸光廣

歿

目 二二三九、正親町、天正七年、

因 二二九八、明 正、寬永一五年、七、二三四六〇、

〔扶桑拾葉集系圖〕 日野大納言資康卿子

(野史、九〇)

○豐光 正二位、權大納言、贈 資任、權大納言、從一位、左大臣、法名、龍道

資任、權大納言、從一位、左大臣、法名、龍道

益光 從三位、權中納言、早

冬光 權中納言、正三位、實

光康 從一位、權大納言、後

光官 從一位、

光廣 正二位、權大納言、寬永十五年七月十三

〔據野史〕

○光廣

光賢 中納言

資慶 權大納言

光雄 權大納言

宜定 左中納言

光榮 內大臣

光胤 子

資忠 左衛門少輔

資清 權中納言

順光 野

廣賢 或作廣賢

〔編者補〕

○光胤

光祖

資董

光政

二子 光德、光伯

吉田玄之 烏丸光廣

學統

古今傳授

〔野史〕學和歌於細川幽齋。與入道中院通勝或作通勝子通村參議三條西實條。乞古今傳授於幽齋。未許。庚子秋及兵革起。幽齋據守田邊城。所傳源氏物語及二十一代集。則和歌一首奉禁。闕又悉記古今傳授秘訣。絳諸管中。遣使謂光廣及通勝。實條曰。曩者懸問古今之義。因忽劇未果。今我在圍城中。愈必死焉。乃以此送之。他日聞我死。可發篋得旨矣。三人憂喜交至。感其情。既而京師傳幽齋之死。通勝實條遽解其絃。光廣獨埃其信不幾。天使赴軍。發篋。脫幽齋。幽齋入京師。光廣大喜。擁篲謁幽齋。賦和歌曰。阿計天彌奴。可比母安梨。計里多未天。婆已布多多。飛加逼須。宇良志滿。那美幽齋。感其守之厚。和曰。宇羅志滿也。比可里乎。會問天多。滿天婆姑。阿計天賦。仁味須。加逼寸奈美。可難因授筆外。秘訣云。丹州三原。光廣喜和歌。嘗誡子弟曰。凡歌會得題。宜先慮我才及不及。強賦所不及。或得題一時驚人。已不加不詠也。

〔參照〕細川幽齋の條下(一〇頁)を見よ。
 〔鹽尻〕定家 爲家 爲氏 爲世 頼阿 經賢 興孝 興忠 興季 常祿 宗家 實隆
 公孫 實澄 玄旨 知仁 親王 八條
 通勝 中院 後水尾院 大上皇 光廣 鳥丸
 父興孝より興憲僧都に傳へし一傳、宗祇より宗長及び牡丹花へ傳へし二流、兩名院公孫より、九條種道公と細巴とへ傳へられしも有り。先友公卿傳受の時よませ給ひける御歌。
 おもひきや時ぞきねらし、しきしまの妙なる道を傳ふへしとは。

〔古今集勢語源語寂莫艸傳〕古今和歌集大傳授
 三ヶ秘授

同 同

三鳥 三木 三草

百千鳥さへづる春は、ものごとにあらたまれども、我ぞふりゆく。
 遠近のたづきもしらぬ、やまなかに、おぼつかなくも、よぶことりかな。
 我門に、いなおほせ鳥の、鳴なべに、けさふく風に、雁は來にけり。
 右三鳥也。
 みよしの、芳野の瀧に、うかびいづる、なにかたまの、きいとみつらん。
 秋は來ぬ、今やまがきの、きりくす、よなく、なむ、風のさむさよ。
 かつげども、波のなかに、は、さぐられて、風ふくこと、にうさしつむ玉。
 右三木也。
 うば玉の、夢になにかは、なぐさまん、うつしに、だにも、あかぬこころを。
 花の色は、たゞひと盛、こけれども、返すくぞ、露はそめける。
 花の木に、あらざらめども、さきにけり、ふりにしこのみ、なる時しがな。
 中三草
 右古今集大傳。於三條家當攝流儀者。以三神誓可懸望之外は、不可有口授者也。

東下 野守 常 録在列
 宗 家 實 隆
 細川 玄 旨 在列
 鳥丸 前大納言 光廣 在列
 西園寺 前左大臣 實隆 在列
 地下 三人

面授口訣

〔秘傳天爾波書〕抑此面授口訣といふは、鳥丸亞地光廣、千載不傳の和歌の道を感じ給ひ、絶て久しき三條家の淵源を究め給ひしより、此の道再び世にかゝりやきぬ。されば此の道、詩のみにかゝりて、風情麗を專とするにあらざり。心地本元の正直心を本として、日用に行ひ、死生を安じ、

鳥丸光廣

生前を正すのことわりなるを、唯詞と委とめづらしきを、歌とのみおもふ人の多きを、吾道の本意をさとし給はんとして、此圖説を作り、蓋賢のことばを引用ひて、理のニツなき事なるとし給ふ。しかるに公卿の家とて、必傳有事なし。只當家のみかざりて、取用する事になれり。此傳、御門下の輩、不獲受授せしにもあらず。其人を撰び授け給ふよしなり。しかるまゝに、相受の人の姓名をたづかり、まのあたり和歌の辭、一意なるをしめし給ふを聞置ぬ。今僕と心をひとしくして、此道をつかひ、異風異相を好み、只口才の道とのみ心得侍るも、聞々有にまかせて、和歌は優麗のみにあらず、心と修行の端にして、小道に似て大道たる事をさとさんか爲に、よりく傳へぬるになん説の理其人と對映するにいとまあらざれば、万分の一をも心得んたよりにもと、私説の解を記す事になん。學智の人は、予が説を不待してさとらるべけれど、再にとさ人のためにもと、おもふ計なり。常に工夫を以て、圖説をさとし給ふべきなり。

右千々のこがねをあたふるとも、一子ならては、ゆるすべからず。加件。

姉小路代々—龍木寺殿—洋 蕙—源政直

元龜元年庚午菊月二十五日

第四の卷

やの字の事

十四ヶ條の口傳

てには秘傳

およそ此やの字、したてやうあるべきとぞ。

一口合のや。

靈やこほりの類也。

一よびいだすや。

かつらぎや、小初瀬や此類也。

一うたがひのや。

花やさくらん、靈や降らん。

一ねがひすつるや。

心ならばや、人ならばや。

一うたがひすつるや。

袖ぬらせとや。

一ねがひのや。

是は句のうちには有べし、ねがひすつるに同じ。

一はかるや。

冬川の上は氷れる、我なれや、下に通ひて、懸流らん。

姉小路假名道
春樹顯秘抄

年譜

〔編者補〕

天正 七、一、	生。
同 九、三、	叙許。歷任侍從。左右少辨。藏人。
慶長 四、二、	任左中辨。稱藏人頭。叙正四位上。補任。系圖家傳。
同 一四、三一、	七月。先是光廣。及大炊御門賴國。獲獲秋利。花山院忠長。飛鳥井雅實。藤波宗房。松木宗信。總大寺實久。相共議落奈津。事遂三數聞。十一月。宣三賴國等於海島。特恩宥光廣。實久二人之罪。其衆遂止。
同 一六、三三、	遷任三參議。左大辨。明年。歷三權中納言。
元和 二、三八、	至三權大納言。

一本奥書
種々申さる、同、出葉のこらず相傳申候。かならず一子ならては、御ゆるしめるまじく候。圖手金。歌道無執心之義。不可許之。可秘々々。

元和八壬戌年八月十三日 臣地島丸光廣在列

按ずるに、本書は世に、姉小路假名道と云ふものなり。全部十三卷、介せて一冊なり。

〔春樹顯秘抄〕 這一書、大藏卿二位法印、玄旨よりの傳也。蓋、然種々申さる、同、出葉のこらず相傳申候。一子ならては、御ゆるしめるまじく候。假令、圖手金。歌道無執心之義。不可許之。

元和八壬戌年八月

臣地島丸光廣在列

右之條々者、此道之階梯、深秘之大事。於歌道末代之明鏡也。假令、圖手金志。少輩者。不可相傳之。皆背此旨。和歌三神。并聖廟之可、靈御、河也。仍加件。

中院代々相傳中絶無之者也。

元和 六、四二	通正二位。補任。家傳。
寛永 一五、六〇	七月。突。法雲院。系圖。家傳。

(以上、野史、九〇)

性行

洗浴を嫌ふ
歌を詠じて雨
を歌む

貧人の病を治
せしむ

人の爲めに擇
まを好まず

〔野史〕。光廣性嫌息洗浴。左右強勸之。恰如浴嬰兒。或至涕泣云。自往時相傳。民人奉勸。春日社。初發途如雨。則三年間必死云。一年光廣當任。臨發大雨。詠和歌曰。布良伐不證。味加差乃耶麻乃安女。奈禮婆。左之天波那珂。俱留之伽累倍幾。雨忽歇。又無怪異。後水尾法皇登樓。望公卿以下第宅。棟尾破填。召所可代板倉重宗。下命令修。光廣第。重宗來告。故請遷居。光廣曰。東廂雨漏。則避之西室。西室壞。則移于北舍。我聊無厭。請辭他日。法皇問重宗。重宗奏以實。詔曰。不督主人。重宗傳旨。固辭如故。重宗獲遷居。而修造其第。光廣及光廣發歸。貧人猶未瘦。乃命浴室主翁。界祿糶養焉。及貧人得全。瘞歸鄉里。與其父。賦泣以薯蕷一苞。來獻。以謝恩。光廣詠歌曰。阿之岐止天。於母比波須天。見於耶止巨乃。宇登幾乎伐奈保。安波禮止者。味與。光廣不好爲人書。京師商某乞其筆。歷年未能得焉。偶聞其遊妓樓。某又往。因其所愛之妓。而請之。猶未得。時適初冬。妓生一計。詠和歌。附盆梅。又貽焉。歌曰。岐美那良傳。大禮爾可味世武。宇免乃波那。以呂乎袋得乎茂。新類比登會志累。光廣受讀。且把筆。抹爾字。可下注。一波字。且書光廣字。還之。某家子孫相傳。今猶秘藏云。光廣東行。奉和歌於伊豆三島神祠。止雨。其歌曰。以能留奧利。彌豆勢伎登免與。阿麻通和。許禮毛美之。

諸公卿の遊遊

その居室

〔譚海三〕。元和の比迄は、公家衆無狀にして、洛外放縱に歩行有。諸隈大納言殿、烏丸光廣卿など、放蕩にて、禁中の女房など誘引して、遊山にてられし事、度々に及び、關東より殿數御ありて、諸隈殿は首領ゆゑ斬罪に處せられ、家断絶せり。光廣卿も御管によりて、暫く隠流せられたり。女房は中院通村公のおば君にて、禁中に伺候せられしが、伊豆國へ配流に處せられたり。その事通村公の集に見えたり。

逸話
逸歌の執筆

〔窓のすさみ追加〕。烏丸光廣卿は、常に居る一間十疊ばかり敷て、衣物を悉く引ひろげ、四布の衾を二枚ひらき、机一脚、硯石、三本入の扇子箱に筆有其間へは、年月経て人の入事なし。故に塵せらるゝ跡付て、其外は煤塵みち／＼たり。公宴とて、參内院參などの時、かの扇箱に塵を入し、手に下げ乘輿にいれ、會席へ持参ありけり。此扇江戸に召されて、三年在府し、頃日迄有し、高倉屋敷に滞留なりしとぞ。かくて歸り上らるべき由きこえけるに、兼て塵布の箱に、含有したる、留守せる。兼て掌云。模君久しく江戸におはして、廣き所に馴給しに、歸給ひて此塵目前近く、うるさく思召れんとて、こぼち取てけり。此塵は數十年來、諸家より贈られたる寶物を、つめ置たるなり。其實をば書院にならべ置、群に書記し、さて家中わから取べしとて、悉く送りけるが、己は一種もたらざりけり。かくて光廣卿歸京有て、四五日へぬれど、不審有ことも無りしかば、兼て掌云。模は、御座の模の替りは致さずやと申時、いかさま遊くなりたる様なりと思へば、模の有つるか如何したるぞとありければ、されば江戸にて、としたる所に御住居して、うつくしく思召べきと存。近比はらひ捨たるに候と云。然らば内にある物どもは如何したるぞと有しかば、御家中上下に分散して遣し候と云。それは然らば、内には如何したるぞと問れて、いや某は何も取不申と答しに、無調法なる事哉と、疾て取あへもせられざりしとぞ。神を好れし故、かく無心なりしにやとある人の話し。

〔おほみのほし〕。内に御連歌有りける時、光廣の大納言(烏丸寬永十一歲)いまだわらはにて、殿上に侍りけるに、執筆すべき由、御けしきありけるを、家の子に候へば、和歌の事はかたのやうに

歌雨の歌

沙汰し置候。連歌の執筆、つかうよつるべきやうこそ、いまだならはずなれ。と申されければ、さし
いはれたりとて、ゆるされさせ給ひけり。
〔假名世説〕 烏丸光廣卿、春日祭の上卿にてくだり給ふ時、雨ふりければ、
ふらばふれ、三笠の山の雨なれば、さしては何の、くるしかるべき。
と、よませ給ひしかば、雨やみて晴れたり。又その冬も、上卿にて下りたまふとき、
としの内に、ふたゝびたつる、使こそ、みやこの前、北の藤なみ。

寛活

此卿の現箱は、五木入の扇箱を、生涯用ひ給ひしといへり。
〔美奴世の色〕 烏丸光廣卿の宅は、烏丸中立實にあり。其比牛飼ども、公卿の家にて牛を牽ゆき、
御用なきやと問ふ。あればとて、用なければ返すなり。光廣卿は、毎度この牛を牽うて、花街にか
よひ給ひ、車の上に能を敷き、その上に酒肴を敷け、白若として居給ひしとぞ。

法雲院

權大納言正二位光廣卿は、准大臣光宣公の男なり。寛永十五年七月十三日薨す。六十。法雲院と
號す。

花街へ通ふ服

むかし江戸にて、よし原へかよひしに、馬をやとてかよひしと、おもひ合されたり。今に馬
道などいふも、また田町の引手茶屋を、あみがさ茶屋といふも、その頃は、昔茶屋の軒下へ
笠をさげ置、武士は勿論、其他とも、編笠を冠り、郭内へ入りし由、いまは其名のみ残り。
板倉侯諸司代の時、すべて公家衆、花街へかよひ給はんには、夏は下に白帷子、冬は白無垢を着用
あるべし。しからざれば、制度の害あるよし、かたく屬られたり。其ころは政ともゆるやかに侍り
し。

著書

- 〔慶著〕東照宮御鎮座本紀 一 黄葉和歌集 九 筆のまよひ 一

烏丸門人録

〔霞關集作者部類抄出〕 烏丸門人録

- 〔源正峯〕 中院門人、後烏丸門人、御書院書、兩宮華人制、鑿して實名を法名とす。
- 〔源珠棟〕 御徒頭、後に寄合、松平傳次郎、家集を重業集といふ。
- 〔阿部送瓦〕 中院門人、後烏丸門人、大御番組頭、阿部三郎右衛門。
- 〔宇辨上人〕 麻布、長光寺、寛政抄を著す。
- 〔勝敬〕 進上取次番、大竹長左衛門。

法橋友益

光廣門 叙

〔類聚名物考〕法橋友益春之は、烏丸光廣の御門弟にして、歌をよめり、歌林尾花末とい
ふ書に歌をのせたり。この弟子をもみな、全各名に之字を付り。

- 〔梅谷軒求之〕 金田平左衛門貞利。
 - 〔梅芳軒永之〕 笠原兵右衛門爲教。
 - 〔梅柳軒永之〕 須田右近源爲春。
 - 〔梅榮軒藤之〕 内藤小左衛門藤原忠盛。
 - 〔梅校峰之〕 江良軒、植山花実齋。
- この六人みな、友益春之が弟子にて、六歌仙といひしなり。

法橋友益

烏丸廣賢

總叙

〔野史〕次廣賢政作木工權頭。叙從四位下。任待從。管教授和歌於守澄入道親王。從赴山東。後水尾帝。詔賜族六角堂。及守澄入。寬永寺。廣賢稱於六角。仕幕府。子孫列高家。政家

〔備考〕光廣の條(三七頁)を見よ。

烏丸資慶

總叙

〔野史〕光賢有二子。長資慶。官權大納言。

〔年山打聞〕辭世歌
さめにけりいそぢの夢にみしやなに 菅田のにしき見よしのい露。
 烏丸五相實慶補

〔扶桑殘業集〕資慶の文
 中秋里存當座和歌序。如雪和尙詩和韻和歌序。以附庵に遺はす詞。益石の銘。香爐の銘。
 後光明院百箇日御法事參泉涌寺記。三行記。
 (參照)系圖は烏丸光廣の條(三六頁)を見よ。

〔編者補〕秀葉和歌集 二

佐河田昌俊

生歿

生 二二三九、正親町、天正七年、
 歿 二三〇三、明正、寬永二〇年八、三國六五、

越後國山城國宇治郡興聖寺、

〔俗〕喜六關壺齋、默々翁、臥輪、

○木戸玄齋——子昌俊

(以上、詳載)

系圖

雜載
 金庫を開きて
 家中に貸附く

〔新國學〕佐河田喜六昌俊は、永井信濃守尙政の家老なり。いつの頃にかや、家中一統圖窮して、領民よりは已に借り盡し、つひに、他國に債を抄こすにさへ至りぬ。其頃昌俊は在府なりしが、昌俊いかと思ひけむ。爾斷もて城中なる金庫を開き、君侯の命なりとて、國詩と在府とを論ぜず、家中一統に高割もて金子を借し興へ、無利足十ヶ年賦をもて、返納すべし旨言渡しけり。此の事江戶に聞えければ、君侯大に驚き、やがて、喜六を江戶に召して、尋問あり。昌俊語みて對へ申しけるは、御家中一統、貧困に陥り、既に御領内にては、融通の術盡き果て、他國に向ひて借財するにさへ至り、妻子をも養ふ法なく、忠孝の道、ほとく願ふに違あらざる勢に至り候ひぬ。然るに、御金庫には金銀充溢せる事、雖一人として知らざる者なく、あはれ、あの金あらばと心に思はぬ者は、一人として候はず。是、即、恨を御金庫に満ふるものに候ふ。されば、今、之を敢じて、一統の實困を救ふは、取も直さず、恨を敢じて思を善ふるものとこそ申すべけれ。但、何を経て取計ふべき事なれども、伺ひ候はむには、必御許あるまじく、御許なきに於いては、ますます恨を深からしむるに至るべければ、かくは計ひ申して候ふ。專斷の御は、もとより覺悟の上の事に候へば、甘じて御許を受け申すべしと思ひ切りたるけしきにて答へけるにぞ、げに理なりとて、何事もなく事すみけるが、是より後君侯始め、家中上下の信用、ますますく厚かりきとぞ。此の昌俊は、かの名高きよしの山花まつ頭のこといふ秀歌のよみ人にて、和文も拙からずかきし人なり。雅俗につけてすぐれた

烏丸廣賢 烏丸資慶 佐河田昌俊

吉野山の歌

る人にこそ。

因に云ふ。昌俊がよしの山、花まつ頃の、あさなく、心にかゝる、峰の白雲。といふ歌を、清水源氏評して、山家集の「何となく、春になりぬと、さく日より、心にかゝる、みよしの山、又、後集、定家小倉山、しぐる、頃、朝な朝な、昨日はうすき、よものもみぢ葉、観古今、爲家、種むくべき、わがよのちかく、なりぬらむ、心にかゝる、故のしら雲、寂然家集、よしの山、花さきぬれば、あぢきなく、心にかゝる、峰の白雲。」これ等の詞をよせ集めて、一首とせるものにて、参らしげなく、秀蓮といふべき歌にあらざるといへるは、酷評といふべし。三十一字の字數少きものなれば、類似の詞は少のづからありしつべし。ありとて、其の趣向新しく、委めてたからむには、秀蓮といはては、あるべからず。但し、此の歌、寂然集なるとは、尤多く似たりといへども、其の歌が、寂然のよりは、遙に立越えたれば、これまた難つくべきにあらじかし。(中村秋香)

〔孝經樓漫筆〕 高野部助師義、下野の佐野昌綱が許に、越後佐野河田村に居六、七代の孫、佐河田喜六昌俊、越後の侍大將木戸玄齊莊内に依り、養子とす。慶長五年、大津攻に先登し、左殿に當り。永井右近招之、寛永十五年、隱居し、同廿年八月三日卒す。六十五歳、昌琢云、當時和歌の達人、西園にて某、東園にて喜六といへり。

名歌并評語の事

〔雨窓閑話〕

一、思ふ念力、岩をも通すといふ詠むべなる哉。何にても、一心不亂に心をさして、と云ふかゝといふ事なし。いにしへ永井信濃守尙政の家老、佐川田喜六は、元龜年中、納言景勝の家臣、木戸玄齊が兒性也。信州の父右近大夫尙勝、召し抱へて、家老とす。文武兩道の達人なり。和歌を好みて、名歌をば讀み出でんと心懸けるに、或時主人信濃守佐川田を呼びて申されけるは、今日登城いたしたる所、近代の名歌の由にて、兼喜より下し置かれし願なりとて、今日御所様より賜はりぬ。汝は風流に志厚きに依りて見せんとて、佐川田に賜をわたし給へば、ひらき見るに、

よし野山、花まつ頃の、朝なく、心にかゝる、某のしら雲。
喜六涙を流して申しけるは、恐ながら此歌は、愚昧にて御座候を、上方へさしのぼせん秀蓮の由にて、御賞美にあづかり候を、勿體なくも、か様に御手によれさせ給へる種有さまと申しける

れば、尙政も大に驚き且感じて、即登營して、委細の経言上有りしかば、將軍にも謝意不許して、佐川田を召されて、あつく物たまひて、大切にすべき由、信濃守へ上意有りしとぞ。

某の侯仰に、此斯等く世に傳ふる所にして、其道の妙感に至ると云ふべし。能々其身にたくらべて、思ひ入れなば、何れの事にも、妙所に至らぬといふ事か有るべき。佐川田は、歌を骨髄に入れて、あはれ秀蓮をよみ出ださんと思ふ事、眞實にして、其心入れ難々ならぬ故に、其に朝な、の名歌をよみ出だして、天子を感動せしめ、將軍の恩賞を蒙り、主人の外間、おのれが名譽、いはん方なし。和歌の道にてさへ、此のごとし、いはんや、今日吾人賢人の道を思ひ入りて行はんに、是非極上の位に至らぬといふ事やあるべき。むかし唐土に念佛の行者ありて、明暮念佛を申す事、いさゝか怠慢なし。時にかれて、肥後の島を愛して、籠をかたはらに置き、明暮念佛して有りしに、彼あふむ死しける故、かれて、寵愛の島なれば、土中に葬りて、下等を盡しけるに、其墳より奇蓮花一もと生ひ出でたるとかや。心なき鳥類なりといへども、其妙なる事得もいはず。まして人間の習ひ、尊とき五體をそなへぬながら、それなりに死ぬるといふは、残念の事也。人の人たる道をしりて、よく道を行ひ得たるならば、佐川田が、かなの歌の如く、規模を得ん事うたがひあるべからず。たとひ、潔性いやしきなどして、わざにかなひがたしなど、云ひて、おのれぎりにゆるして匿くまじ。大國秀吉公元より車輪なり、美濃齋藤道三は、西の京の庄九郎と云ふ油賣なりしかれども、天下を取り國家を取りては、歴々の家筋の人々の器量にも勝れたりとす。只、其所に至りては、素性脱しきかたを見にくきなど、云ふ了簡更にあるまじ。人を見下す事、元よりあるまじ。只、人を助け、己をかへりみて、心に篤と徹するやうに分別あるべしと也。此斯の趣ども、ありおたき事なれば、心身きものへも、断聞せても、苦しからずやと申したりしに、某の侯仰に、ちつともくもるし、あるまじ。我不器量不才はもとよりし、れし事なれば、何しに是をかくすべきや。心身きものどもへも、又は他家の人々へも、遠慮なくばなすべし。唐土にては、時の政の得失、役人の善悪、正まても、書に作り歌につくりなどする事、聞き及びたり。元よりかくす事あるは、おのれが心に餘事有る故の事なるべし。天の道に照ひ、人の道を行ひて、直く正しくしてあるならば、など

系圖

〔扶桑殘葉集系圖〕 杉原伯耆守平光平之裔

○道松

家定木下肥後守、母杉原七郎重門家次女
女子木下白雲、母秀吉公

勝俊少將、若狹守、後在落東山、白雲、其母
子又稱天童、應安二年六月十五日卒

經歴
秀吉に仕ふ從五位下若狹守

〔野史三六〕木下勝俊肥後守家定入道紹英長子也。又右衛門太監、或所者勝俊伯耆也。初字大藏。考系圖。自幼仕關白秀吉。叙從五位下。任若狹守。賜族羽柴。爲龍野城主。武家盛衰記、中興

○若狹守護代年數云。勝俊實秀吉愛妾松丸殿所生。武田元明遺孀也。松丸殿。孤子若狹。憑高臺夫人。請哀秀吉。得封若狹。

從四位侍從
左近衛權少將

天正十六年。叙從四位下。任侍從。征明之役起。率兵從那古耶行營。九州道記、文祿三年。封若狹。食邑八萬一千五百石。居小濱城。守。任左近衛權少將。庚子秋。受秀賴命。守伏見城。松丸。爲居元忠等。保守牙城。追大坂兵起。勝俊意謂。我爲秀賴親戚。東西難起。東則離親。西則叛姻。心持兩端。而不決。城中或危疑。元忠遣使者謂曰。頃聞卿弟秀秋來。城。然則昆弟之親。在內外。衆心疑懼。請致郭而去。勝俊猶豫不決。或謂。殺勝俊。以圖衆心。勝俊聞之懼。率兵奔京師。七月。初細川忠興兵五百。過高濱。勝俊留後兵。要之青井口。忠興衆。勞井坂。抵小濱城下。留後兵遣人謂曰。寡君在伏見。令他兵過前門。我輩似欲武。一人不得。令過焉。衆或謂。屠城而往矣。或謂。勝云。喝聲於歌房也。乃縱引轉路而行。留守兵與小野木重俊等。圍田邊城。守。及事平。坐春封。居京師東山。更稱長嘯子。別號

封を奪れ東山に隠れ別號す

雜載

舉白集

成奇

詠歌

入道嗜和歌。書記嵯峨衣詠曰。萬多以曾俱。都末伎能美智乃。嵯峨吳呂毛。幾美俄多女。以津末傳可。積志。又避世。潛居大原野。故名天哉。爲慶安三年六月。卒。年八十一。號大成院。詠曰。多末久志。偶阿計奴。久禮奴止。以多返良仁。布太太。母巨奴。乎寸具須可。難又都。由乃彌能。幾遍天毛。幾遍勢。於伎杜許路。具左代。乃保可仁。滿多母。以梨計里。有舉白集。行于世。有一男一女。女約婚淨鑑公子。信吉。後有命召之。因辭以和歌曰。味乃宇幾波。預能差我奈之耶。可免也。麻通。以伴俄伎奴。未。於乎比加。萬保新。肥。男某。任侍從。與父居京師。後往美作。憑森長繼家。士有淨論。侍從左相一方。長繼。悉逐。卻復居京師。黑田長政。迎之。給食三千石。稱勳兵衛。族菅氏。爲榮山大膳。姻家。及大膳去國。俱去歸京師。○。子孫相傳云。子某。字傳右衛門。寓于從祖父延俊京師邸。號髮號系。無子。絶。

〔舉白集〕 勝俊少將はやうこり、よみ給ひしこのかた、垣れのかつらたゆることなく、野嶋の松の葉、かすしらすつりぬれど、しほめる花のにほひもなく、秋の月のひたすら露にあへらんは、何のやくなしと、ひげし給ひて、みなはふらしすてたまひしを、門弟公執いたくを、しみて、そのら世におちりたることの葉、ひろひあつめられける。公執、身まかりし後、その子某、なほあたらしきことに思ひて、さるべきくまぐまたづれとりて、春夏秋冬のくさぐさをわかつて、なほく代にのこさんことをおもふ。こゝに春正これをおつめて、十まき名づけて、舉白集といふ。〔續人物下〕 國初ノ頃、文運未ダ開ク。學者皆結ノ芝シキニ苦シム。勝ニ多ク育チ、野ヘタルニ依リテ、極高先生モ屢此人ヲ稱シ、ニ書ナ信ラレシ。文集等ニ見エタリ。好シテ和歌ヲ詠シ、和文ニ巧ミナリ。〔玉かつま〕 舉白集に、見もしらぬ人の、葉の月をさしのぞきて、心あるかなとほのかにいへ

木下勝俊

短葉の歌

りければ「あはれしる、我身ならねど、山里にすめば心の、ありけなるかな。
〔假名世説〕 豊山の長嘯子(木下氏、名は勝俊、若狭に任じて、天龍講と號す)短葉の歌として、
をしむ日も、やいぐれ竹の、ともし火は、よるの、玉づき、踏てらせとや。
竹葉の前に、此うたありしなり。

著書

〔近著〕 四生うた合 一

うなひ松 一

戀の哥合 二

舉白集已上四部門人
山本春正輯 一〇

〔編者補〕 東山々家配 一

武用辨略 八

若狹少將勝俊朝臣集 一

冷泉爲景

系圖

〔扶桑拾葉集作者系圖〕

○定家

爲家

爲相

爲秀

爲尹

持爲

政爲

爲孝

爲豊

爲純

爲勝

前元和五年九月十二
日本、年五十九

爲將 爲景正四位左中將、實庸第一子、爲二爲
將子、承應元年三月十五日卒。

〔知譜拙配及編者補〕

○爲景

爲之

爲經實庸第二子、爲三爲
孫子、三男

爲俊

爲榮實庸第三子、爲四爲
四男

爲嗣實公孫、爲二男

爲起實公孫、爲一男

爲行

爲柔

爲勇子

總叙

冷泉爲景又依藤
源氏

有勳復冷泉
白鷗文集
下冷泉

生歿

統

〔野史〕 爲純本名爲房、又爲能、累遷侍從、從三位參議、世住播磨、歲時入朝、天正六年戊寅、別所長治襲細河莊、爲純及子爲勝防禦、四月朔、爲純戰死、年四十八、傳、依藤某聞急來、援、則館舍燒亡、父子已歿、某悔、來、返、自殺、土人感其義、合葬三人、樹松四五株、名曰冷泉塚、或曰依藤塚、播人迄今稱之、爲純有數子、長曰爲勝、任左近衛權少將、與父死、次曰教勝、次曰道、在儒林傳、天正六年、歷世藏書罹災、盡爲灰燼、肅告祈之、右大臣信長臣羽柴秀吉、秀吉曰、且待時運、竟不果、肅無如之何、於是肅正和二年公牒、及殘編遺書、奉母與兄弟同走京師、次曰俊久、繼六條有孝後、改源氏、名有親、次曰爲將、任叙官位、未詳時既失邑、家人幾絕、道子爲景、初奉仕後水尾天皇、任圖書頭、賜號細野、取細河小野首尾字也、後光明天皇、正保中、敕冷泉、古有兩派、宜興復、傳旨於東府、以爲景復爲冷泉、任左近衛權少將、尋轉中將、賜城州愛宕郡、小山村、相樂郡林村、及小寺村三所采地、數蒙顧問、侍講經筵、善詩歌及倭文、所著有白鷗文集若干卷、系譜以承應元年卒、子爲元嗣、子孫相傳、世稱之下冷泉。

中原納職忠

〔目〕 二二四〇 正親町、天正八年、
〔因〕 二二二〇 後西院、万治三年六、一六四八一、
〔鑑定〕 中原氏、正四位上大藏大輔ニ叙任ス、華老ト號ス、有職故實ノ學ニ精シクシテ

冷泉爲景 中原職忠

頗ル世ニ稱譽ス。殊ニ律令格式ヲ研究ス。

荒木田堤盛徴

生歿 二二五六、後陽成、慶長元年、

因 二三二三、靈元、寛文三年二、一五、四六八、

〔慶著〕 伊勢の人にて神宮禰宜たり。

〔慶著〕 神風小名寄ニ 類字假名遣 一

〔編者補〕 新增假字遣ニ

僧元政

生歿 二二八三、後水尾、元和九年、二二三、

因 二三二八、靈元、寛文八年二、一八、四六六、

〔宮川舍漫筆〕 元和九年癸亥二月廿三日洛。寛文八年戊申二月十八日、世壽四十六、

書和歌一首、安祥入寂云々。

〔生地〕 京都一條、〔居〕 深草瑞光寺、同巷後、

〔本姓〕 菅原氏、〔因〕 石井吉兵衛、〔日政〕 日峯妙子、不可思議、霞谷、空子、泰空、(以上、三十六歳、上)

(國語學書解題)

(三十六歳、上)

經歷

二歳

〔三十六歳〕 元政師は、俗姓菅原なり、名は日政、妙子と號す、又不可思議、また泰空とも稱す、平安の人なり、元和九年亥二月廿三日、一條の街に生る。

六歳

〔同上〕 二歳の時、母氏師を携へて、七月十六夜の、東山送り火を見せしに、大の字を見て、家にかへりて、直に其字を書す、又種々の玩物を並べ置き、呼ぶに、聲に隨ひて、其物をとる事、得てたがはず。

八歳

〔同上〕 六歳にして、初て讀書せしむるに、一たび句讀を授けて、皆よく暗誦し、更に忘るるとなし、一日洛東建仁寺大統院の長老に見ゆ、長老、大學二行を口授するに、直に體記して誦す、長老、掌を拍て嘆じて曰、誰かしらん、今事察見ありと。

十三歳、

〔同上〕 八歳にして、近江彦根にいたり、武事を習ふ。

石井俊平と

〔同上〕 十三歳にして、城主井伊侯に仕ふ、故ありて母の氏を唱へて、石井俊平といふ、常に官のいとまには、書籍をよむに、精力人に過絶す、あるとき、江戸に下らんとするに、母

十九歳

氏の持てる観音の像を携へんとを乞ふに、母氏驚きて曰、前夜夢に尊像告げて、俊とゆかん、くとのたまひしにあへりとして、則あたふ、然して江戸にありて、疾ひし、歸京して養生する事一年、時に年十九なり。

三大願を起す

〔同上〕 此年母氏と和泉の和氣に遊びて、日蓮の像を拜し、三大願を起して曰、一には出家得度せん、二には父母の命長くして孝養を竭さん、三には法華の三大部を讀まん、と、時に泉涌寺周律師、法華經を講ずるに、師、日々に往て聽き、感奮して出家せん、の志を告

荒木田盛徴 僧元政

五七

二十六歳

歿す

く、律師之を止めて曰、汝年甚わかし、他日僧と成りて遅からずと。
 「同上」後八年を経て、年二十六、妙顯寺日豊に仕事して志を遂げ、果して三大部を閲す、もし解けざるとあれば、僧俗長幼を擇ばず、之を問ひて盡す、夢に天台大師と論議あまたたびにして解すること多しと、しかも慎んで人に語らず。
 「同上」後、父母の家を寺の傍に建て孝養す、父年八十七にして歿す、後母氏、身延山に詣てんとす、師扶助して同行す、時に母氏年七十九、後母氏も又八十七歳にして終る、師、尋て病み、遂に寂す、年四十六、時に寛文八年二月十八日なり、遺骸を庵の傍に葬り、墓標には竹三竿を植うるのみ。

性行

熊澤番山と親交す

父母に至孝

「近世叢語」元政為人、精力絶倫、博學強記、無不闕、兼善詞章、其有宏遠之風致、傍通國學、好爲和歌、占居深草、稱瑞光寺、持律甚嚴、少間不解袈裟、兀坐誦經、有人來訪、道則辟、辟開示、有招焉者、雖富貴人、必辭焉、有贈絹帛者、必換之木綿、以施弟子、當時聞其風者、莫不風靡焉、與歸化陳元贊、心機冥契、爲方外交、又與熊澤了介友善、了介難素不悅、浮屠、大飲、元政風猷、時時來訪、談晤移晷、難語及佛理、了介色莫逆矣、但曰、如今緇徒、咸是魚鱗、可款可款、苟使釋迦見之、其謂之何、又使孔子見、今日儒者、亦謂之何、時講源語、或問法華經、或拉伶人來、爲雅樂。
 元政素誠孝、前是迎二親、養於菴側、孝敬純至、父母年高尙健、父享年八十七而歿、爾後母欲詣身延山、時年七十九、元政扶持以往、寛文八年、母亦八十七而歿、元政尋暴病遽寂、年四十

雜載

教示

胎短と雖も聞高し

元政集中の秀歌

宇治の三首

六。

「筆のすさびよ」 深草瑞光寺の元政上人は、彦根侯の家臣(三千石)石井源八郎元政といひし人なり。瑞光寺に十年餘住し、寛文八年二月十八日、四十六歳にして寂す。かつて教示に、
 如吾宗教、一言妙法、諸佛秘要、語之言喪、思之慮亡、唯可信得、不可說得、不思議之不思議者也、亦重山別付之人、其執得之、草山妙子。
 右自書の一紙あり。家は今に彦根にて、(千五百石)石井市之丞とて、近習役のよしなり。
 「春波樓筆記」 深草の元政は、法華宗なり。日蓮は諸宗を誦誦したる故に、我徒我黨と云つて、諸宗の責、これを惡み誦る。元政は佛の理を悟り、出家の道を知り、戒を保ち、法華宗家の祖なり。年四十六にして死す。胎短しと雖も、其聞え高し。
 「閑散餘錄」 深草の元政上人は、法華律にて傍ら詩を好み、其中郡が風を能く學べり。草山集、谷口集あり。又和歌を巧にせり。和歌集は寫本にて行はる。母に事へて純孝なりしと云ふ。青木東庵なるもの、其風を學ぶ。竹雨齋詩集を著す。詩は六に於れり。
 元政は俗姓菅原氏にて、彦根の大夫石井半平の弟なり。射藝を能くす。十九のときに出家す。深草にて歌あり。曰く、すまてやは、霞も霧も、折々のあはれこめたる、深草の風。元政集中の秀歌なり。
 「雲錦隨筆」 城州伏見深草の瑞光寺は、明暦元年元政上人の創にして、法華道場たり。當寺の什物に、宇治の三首とて、元政自筆の横軸の掛物一幅ありて、殊に秘藏せり。

宇治にあそびて、觀流亭とあるところにて、

たえずゆくながれももとの水ならで、誰にとはまし、いにしへの跡、義祖

十六夜の月、やうくさしのぼるほどに、橋のもとより舟にのる、

僧元政

五九

舟とめて、しばしはゆかじ、網代木に、月もいざよふ、宇治の川波。

はるく、とさしくだすに、また月みる舟もなし、うちなげきて、

こゝにだに、みる人もなし、秋の夜の、月をもしらぬ、世とやなりけん。

義祖とは、則ち上人の名なり。元政は其はじめ、江州彦根侯に仕へて、石井元政といふ、博學多才にして、忠節無双の士たり。殊に至孝篤實なる事、行狀記につまびらかなり、こゝに畧す。

元政の歌

〔窓のすさみ〕 深草元政上人は、國初より以來の術人、元々唱和集に見えたる詩、體を備へ、遊體文その世の人の及ぶ所にあらざり。文章もその折の中には、類ひあるまじくと見ゆ。和歌もよかりしと聞ながら、いまだ集を見ずぞあり。原業澤京へ往し時、深神へ立寄るに、虫ほしにて、露跡など出し置たるに、一見せし自筆の歌に、

くちね猶、をりく、人の、とひくれば、心にかゝる、華のかけはし。

をりく、の角に猶と書きそへありて、寺僧もただ猶と唱へるよし。今思ふに、猶の字を書き加へて、たゞの字を消しぬるを、我點を落したるにや。歌の體たるその勝れて見えぬるにや。石川丈山は八郎左衛門直元とて、元和の戦に御旗本より被斬して、武功勝れたりしかば、上下感じあへりけれども、軍令を破りたる罪重くして、涙々し、洛東に籠居せられける。

渡らじな、せみの小川の、清ければ、若の涙そふ、かげもはづかし。

と詠じて、再び入洛せられざりしとなり。先年今に勝りたる新曲、空靈などみえたりし、國朝の住居とて待ば、その世に類をこえたりけるとのよし、誠文武の士なりけり。後まで其壯なりけるにや、ある時商人の往て、何事にか通計したりとて、切腹されしかば、國家こそりて、所司代へ送へけるに、重宗朝臣板倉周防守從四位少將、聞て、丈山に向て通言たらば、まこそあるべけれ。誠自殺といふものよとて、漸笑ありし程に、何の沙汰もなかりしとぞ。

元政の壁書

〔笈埃隨筆〕 不幸にして世をそむける墨の衣にはあらで、髪ゆふがむづかしさに、頭を剃り、柴の軒、竹の柱、身に輕う、此に留おく心から、世の人を見るに、只身を思ふ業のみに、足を空にし、吉野山のはなのあはれもしらず、深草の鴉の聲を聞ては、焼てしてやりたいと斗おもひ、後は何になる事ぞや、斯く靜ならぬ身は、只人間のみにあらず、山を出る雲は、雨を催さんが爲に鬧し、山の鹿は、妻乞世話に、聲の限り鳴く、是を思ふに、此身程、樂に隙なるはなし、惠心の作の佛一鉢、持たれど、後世願ふ爲にはあらず、持傳へたる道具なれば、御宿申許也、膝を入るの貳枚敷、土鍋ひとつに、塔あき、正月とも思はず、難煮くはぬ身には、聞かれまいとも言はぬ、初音、心よく聞、夜着、蒲團持たぬ家には、見られまいともいはぬ、依怙びいきのない窓の月をながめ、嵐吹く夜のさよしぐれ、降らうが降るまいが、我身ひとりの苦にもならず、春の色のこぼれ種、夕顔、曲らうが筋かうが、あん物じやと思ひ、睡る筈の目なれば、ねぶたければ、盗もかきこもり、歩く筈の足なれば、手の奴、足の乗物、心の欲する所にあるけども、盗せぬ身なれば、人も咎めず、極樂へ行て、樂しみたいと思ふ、慾なければ、地獄へ墜る恐れもなし、死るまで生ふと思へば、年の寄るをも、へちまとも思はず、年をかぞへた事なれば、いくつになるやらしらず、覺えた事なれば、忘れた事なし。

あららくや、人が人とも、おもはねば、人を人とも、思はざりけり。

松立てず、しめかざりせず、餅搗かず、かゝる家にも、春は來にけり。

辭世

又辭世に

深草の元政坊は死れけり、わが身ながらも哀れなりけり。

著書

〔近著〕 小止観鈔 三

衣裏寶珠抄 一

一

釋門章服義註 二

如來秘藏錄 六

釋氏廿四孝 一

一

釋門孝傳 一

龍華傳抄 三

龍華歷代師承傳 一

一

本朝法華傳ひらかな本は六卷 三

扶桑隱逸傳二版有有馬にての詩文和歌也 三

身延山七面記 一

一

身延紀行 二

温泉遊草有馬にての詩文和歌也 一

稱心病課 一

一

草山集 三〇

草山要路 一

艸山和歌集 三〇

一

寶物集校 七

谷口山詩集神山集の中より六詩を抜出たる也 一〇〇

食醫要編 一

一

以空上人方式紀首書 二

法花珠林點校 一〇〇

刪定止観點校 梁蕭氏 五

一

元元唱和集 二

聖凡唱和 一

袁中郎全集校訂 四〇

一

山田安龜子

生歿

生 二二九〇、明 正、寛永七年、

歿 二二二八、靈 元、寛文八年、正、一一四三九、

國今式部、因願淨心院霞屋妙仲眞尼、

(以上、年山紀聞、四)

系圖



〔年山紀聞〕 先妣山田氏龜子は、丹州桑田郡千早郷中村(出雲村の附)の康、一睡軒山田道夢居士の四女なり。居士は連歌を好て、秀逸の句おほく、愛太子山の興意法師、宇都谷の圓立法師などと、名をひとしうせられたり。

〔同上〕 山田氏、記憶つよき生れつきにて、居士山田道のかたはらにならひて、古歌三千首ばかり、暗にまぼえ給へば、幸に歌よむ事を教へて、寛永の女帝、ありあさせ給ふ仙洞に、ゆかりの女房のさぶらはれたるによせて、宮づかへの心よういに遇されけるころ、先考朴翁の嫡母、河合氏、そのかたち心さま、うるはしく、裁縫にさとく、手かき歌よむ方にさへ、まめなるよし傳へ聞て、わりなく乞むかへつつ、二十歳の時、先考に配せられけり。先考もとより、歌連歌藝古の折ふし、こころざしあひかなひて、いともむつまじく、怪子、爲實爲章、久子、うちつゞき産生ありけり。よのつねかの仙院にも、東福門院御所、あるひは、好君の御方(伏見宮の御息所)など、何くれの御遊にも参りなれて、うちく御歌あそばさるるくさは、ひつたなからざりしかば、今式部のおもとと、めしはやさせ給ひけり。

嗚呼かなしきかな、生縁かぎりありて、寛文八年戊申正月十一日の夜、病の床にかくれ

山田龜子

病歿

古歌三千首を暗誦す

安藤定爲に配す

辭世

たまひぬ。時に三十九歳、遺骸は東山真如堂の葬地にをさめ、法號は淨心院露屋妙仲真尼と申位牌をすなはち、玉藏院に安置し侍りぬ。其折の戒師には、北野西雲寺の關山、見性坊阿闍梨きたられしが、その弟子、智玄律師はもとより、珠勝念佛者にて、俗縁もちかかりければ、側にそひ居て、淨土の法文をしへ聞えられしに、かぎりとおぼえて、念佛したまへと、高やかに呼びけられし時、目をひらき見あげて、

あらざらん、此世の外の、すみ所もとめにをとて、西にこそゆけ。

とばかりありて事されたまひぬ。叔父定實、姉哲子は、十八歳にて、つとそひ居られしかば、たしかに聞とりて、やがて書付おかれたり。後に中院内府通茂公(其時中納言蘭給ひて、和泉式部が句と伊勢物語の言葉と、いかに口なれ、耳ふるしても、今はの病苦しきりなる中に、てにをはもたがへず、かくつらねられしは、奇特のためしなるべし。これも年比、この道ずきの冥加なりとて、かへすく、稱歎ましましけり。集にもれたる歌九首、本院小督の局の尼になりて、小野におはしたるがもとに、白筆もちたまへると、こひ得て、ここにうつす。

其詠歌

春はまだ、あき澤水の、うすこほり、とくる日かげに、わかかなをぞつむ。
月の前梅
かすむ夜の、月をあはれむ、袖の上、に、をりしもしこそよ、風の梅が香。
ほととぎす

歌集

今式部

夕月夜、かげほのかなる、雲間より、さやかになれる、山ほととぎす。

雨の後の蟬

夕立の、過ればやがて、なく蟬の、聲もすずしき、森の下かげ。

八月十五夜

名にしおふ、月のかつらの、下風に、はらひのこせる、うき雲もなし。

秋夕

あはれなも、おもひたどらぬ、夕さへ、そこはかとなく、秋はかなしき。

忍戀

此ままに、たへて忍ぶの、森の露、消ははつとも、いろにいでてや。

夜をつらねて待戀

たのめつつ、こぬよあまたの、いつはりに、こりぬこころぞ、我なからうき。

以上本院の御前にて、當座くによみたまへるよし、本院は後水尾帝の皇女、御母は、東福門院にておはしける。御體は明正院と申奉れり。

〔近世叢語〕安藤朴翁妻山田氏、真性敏悟、善能和歌、諸記古歌、可三、千首、出入、築波、露侍歌、実。

後水尾天皇、明正天皇呼以今式部、寵遇大渥、其死也、長子爲實、嗣職、以爲一集、中院大納言通茂題之曰、今式部家集。

山田氏、名龜、丹波桑田郡千早郷人、父遊夢居士、能運歌、與、愛宕山、真法、師、宇都谷、獨立法、師、實、名、龜、自幼敏悟、隨、父、學、和、歌、至、續、紅、鏡、實、不、盡、心、焉、安、藤、朴、翁、母、河、合、氏、有、詩、德、因、龜、名、聘、取、室、子、朴、翁、朴、翁、亦、好、學、能、和、歌、琴、瑟、相、諧、寛、文、八、年、年、三、十、九、而、歿。

〔年山紀聞〕家兄爲實、過し比、平生の歌の残れるを拾ひて、一集となし、通茂公(子時大納言)見せ申されければ、奥書をかき加へたまへり。

此集上下巻、山田氏龜子、法號淨心院露屋妙仲真尼、所詠和歌也、真尼從少好歌、時記三代集、露屋氏狹衣等、曾侍子、本院仙院、被召今式部局、長子右兵衛尉爲實、編纂於龜名、子曰、實、仙院、眞

山田龜子

〔稱。可謂後代美談也。因名今式部家集云。延寶乙卯季春〕

石出吉深常軒

通 茂

總叙

常軒、大火の時、圍園を開放す

〔野史一六〕石出常軒、稱帶刀、幕府士、世掌圍園、善聯歌、著春雨鈔。

〔備考〕〔明良洪範〕寛文七年二月六日、大火、傳馬町、本屋敷、類焼ノ時、石出帶刀、隣人共々悉ク出シ申渡シケルハ、今急ニシテ此所遣ル可ラズ。汝等ヲ燒殺サンモ不便也。本ヨリ出ス間、心ノ儘ニ立退ベシ。火鎮リテ三日ノ中ニ歸ルベシ。其者共々申立テ命ヲ助ケベシ。若亦逃匿シ歸ラザル者共、從類ニモ罪ヲ懸ケ、其身ハ何レニ忍ビ居ル共、日本中ヲ尋出シテ、重村ニ行フベシ。十一月以前、丁酉ノ歲ノ大火ニ、淺草橋ニテ大勢命ヲ失ヒシハ、汝等ガ類ノ本舍人也。今度ハ帶刀ガ丁酉ヲ承リテ、命惜クバ立歸ルベシト申渡シ、追放シケル。本年ノ燒シハ二月六日也。七日ニハ燒ラズ立歸リシ内、三人見エザリシ。是ハ腰ノ立ザル者ナリシ故、燒死タルニシ。其後其事申立テ、其歸リシ者共皆救サレ、其中必死コ當ル者共ハ、薩摩ノ島ヘ流サレ、其者島ニテ農桑ヲナシ、飢ニ及バザル者、農具并ニ種物迄與ヘラレケル。渾テ流人ニハ、扶持ヲ給ハルガ公儀ノ定也。其歸ル者ラズ、又已ガ詞ヲモ違ヘザリケル。カ、ル罪人迄、仁政ヲ蒙フル事、唐ノ太宗貞觀ノ治ニモ異ナラズ。是國ヘニ文學盛ニ行ハル、故ニ帶刀如キ者モ世ニ多ク有シ。又治教ノ新ナルハ、天和元朝ノ朝ヨリ、師モ多ク、教ヘモ廣ク、末々ノ者迄、學ニ志シ多カリキ。

著

- 〔近著〕凡右抄 五 所歴日記 五 春雨抄 二〇
- 奉悼家光公辭 一 溫古知新抄一名親一〇〇

關矢凌雲

總叙

〔慶著〕源之助、越後頸城郡人、寛文時代。

著書

〔慶著〕越後風土考 政道要覽

西道智

總叙

〔續人物下〕名ハ道智、宗菴ト稱ス。初メ醫ヲ業トス。後ニ我邦ノ記傳ヲ讀テ、貴紳ニ遇セラレ、遂ニ業ヲ改テ典詁、有職ヲ講究ス。寛文中ノ人ナリ。

著書

- 〔近著〕古今集頭書 六 源氏物語綱目 一〇 徒然神金紐 二二
- 保元物語大全 九 平治物語大全 六 平家物語大全 二四
- 太平記大全 六〇 大系圖 三〇
- 〔慶著〕本朝雜談抄 昔阿波物語 四

加藤等空 盤齋

生歿

目 二二八一、後水尾、元和七年、

石出吉深 關矢凌雲 西道智 加藤等空

住所 姓名 著書

因 二二三三四、靈 元、延寶二年、八、一一、四、五、四、

〔生地〕 攝津、國住 京都

〔通稱〕 濱五郎、鹽盤齋、冬木齋、灘淵伊波

(以上、續人物、下)

〔續人物下〕 貞徳の門人、京都に住す、専ら國學を以て子弟に教授す。

〔近著〕 新古今集増抄 一三

徒然草抄 一三

一三

伊勢物語初冠 五

伊勢物語抄 一〇

三部抄増注 一三

一三

謠増抄 一三

貞徳百人一首抄 三

方丈記酒説 二

二

枕草紙抄 一五

〔編者補〕 風増抄 二二

望月長好

廣澤長好 孝長

生 二二七九、後水尾、元和五年、

歿 二三四一、靈 元、延寶九年、三、一五、國六三、

〔生地〕 信濃、国住 京都嵐山の東、廣澤の池邊、

〔後〕 廣澤氏、名初 兼友、長好、後長孝、小狹野屋、

〔崎人〕 廣澤の閑居をささの屋といふ。少々の意なるべし。

(以上、崎人、門)

〔同上〕 歌學ハ、貞徳翁につたへしが其よみかたは、藍よりも清しと見ゆ。

霜ふむ鳥の庵 門人

雜載 詠歌

桂雲集

秀歌

けふもまた垣ねのうばらつたひきて、霜踏む鳥の跡は有りけり。

とよめるより、其やどりを、また霜ふむ鳥の庵と、人はよびけり。

〔同上〕 此門人に風觀窓長雅、洛下に名あり、その次に有賀以敬齋長伯、家傳を嗣ぎ、此流

れを汲む人多く、地下の一流と稱す。

〔同上〕 ある時人のもとへ、庵の梁をおくりて、

つらかりし、れざのめの音も、わすられて、あくれば拾ふ、庵のささ葉。

など、幽居のさまおもひやらる。されど其代、此道に名高くおほする公卿も、花によせ月にかこち

ては、とぶらひきませる趣、家の菜にかゆ。其中八月十五夜に、やことなき御かたくとともに、爾

みうちらみて、

よしやふけ、秋の草木の、嵐山、月のかつらも、雲にしほる。

此うたによりて、其集を桂雲と後に名付けたり。諸人ふかく感じ給へるゆゑとぞ、其巻頭のうちた、

年内立巻としはまた、つれなく殘る、有明の、月より霞む、春は来にけり、同じこゝる、或家匠のよみ給

へるに、年はまだ、殘る日数を、あさ霞立ちへだて、や、春の來つらん、といへるに、いとよく似たる

ものの、廣澤の霞やたちまさるらんといへる人も、侍りしが云々。

〔類聚名物考〕 廣澤の池のかたはらに、長季の庵の跡有。そのささの屋にてよめるとて、

此秋も、また世にかよふ、草の月に、させてふ虫の、聲ぞ戀しき。

此歌は飛鳥井雅章卿も、珠に秀歌とて、此ささの屋にて、或秋の夜、此歌を三度高聲に吟せさせ給

ふと也。月夜此活にて、

又嵐の朝、

著書
 〔近著〕廣澤輯藻 四 桂雲集類題 一
 〔編者補〕詠歌大本 五

和田以悦

生歿 因 靈 元、延寶年中、因七二、
 住 所 生 地 京都、因 嵯峨、廣澤、
 姓 名 因 宗翁、因 一華堂、
 學 統 (和歌) 松永貞徳、以悦
 (漢學) 藤原惺窩、以悦
 著 書 〔近著〕伊勢物語集注 二二 大和物語首書 五 源氏綱目 九
 源氏弁引抄 二〇 藤河百首抄 三 女庭訓 三
 〔慶著〕童子訓 三
 〔編者補〕逍遙集 六 追福千首和歌 一

山本春正

生歿 因 二二六五、後陽成、慶長一〇年、
 因 二三四二、靈 元、天和二年、九、一八、因七八、
 著 書 〔備考〕京都の人、舟木軒と號し、木下勝俊門、
 〔續近著〕古今類句 三八 語句類葉集 一〇 萬葉集特解 二一
 舉白集編定 四 法華假名科注 七

渡邊戸覺

生歿 因 二三〇三、明 正、寛永二〇年、
 因 二三四二、靈 元、天和二年、一一、三〇、因四〇、
 總 叙 〔忌辰上〕覺は、通稱を伊右衛門といふ、本姓は戸田氏にして、茂隆の男なり、和歌を好み、
 て、之をよくし、又雜書を涉獵して、博識の間ありと云ふ、淺草金龍寺に葬る。

井上通子

生歿 天和年間の人、因七七、
 系 圖 〔編者補〕井上儀右衛門九巻 通 子 三田茂右衛門名古原 茂勝名古原

和田以悦 山本春正 渡邊覺 井上通子

經歷

〔崎入傳〕 通女は讃岐國丸龜の士井上儀右衛門某の女幼より書をよみ詩歌ともに成人にまされる才女なり十八の比ほひ其君の母公に侍して江戸に 此時の道の記を東海紀行と號く九年をへて歸るときの記を歸家日記といふ後三田茂右衛門といへる士に嫁し傳右衛門義勝を産む是侯の侍讀の儲臣となりて才志編養子調等を著す通女所著は右二紀行の外に其家集を和歌往事集と名づく詩歌は紀行の印本なるに譲りてこゝにはもらせり其氣象の秀といはば盤珪禪師と儒佛を論じて戲によめるといへるに

常にゆく道なくばこそ世をうみのあまの棄たる舟もたのため

此女の事に聞る話もあれどさだかならねば配さず

〔三十六家〕 刀自の其氣象の世人に秀抜なることは書て播磨國網走龍川寺の盤珪和尚と儒佛の論辯をせしとあり其時通女和歌一首を作りて其志をのぶる其歌常にゆく道なくばこそよをうみのあまののりたる船もたのためかくはよめるなり其意人問いま常に行ふの道ありなんぞ必しも佛菩薩の力をからんといへるなり盤珪和尚も大に感稱して女丈夫とす世人また大にこれを賞すと實に刀自は事にまどはざるの志氣丈夫といへどもまた及びがたき所なりことにその幼きよりして文雅に長じたるこれまた賞すべしされば其著す所の東海紀行また歸家紀行また其他に家集往事集といへるあり皆已に刊刻して世に大に行はるこの刀自の如きは古學家の

性行
盤珪禪師と儒佛を論ず

著書

徒にあらずといへども又一奇女にして且和漢の文才ありて又すてがたきが故にしばらく此編にをさむ

〔同上〕 またこの刀自は士人の女にして其氣象の女流中にことに秀抜してまどはざるを感賞し俱に梶子と相對してこの集に擧ぐ

著書

- 〔近著〕東海紀行 二 歸家日記 二 和歌往事集 五
- 〔慶著〕婦人須知 二 禪機 一 浪華紀行 一
- 秋香遺藻

西村良安

生歿

延寶天和頃の人

〔慶著〕 熊本に住し竹翁と號す

著書

- 〔續近著〕筑紫古城考 二 肥後名所 四 同拾遺 一
- 松花集 二

下河邊長流

生歿

目 二二八四、後水尾、元和九年

〔年山打聞〕 二三四六、靈元、貞享三年、六、三十二位、位牌には世壽六

〔生地〕 大和宇田、同攝津難波。

〔本姓〕 小崎氏、同下河邊氏を稱ふ。 彦六、同具平、後長流、同吟叟長流居士。

〔年山打聞〕 わかき時は、下河邊彦六、共平と名付たり。和州宇多の系、父は小崎氏名を承れたり。いかなる故にか、母の氏となへ侍りける。

〔年山打聞〕 もとより、妻子なくして、中年より、津の國難波の傍に隱居せしめ、静に書をよみ、中にも歌學を好み、萬葉集、古今集、伊勢物語などは暗記したり、その學問、おのづから傳へ聞えて、大阪の富人、多く弟子となれり、生得、世にへつらはぬ人がらにて、心のおもひかぬ折は、富家のまねきにも應ぜず、訪ひ來れる人にも、物をもいはず、枕を高くして、或は眠り、或は書を讀みて、心にまかせて過しける。西山公、其才をきこしめしければ、ども、終にしたがはざりしかば、紙筆を賜はりて、萬葉の注を乞ひたまふにも、心にもむきたる時は、一二首づゝ注して、又怠りがちに侍りしまし、はたさずして、貞享三年丙寅六月三日に身まかり侍りぬ。行年六十 圓珠庵の契沖師と交りふかかりければ、遺稿を集めて、晚華集と名付けたり。

〔年山打聞〕 爲章按ずるに、長流が歌、大かたこれらの風體なり。長流は儒學まさり、契沖は佛學にふかし。在家出世のさまは、かはりたれども、清操ともにむかしの隱居にも、おとらぬ人品なりけらし。
〔崎人〕 高談云、予聞きけるうち、よしとおぼゆるは、

住所 姓名

經歷

富家の招に應ぜず
西山公紙筆を賜はりて萬葉を注せしむる果さず

長流契沖の比

詠歌

始は世の望ありしかど其才を知らぬ人に際士となげ

晚花集中の和歌

下野や那須野に繁る、篠をとりに、あづまのこは、矢にぞはぐなる。
つひにわが若てもかへらぬ、唐錦、立田やなみの、故郷のやま。
此立田の歌を、右の桂川の歌(桂川、心にかけし、一技も、折られぬ水に、身は沈みつ)に合せて思へば、はじめは出身の望ありしかども、其才を知る人なれば、おもひすて、隠士に決りけるなるべし。その萬葉の注、は代匠記にままみゆ。又季吟拾遺抄に、或説とて出されしは、此人の説とおぼし。其流義の説にあらねば不用とのみ書かれしに、かへりて遺に、あたれるが多し。歌の體は、契沖師と此人と同じ筋なり。契沖十七歳の時の歌を見て、才を感じ、方外の友となるよし、契沖の徒、義剛もかけり。
〔年山打聞〕 圓珠庵の契沖師と、まじはりふか、りければ、遺稿をあつめて、晚華集と名づけたり。その集の中の歌、

のこゝろを、

桂川、こゝろにかけし、一技も、なられぬ水に、身はしづみつ。

ゆづかづら、あふげばいと、高き木の、きることかたき、やまとことのは。

よみとよむ、我ことの、葉は、あしわか、の、うらみやせまし、住吉の神。

和歌の浦を、しらぬ板井の、蛙だに、聲はこと、葉の、数にやあらぬ。

わか、の、浦に、いたらぬまでも、紀の、國や、心なぐさの、やまとことのは。

末の、葉の、歌どもの、むかしの、歌におほくおとりゆくと見ゆる、

難波津の、ながれにおふる、あしづゝの、末の、世見えて、うすきことのは。

契沖が山にかくれてよめる俳諧の歌に、世の中に、うめる心は、山神の、岩ほにお

ちて、くだけぬるか。とよめるを聞て、

世をうみの、へたよりみてぞ、このもしき、その山神に、みのなれる人。

契沖がすめる所は、泉の、國泉郡久井といふ山嵐なりければ、よみてつかはしけ

る、
泉なる、泉と聞ば、すむが上に、すまん久井の、そこぞしらる。

山居せむとあらましけるころ、
世の中の、わたらひ草を、ふみからし、山路のわらび、いつかつまへし。

契沖が山住とぶらはんとおもへど、冬のうちはなるまじければ、春、かのさむら
びの生出るころにと、いひつかはしたれば、かれよりおこせたりける。
さわらびの、もえむ春にと、たのむれば、まづ手を折て、目をやかぞへん。

そのかへしに。
岩そぐ、久井のたるひ、とけなばと、われさわらびの、辨いそぐなり。

うしとても、宿かりそめし、権が、本、しひてわが世は、こゝに過ぎん。

世の中の、波のさわぎを、うれしくも、吉野の瀬の、聲にかへつる。

山里に、けふきて見れば、あらましに、年へしわれを、まつぞふりぬる。

わが袖の、昔を山風、はらふより、心も塵の、外にいてにき。

我ぞこの、谷の戸さいて、守るべき、古果あつげよ、春のうぐひす。

捨る身は、成もおそれぬ、おく山に、爾世のうさは、縁ふかれつ。

栗柴を、かきほとするを、便にて、なれくる山の、このは、縁かな。

今更に、うき世のことは、山里の、す戸の、かけがれ、かけじとぞ思ふ。

川の、其下河邊を、氏とし、おして、難波に有て、そのほり江の水の、ながきながれを、名とせり。

ととなり、この道な、このみて、月の夜、露のおしたの、見る物につけ、鳥の、ねむしの、聲の、鳴物によせ

て、おもひなうつし、心を、のべずといふ、草なむなかりける。すべて、かすかなるおもむきを、なむし

き谷にもとめ、深きむれを、底なき海に入りて、ゆらの、みさきの玉を、ひろひ、みちのく山の、こがれ

を得たり。世にかずまへられぬものば、いにしへより、名を残さざれば、其たぐひのほど、しりがた

し。ちかくは、わかさの、少將より、たゞ人とされる、長嘯子の、みぞ、其うつは、ものいと、おほきにして、

おそろべきか、たきもなかりけるを、今、新にくらべたとよるに、山をぬくちからは、たとひまきり

給ふとも、弓をひき、たちをばくわざは、おきなやくは、しからむとぞおほゆる。貞享三年さいつ比、

身まかりぬる。ことには、たゞ物の、ほしにかきつけたる、歌のみ、残れるを、あつめて、晩花和歌集と

名づく。もしいまより、ゆく末にも、ほかの、ちりぬる、後の一木と、青葉まじりに、見る人ありて、けふ

のかざしにとめて、たりけむ、心ばへを、しらば、春におくれしかひありてむ。

〔近著〕万葉集名寄 四 枕詞燭明抄 三 續歌林良材一説和歌 二

累塵藻水艸 一 晩花集 一 林葉累塵抄 一〇

洋水和歌集 一〇 百人一首三奥抄 二 歌仙抄 二

曾根好忠家集校 一

〔編者補〕六六歌人贊 一

荒木田盛員

因 二三四七、 靈 元、 貞享四年、九、二六、
荒木田盛徴の子、
鵜鶴抄百卷（寛文十三年二月起稿、貞享二年四月成）
（以上、國語學書目解題）

河邊精長

生歿 二二六一、後陽成、慶長六年、
因 二三四八、東山、貞享五年八、二四四八八、

○僧仁清——精長——長春

〔史學雜誌三〕 神宮大宮司、河邊精長も、また延佳の神道の弟子なりといへり、
學者といはんよりは事務家なりしが如し。彼れの事業として寛文の二宮攝社再興の如きあり。
二宮の玉垣門再興の如きあり。余は唯彼れの略歴を記述するに止まるべし。精長は、大中臣秀長
の孫にして、僧仁清の子なり。初め釋門に入りしが、後還俗して一家を立て、河邊氏を稱す。承應二
年九月、大宮司に任ぜられ、後神祇權少副を経て、造皇大神宮使を兼ね、神祇少副となり、從五位上
に至る。延寶三年四月、職を子長春に譲りて歸む。天和三年任中の功によりて、特に從四位下に贈
叙せらる。貞享五年八月二十四日卒す。歳八十八。河邊系圖、神延紀年卷（不出姓次第氏）

淺香久敬 山井

生歿 貞享時代の人、加賀に住す。

姓 名 九之助、山井、

著 書 〔慶著〕徒然草諸抄大成 二〇

（以上、慶著、和）

南部草壽

〔長崎先民傳〕 南部草壽者、京洛人也。號陸沈軒。其先越長尾氏族也。寛文十二年、以儒遊於
崎陽。鎮臺牛込氏、方鄉學。遇壽殊渥。延寶丙辰、始建文廟於立山。壽奉祭酒。立爲塾師。弟子日
盛。崎之有塾學。權輿于此。居八年。辭職回京。越菅侯徽以掌講讀。元祿二年七月二日卒。爲人
峻爽。精經濟。通典故。所著職原支流行世。

著 書 〔續近著〕徒然草諺解 五 職原鈔支流 二 憶以多志 三

感應編俗解 二

吉川安右衛門

總 叙 〔長崎先民傳〕 吉川安右者、南部草壽之門人也。壽精于典故。安右從學。頗得其旨。天貞之間、
以博通故實。食俸于越中。

度會延佳

生 歿 二二七五、後水尾、元和元年、

河邊精長 淺香久敬 南部草壽 吉川安右衛門 邊會延佳 七九

延佳の病を癒て其風を仰ぐ

經歷

豊宮崎文庫を創立す
陽復記を天覽に供す
父に加級の恩榮を擡はしむ

晴音をおもふに、吾神郡の人、昔書を讀む事を好まず、神鏡をば及ばぬ事のやうにおもへり。其比とても、志ある輩なきにしあられど、爾も快を亂り、文字も香魚多して、神斗百箇の文の、辨がたきごとくにて、洋を望む心地せり。此時にあたりて、延佳ひとり力を起して、神鏡の辨、五十餘河の濁を清めて、彼輩がたく辨がたき、其の解け水のとくるがごとくにて、彼輩をく蒙を啓く事を得て、人々其賜を受くとは、其功、後命に還と云とも、蒙するとはいふべからんか。彼歐陽氏が、孟子を論じて、功高の下にあらずといへるも、其時をばかりて、其人をおもふべし。(陽復記行狀卷上)

と、清正は殊に延佳の學流を汲みしものなれば、或は遺棄に属るべしと雖も、外宮の輩が調を成て、其書を記りなどせしによるも、其の尊嚴せられしや知るべし。今も宇治山田に置れば、一代の偉傑として仰ぎ、其風を慕はざるはなしといへり。

斯くの如きに拘はらず、彼れの門人として、獨り得るもの實に少きは、文獻の撰するもの少ければなり。

〔同上〕 延佳、學を好みて和歌に涉り、最も神典に通じ、神宮の典故に明なり。因りて外宮事ある毎に、延佳をして典例を檢校せしむ。初め延佳、外宮の権禰宜に任ぜられて、第五位下に叙せられた(遷幸要路及び陽復記の奥書次いで承應二年九月、代給の實によりて、第五位上に叙せらる)。神鏡紀年卷六)是より先、延佳、慶安元年、宮掌大内人興村弘正等と首唱して、豊宮崎文庫を創立して、神宮子弟の學を奨励せんことを圖り、爰に於て、延佳の名漸く延臣の間に聞ゆ。事いて延臣の延佳の著、陽復記を天覽に供せしものあり。時の天皇後光明帝、延佳の學功を嘉賞し、承應三年四月、召して位一級を加へて、正五位下に叙せんとし給へり。時に延佳の父延伊、陽古傳を繼ぐ、位一級に同じ、延佳父に越ゆるに及びずとし、且は父の老後を盡にせんとして、延伊をして代つて加級の恩榮を擡はしめんことを詔ふ。帝これを聽し給へり。而してこれが爲めに、外宮の權禰宜等の勤議を生じて、事數年に涉り、遂に幕府の裁決を仰ぐに至ること、更に後に詳記すべし。(陽復記行狀卷上)沙汰文、伊勢大神宮神異記卷下、陽復記跋、本文の初め、延佳正五位下に叙せらる。延佳本五箇書典

兩宮の争訟

外宮方取に歸す

優游自適

卒去

其子

性行
不羈にして小節に拘はらず

書傳)同十年十一月、山田大火ありて、延佳五千戸に及ぶ。延佳の家、また災に罹り、書庫焼失し、多年蒐蔵の書籍を始め、彼が刻苦の餘に成りし、校訂の書、悉く烏有となれり。(延佳古事記跋、陽復記跋、江戸下向日記等)かて、加へて、此時、兩宮師範の御成給論の争訟を生じ、延佳またこれに與り、翌十一年十月、この事の爲めに、幕府の召喚によりて、外宮方の神書御記考勅の役として、一味の者と共に、江戸に下れり。而して此争訟は、幕府審判の結果として、外宮方の取に歸したる上に、戸下向日記)斯の如く、不幸に不幸を重ねるに立ち至りしより、志氣頗る沮喪し、讀書の道また終衰しとして、優游自適、餘生を樂むに力めしもの、如く、神代卷、陽復記跋に、去々々庚戌ノ年、
ノ内ニ養ヒツ、春秋ノ草花ヲ庭ニ植テ、朝ニハ手ツカラ水澆キ、塵拂ヒナドシ、暮ニハ其テ讀ミ、月ニ詠シテ閑居ノ氣味ヲ酒杯ニ添ルノ外、讀書討論ノ事ナドモ、一向モテ離レタル機ナリシナリ。(同上)とあり。然れども、彼は此後に於いて、著述なかりしにあらす。但し余は彼の著述の上にて、觀察すれば、彼の學識に大なる發達を認むること能はざるなり。(閉門を解かれし年月詳ならず)

延佳は元禄三年正月十八日卒す。享年七十六。(兩宮雜記乾卷、神書名勝志卷三、○名人足成錄に、十八日十六日とす。蓋し誤ならん。兩宮雜記に享年七十七歳とす。延佳本實、基本紀典書に據して取らず。時に位累進して、正四位下たりき。伊勢二所皇大神宮、延宮大弟(同地尾上川村見山の後)に葬る。江都名家墓所一覽跋、名人足成錄に云、宇治山田岩瀬町字一夜坊、延佳小早の上におりて、同町高源寺に屬すと云へり)また別に、神書文庫の側に遷して、其書を記る。(神書名勝志卷三)三子あり、長を延昌といひ、仲を延經といふ。季名を延通。(二所皇大神宮神書考、陽復記跋、延昌はまた、外宮の權禰宜に補せられ、從四位上に叙せらる。(二所皇大神宮神書考、陽復記跋)延昌も、延佳卒去後、早く卒す。(陽復記行狀)弟延經、
〔同上〕 余延佳の性行を考ふるに、卓犖不羈にして、敢て小節に拘らず。勇邁果の斷氣に軍むもの、如し。彼れの高弟、山本慶足曰く、
羈ニ神主(延佳)ノ爲、人ヲオモフニ、放曠ニシテ、外儀ニ不拘ト

度會延佳

生涯龍島を飼はす

自説を固持す

イヘドモ、又禮アリテ流落セス。直ニシテ人ノ惡ヲ不許、分辨ナキニ似テ分アリ。夫爾ヨリテ...

子嗣氣活々の才

雜載

位記を父に乞ふ表

同上

べきものならずや。吉見幸和は延佳を自して小人と呼べり。五部諸説辨巻五(然れども幸和の言は、延佳の學說を基...

夢歌落着の靈

曉夢中に、予が背の方より、右の耳に告て云。此事は五日の中に相済なりと、次に或一首となへけ

る。むすびあげて、五十鈴の川の、川水の、久しき代々を、なほや仰がん。と云と覺て夢さめたり。傍に鹿たりし、岩出氏、葉末清をまこして、かくのごとき靈夢の書ありといへば、即時筆とりて書留けり。夜明て後、皆人に語れば、夢は合ぬ物なり。只今御事しげき時分なれば、のびくの御沙汰たるべし。万一夢合たらばよくあるべきと、離れ笑などしけり。然るに昔六日の晩、夢に到て、板倉阿波守殿より手紙を持たる使は、何事にかあらんとおもふに、明神阿波守有早天可楽との趣なり。御紙面に任て、廿七日未明より出立て、阿波守殿本へ歸けるに、井上河内守殿阿波守殿出られ、河内守殿被仰けるは、御老中兼御は、先帝御命の上を、御評判任べきや、心次第伊勢へ歸るべきなりと、御暇被下、勅命の上は、位階の賜相違あるべからずと、被仰候と、御書を入木但馬守殿まで被下て、事落着しぬ、さて阿波守殿より、旅宿に歸りければ、舟日歸ぬる人も驚き、廿三日より今日は五日也。前知たし事にあらず。いか様にも神明の書給なるべしと、意歎不終予も心中におもひけるは、我等ごときもの者にも、しばらく減なる時は、神明書給ありけるかと、信心肝に銘じき。此事少も偽あらず、神神昭覽あるべきもの也。

多田義俊、五部書の説を評す

〔近なはの草紙上〕 近年外宮に、出口信濃度會延佳といへるあり。少々讀書にて、素讀しけるにや、かの五太刀舞をさのどくが、五部の書をちからにして、伊勢に到て神道者といふもの由來たり。ちとたけては、くはれぬものなれども、かの草菜のめづらしきがごとく、四方これをしたひ、神官なれば、さぞ古書など見たるらんと思ひだされ、其比は五部の書、いまだ世にひるまらざりし故、佛書めきたるものと、見とがむる人もなく、たま／＼うつし得たる人は、そのかみわけもなく、ひた信じに信じける程に、人にも見せず、天照太神の御直作も同前と、ありがたりける程に、延佳神代卷抄を、弟子にかゝせ、誤述抄とて板木にあり。周易にてとりまはし、周易へ落て、つづまるところ、ちのあかぬものなり。又中臣説の注をして、瑞穂抄といへり。其抄に、風木に雲の有事を注して曰。養基本記曰。夫天地之間、非風則不行、不動故神氣、集風雲往行云々、神何んぞ此雲をくゞり給はんや。況や中臣説に見えしは、神武天皇の宮殿の遺書なり。それへ既に採れる神社

陽復記の評

の例を引ものあたるべからず。そのうへ、罪の條々を注して後、如斯の罪符も、此説を傳すれば、のがるゝと書たり、其説極重惡人。無他方便。唯稱彌陀往生極樂。といづれ阿々、伊勢に墮とする故、體家聲同して、説とする實基本記等左のごとし。

種神名之光風。不信神明之禁令。故沈至死長夜之闇。呼恨之闇。云々。

〔氣吹筆發下〕 延佳の著せる書、あまた有りて、その中に陽復記といふは、此人のたてたる神道の大意をしるせるにて、すべて周易によりてかけるものなり。則其名も、慶安庚寅の冬、一陽復りし月に書たれば、陽復記と名づくるよし、みづから云へり。此書承應の元年に、齋幸右大臣經季公のきこえあげ賜ひて、後光明天皇の御覽にそなへ奉りしに、かゝる節にも、これ程の事思ひよりぬることこそ奇特なれとの教命ありて、甚く感ておほし賜ふ餘り、延佳を正五位下の位になし賜ひ、その子までを叙し賜ひ、またかゝる者には、同志の者こそあるらめ。それと共にとの教命にて、延佳にともなひたる人々にまで、位を賜はりしといふこと、山水唐足がおく書に見えたり。眞や慶安萬治の頃は、亂世の風俗なほ有りて、學問の道いまだひらけざりしゆゑ、陽復記やうの書だも、大御目にとゞまりて、有がたき教命をば察りぬる。是につけても、餘慶老翁の著されし書ども、古事記の傳を始め、天皇のみそなほし賜はば、さこそ感ておほし賜はば、老翁の世に、おはしけるほどに、然る事もなくありしは、いと口惜きや。もと靈の上、位たかききは、御方々に、老翁に言通はして、物問ひまのあたり見えまして、教をうけ給へるも、多かれど、經季公の如き人も、おはさゞりしは、返すくくちをしかりき。

著書

〔近著〕 證頭舊事紀 一〇 證頭古事記 三 神代卷講述抄 五

中臣被瑞穂抄 二	中臣被瑞穂抄追考 二	二所皇太神宮遷宮次第記 五
二所皇太神宮遷幸要略 一	太神宮司神事供奉記 三	太神宮參詣記首書 一
太神宮或問 一	神宮秘傳問答 一	太神宮參詣記首書 一
神代國 一	神異記 一	陽復記首書 二

度會延佳

- 類聚神祇本源 神名帳考證 二
- 伊佐波登美神考證 一 三輪考 一 太神宮殿舎考證 二
- 隱顯集 大成經破文 一 昔前
- 〔慶著〕伊勢齋宮部類五 太神宮神靈記 一
- 〔編者補〕祓具論說 一

釜屋 泰正好

總叙
〔史學雜誌三〕釜屋正好、姓は泰蓋し伊勢の人ならん、早く延佳の門に學ぶ、高松吉重、姓は橘、紀州玉津島神社の神官なり、寛永十二年、遙かに來りて、延佳の門に遊びぬ、〔神代卷六、平出經次郎氏〕

山本廣足

總叙
〔史學雜誌三〕延佳の門人中、最も高足と稱せられたるは、山本廣足とす、廣足は開齋と號す、〔群書一越前の人なり、抄、神代卷六、開齋初め僧たりしが、そのかみは、すつるものとして、たらちねをしひては、などか忘れそめけむ、と詠み、髪を著へて、儒に歸せりと、其書所載、果寛文中、山田に下りて、延佳の門に神典を學ぶ、神代卷講述抄は、其師説を筆録する所なり、神代卷六、抄、平出經次郎氏〕

黒川道祐

生歿 二三五一、東山、元祿四年一一四、〔同二年一一四、思ひよる日〕
住所 安藝國京都ノ北、東隆寺、
姓名 玄逸、號梅林、靜菴、
〔雍州府志序〕吾老友、靜菴黒川道祐、術才博文、學優而仕有術、解印辭、曉于雍州朝市之間、既已有年矣、養病之餘、夫小奚符、靈氣靈筮之具、類類於東北之丘壘、遠達於西南之村野、巖岩臨水、寺園社、或坐於桑下、或坐於松陰、或漱石泉、或臥草茵、耆良老圃、相語相笑、通行院於古僧、待者談於樵童、清風明月、即爲之主、嘯歌于彼、醉吟于此、乃其恒也、杖屨所及、無不行尋、開源家、見即記之、隨筆筆之、或訊遺蹟、或校舊錄、良享元年甲子孟夏日、嶺山野節題。

著書

- 〔近著〕本草辨疑 五 本朝醫考 三 昔家後集校 一
- 雍州府志 一〇 藝備國郡志 有馬志
- 日次記事 二三 梅林詩草 遠碧隨筆
- 〔慶著〕嘉良喜隨筆

岡西惟中 一時軒

辭世

生 歿
住 所
姓 名
總 叙

因 二二九九、明 正、寛永一六年、
因 二三五二、東 山、元祿五年八一〇、因五四、

生地 因幡國鳥取、居因大阪、

因 惟中、一有、因赤子、因一時軒、因々堂、時適、

(以上、忠興、上)

〔目醒書〕備中國淺口郡鴨方の人、姫井光好の自筆の隨筆に、下官初は一時軒惟中に隨ひ、手跡稽古、

一時軒惟中、三十八歳之時、青蓮院宮様へまみえる、……
惟中には、寛永第六年秋七月十六日には、始めてたいめし、又其後、同第八年上津し、惟中

玉くしげ、三年を経て、あひにあふは、いける命の、かひこそはあれ、
とよみたまふける、

一時軒は、寛永十六己卯生れ、予は四十九年後、貞享四年卯に生れ、同人に隨身するこ
と三年、

姫井氏二七郎筆道の師は、因州之産、大阪居住、波瀾居士、北水老師、岡西氏一時軒惟中
此人、寛永第八辛卯は、正徳改元年也、此年の十月二十六日、七十三歳にて卒、享保二十
年冬十月廿六日、二十五年忌也、

岡西先生辭世

著 書

神氣臭腐、臭腐神氣、畢竟何物、造化小兒、
なき人は、何になるぞと、人間ば、よもの草木の色と答よ、

岡西惟中、國は因州、幼名平吉と申、細川玄旨法印之冠徒、宮本善左衛門孝つね弟子、歌道
免許は、青蓮院尊澄親王之御門下、……

北水老師は、北水浪士の誤りなるべし、二七郎は光好の通稱なり、(井上通泰氏)

〔近著〕枕草紙旁注 一二 徒然草直解 一〇 砂金草紙寛永一時軒 三

綴無名抄 二 和歌秘密抄 二 眞字徒然草 六

俳諧蒙求 二 近來風體 三 いづれ都の 一

次郎太郎千句 二 俳諧三部抄 三 十百韻 二

溢圓扇返答 二 名所題林 五 式子内親王家集校 一

〔慶著〕破邪顯正返答 二 自注評判問答 二 名所題林 一

俳諧風體集 三 閑々堂和訓蒙 二 消閑雜記 一

龍野熙近道且

龍野熙近

生歿	姓名	著書	學統
生 二二七六、後水尾、元和二年、 歿 二三五三、東山、元祿六年八二、 [續] 傳右衛門、道且尙舍、	[續] 人物、伊勢ノ人、京ニ講説シ、神道ヲ唱フ、	神代章國論	神代章詠鈔
[續] 近著、神代卷秘記	御鎮座本紀注	伊雜宮勸文	山上幸神記
尾上社勸文	中臣祓俗解抄	神國三德評	古語拾遺鈔
大成經破文	神國三德評	二宮深秘祓鈔	神宮祓深秘鈔
外宮神德略記	六根清淨祓鈔	八雲神詠秘記	綏靖紀注
小熊野辨正記	破釋	凡下集	神武紀集解
破記	神代卷科解	三餘隨筆	古記類編
愚吟集	東遊草	神代卷科解	神代卷科解題頭
神樂秘說	答雲興集	神國疑決編	中臣祓深秘抄
南山紀行	神代卷評注	神武紀集解	
[慶著] 神代卷頭書	神國疑決編	中臣祓深秘抄	

(續人物下)

山名義豐

生 二二七六、後水尾、元和二年、二八、
歿 二三五四、東山、元祿七年一一、一六、
[備考] 和歌を能す。
江戶國市谷谷町慈照院、
關 玉山、[國] 日奈

吉川惟足

生 二二七六、後水尾、元和二年、二八、
歿 二三五四、東山、元祿七年一一、一六、
[生] 地 江戶日本橋、[國] 同上、相摸、鎌倉、
[源] 國 吉川、先世、近江、
[隱] 士、源國吉川、先世、近江、
[國] 五郎左衛門、[國] 千代松九、
元成、後從時、[國] 視吾堂、
湘山

(以上、秘、下)

系圖

○廣直——廣永——廣元——惟足

○吉田兼見兼從の祖 吉田兼從從 吉川惟足——山崎垂加加

大山爲起

谷重遠——谷垣守——谷其湖
鴨祐之

跡部良顯光 岡田正利

玉木正英——谷川士清

伴部安崇

高屋近文

(以上圖表發行狀也)

四化の傳

土金の傳

年譜

〔玉鏡集〕 忌部口訣所謂乾道獨化者。狀如無而有。猶天變萬物之神也。此之由也。水火之神。各奉一尊號。分陰陽之由也。水金土神。各奉三尊號。分陽中陰陰中之陽之由也。六代者。造化之神也。第七代伊弉諾尊伊弉冉尊。兼造化氣化之神也。造化者無形也。氣化者有形也。地神五代者。造化之神。有形也。以伊弉諾尊伊弉冉尊。交結造化人等。以開示天人唯一之道。下部口傳所云。未生之伊弉諾伊弉冉尊。已生之伊弉諾伊弉冉尊。此之由也。

土ノ訓ハツバク、ツバマル、イツ、金ノ訓ハ、カネル、ネル、此古來ヨリノ訓傳也。土セマラズ、土セマリタル、コレヲツ、シミト云。人林ヲツ、シメバ金生ズ。土金ニ非レバ、人全カラズ。高麗、國是尊也。根尊土神也。面足者。人林是足也。惟云加志古。賢字ノ訓、而書後字者。示教者。賢之爲、後也。

〔編者補〕

元和 元、一、正月廿八日江戸日本橋に生る。

全 九、九	父を喪ひ、商家に養はる。
寛永 元、一〇	母の疾を天神地祇に祈り、疾愈ゆ。
全 七、一六	暮春初て和歌を作る。
全 一〇、一九	養父を喪ふ。
慶安 四、三七	七月相州鎌倉山に隱る。
全 五、三八	母を堺浦に省す。
承應 二、三九	兼從先生に見え神書の疑義を買す。
全 三、四〇	兼從先生の許を辭して鎌倉に歸る。
明暦 元、四一	七月再び、兼從先生を訪ひ、印可を受け、秋辭して歸る。
全 二、四二	十月、江戸の舊居火災に罹る。江戸に出て書を講す。
全 三、四三	紀伊亞相頼宣卿の聘に應じ、道の要を説く。
万治 三、四六	七月、三たび兼從翁を訪ひ、末期の證明を得て前を決る。兼從と傳授の寫藤を生ず。
寛文 元、四七	會津左中將正之卿に謁し、政要を説く。

吉川惟足

寛文 三、四九	稻葉拾遺美濃守、淺野因幡守等の聘に應じ、道が請す。
全 八、五四	母を喪ふ。
全 一、五七	江戸表に於て油小路亞相に謁し、返傳授の事を願ふ。此年、吉田(神道返傳授とくへん)を命ぜらる。
全 一、二、五八	返傳授のため上洛す。
全 一、三、五九	土津靈社祭祀のため會津に赴く。
天和 二、六八	病中從長に道の證明書を授く。俸米百石を賜はる。
元禄 三、七六	重病に罹る。口訣を從長に傳ふ。
全 七、八〇	七月、特に幕班に列す。十一月十六日、天誅を以て終る。

(神道返傳授とくへん)

總 叙

生地

祖先

九歳父に隕る商家に養はる

〔視吾堂行狀記〕 吉川視吾堂先生は、武州の人なり。元和丙辰年正月廿八日辰刻、江戸日本橋に生れたまふ。亮名を千代松丸と號す。ひととなりて五郎左衛門と云ふ。諱は元成、壯年に及て、惟足となづく。後に萩原兼從(カネノリ)主從の字をたまひて、從時と改む。姓は宇田源氏、佐々木源三秀義の裔なり。曾祖父を源藏廣直と號す。廣直、初て近江國野洲郡を領地して、吉川に在住す。よりて此を氏とし、祖父源次郎廣永は、小田原天正の陣に、家康公の軍門に屬て討死す。此時宗子宗次郎廣元、幼穉なく、和泉の堺にひととなり。壯年に及て、亡父廣永功を報ふ。關東にまかり赴き、村霧の家に因りて、大樹に仕む事を求む。終に不幸にして、身まかりぬ。此時先生九歳にして、せんすべしらず。よりて商家の爲に、子としゃしなはれて、其業をつぎ、日本橋のほとりに住みおはしぬ。母は泉南より歸りのほりおはしぬ。

母の病を祈る

初て和歌を詠ず

養父を喪ふ

相州鎌倉の山家に遷る

先生十歳の冬、母なんあつしう侍りしに、種き心に甚だ此を痛て、天に仰ぎ、地にふして、母の病、おこたりなんことをちかふ。已にしておこたりしとなん。幼き程より、志操高く、爾雅にして、常に和歌をよみす。

十六歳の暮、初て一首を、詠みたまふ。

今日のはばや、春もかぎり、と、くれぬれば、をしむ泪や、雨とふるらん。

其頃、六條中將有澄卿に、添削を乞はれしに、引直されて、

けふはばや、春もかぎり、と、世の人の、をしむ涙や、雨とふるらん。

此直しより、歌の様、や、心にうつりて、詞つゞきほどけたまへるやうに侍りしとかや。

十有九歳の時、養父いとあつしう侍りて、醫療心を盡せども、更に其しるしもなく、日々におとろへ、まゆひそみがちになりもて、ゆけば、せちにらうしなげきて、一七日、火のものをたらし、冷食をものし侍る折しも、正月の比にして、脚寒肌をさし、寒水をたたきて、氷をかつき、晝夜三度づゝかづけ、或は飲食やめて、出づる唾だも、吞ずして祈るといへども、天命かぎりあるにや、遂にみまかりおはしぬ。

慶安四年、先生三十有二歳とかや、秋七月廿三日、親屬の諫をも用ひず、相州鎌倉の山家へ族立つとて、

いとへたゞ、みがく鏡に、ともすれば、かかるや、塵の、うきよなるらん。

彼山に至りて、深く柴門をとどて、密をよみ、流に口そゝぎ、月にうそむく、秋も暮れ、神無月にもなれば、葦の木の葉のしぐる、を見て、

今とても、うき世の塵に、たぐへよと、山のとほそに、ちる木葉かな。

いつしか、習はぬ、詠の住居に、身をなして、庭につま木をこり、散て、冬のまうけをいとなく侍る、炭竈のこゝろを、

今はとて、うきよをよそに、すみ塵の、けぶりも、霞も、ふかき山里。

茅屋をしつらふとて、

いかにせむ、かりのうき世と、おもへども、しばし立よる、かげもなければ、

吉川惟足

九七

草戸を焚き苗
職と語る

烏丸卿を訪ふ

洛に上り兼從
先生に疑義を
質す

いつしかと、此山ざとに、住かへて、みこしがだけの、月のあけほの。一日、江府より、相知れる人、柴の戸をたたくて、新菰をかたるほどに、響げに空はとどて、いとまを侍れば、焼火にあたたためましと思ひたまへど、薪をさへにたえぬれば、せんすべなし。よりて草戸をたきて、かたみに、爐にあたりてかくなん。
あすしらぬ、身のおもひ出に、今宵まづ、柴のわみ戸を、折くべてまし。
母にいまそかりし人、泉雨におほせければ、のぼりて、安否をとぶらひたまふ。
界に物する事、華り侍りては、京へ出て、一日、烏丸資盛卿へとぶらひ侍りしに、小犬けしうや思ひけん、吠かかり、やぶれしすそを喰ちらしぬ。こよなういとどやぶれにけり。資盛卿見て、やよや巳、誰そ人や有る、小犬をつなげ、なごまうされし。かされては、つなござりしとかや。さはあれども、いささかも恥る、いろなく、うやうやしく、しう潤しかけり。高官の人といへども、なれむつまれ侍りし。
先生常に、儀書を見るに、神代巻、中臣坂にいたりては、さちに得心しがたし、其後來の人を尋侍れども、其人を得ず。とかく過行ほどに、吉田、萩原、我國の道の正統を傳へおほしぬと聞き。時に兼從、二年秋九月、兼從、倉山を出て、洛に赴く。大徳寺、玉林院を旅宿とし、兼從先生にまみえんよすがを求むるに、いづれも、萩原、老の涙たかく侍りて、人にまみえず。といひて、とりあはず。そもやはるく、東より道のため、のぼりて、むなく歸り侍らんは、ほいなきわざにありければ、吉田の社にまうて、これを祈り奉りて、かくなん。
あはれしれ、九重までは、たどりきて、御垣のほかに、なげくわがみな。
歸るさに、又一首おもひつゞけて、ふところより、親を出し、道のほとりなる、清水にて、筆を踏で、題冊に書付たまふ。
神の道、しるべばかりに、くれは鳥、あやしく人の、なにおもふらん。
立歸りて、社人大角、但馬といふ者に、逢て、贈らる。我は關東よりのぼれり。願くは此恩誅を萩原主へささげて、よちかきほどに、又まて來り侍るべしと云て、歸りぬ。さるほどに、なほ、れもころなる人の消息をえて、館に至りて、おとなはなる。從者の曰く、汝は頃日、和歌を萩原へ送られぬる人によ。答しかり。いはく、萩原主おとろへ侍りて、人にまみえはべらざりしを、汝まてきまさはまみゆべ

山家に歸る

再び兼從翁を
訪ふ

しと、かれて家僕にまうし侍るとて、書院へいざなふ。しばし侍りて、萩原ぬし、童子に扶けられて出てまみえおほす。先生、拜みいやまひ、累年の不審を演て、條々を問。萩原ぬし、置いて曰、いまだ昔より汝のごとき神書にくはしき人を見ずと、めてたまひぬ。物語や久しう侍りて、進ぬ。是より柴の戸の、しばくとぶらふ。一日ゆるやかに例のうちものがたらしひして、退きぬる時、先生、度毎にゆたかに侍りて、うらびれたまふを、願みず、かつはかしこみなるといふに、汝のごとき人と物語し侍りて、ろうし思はむ、むべ神罰をかうむり侍りなんと、のたまへりとなん。なほ、どこほりて工夫を入るゝほどに、はやみじかき冬の日となり、里人の脚をこりて、冬のまうけいと、なむをみて、古郷には、いかになすらんと、おもひいだしかくなん。
冬ごもり、柴折りくべて、松の月に、古郷ゆかし、雪のこのころ。
山里に、折たく柴の、折々は、思ひ出てや、我を待らん。
新玉の春をむかへて、
東方より、くるてふ春の、物いはば、とはましものな、味があたりな。
年頃の本意をとげたまへば、かへさの御なごりを、きこえ侍る。萩原主は、涙を落して、啼たまひぬ。先生曰、此度の恩頼、誠、誠、誠、海より、深く侍る。身まどしとも、かならず、ちかき年比に、まてのぼりて、拜み奉るべしとなん。御なごりをしみてしぞきぬ。
明年(承應四年)夏四月、先生とし頃のおもひを暗けて、山家へ歸りたまふ。ますく、湯浴で、香を讀み工夫をなしたまふに、道理の筋につかへ、ほどけざる所々おほく出来侍る。何とぞ上京し侍りて、不審をはるけはべらまくほりし、日頃親しき友類、野々山、秋意の止むるをもきかず、旅の装を催す。たびだつ頃、秋意、馬の、はなむけに、讀てつかはしける。
我國の、道におもむく、旅なれば、神の悪みの、いかてなからむ。
返し、
八重雲を、伊豆の千別に、わけそめて、思ひぞたちし、こころなりけり。
定めなき世の習ひにて、身まかりなば、こをかたみともみよかしなど、いひ遊られ侍る。よりて、明暦元年秋七月、兼從、幽栖を出て、京師に赴き、萩原主とぶらふ。題まみえて、兼從の工夫、並に不審

吉川惟足

萩原主の尤可を得

を述べしに、條々ことに感歎おはして、ひらきかしたまふ。於是、心ほがら、かになりたまふ。一日一首の和歌を詠じて、思ひを述べたまふ。おきまよふ、霜の下草、ふみ分て、道ある方に、行かへるかな。此を書て萩原ぬしへ、さしげられ侍りしに、いたく感じたまうて、外記兼種へ聞えおはして、返しかなさしむ。今より、かよふ心の、いと見ん、庭の淺茅に、おける初霜。萩原ぬし、嗣なきによりて、往年、靈山長嘯子の子、を養子とし侍る。名は外記、跡は兼種といふ。故ありて、勤氣を得て、所をかへし、年経て後、此をゆるし給へり。萩原主謂、先生曰、汝道の工夫いたり、道林の幽玄を觀る。今唯、愛一人の道統を附屬すべしとて、先生の固辭するをも、えきと給はず、傳へたまふ。先生拜み諾む。とかくするほどに、やうく歸きに及びぬる頃、富小路三位頼直、顔なごり、惜みて、馬のばなむけにかくなん。したひゆく、古郷よしや、あかずとも、なれし都の、友はわするな。返し、

紀伊亞相に謁す

わすられぬ、かやこをさへに、ことの葉や、いとどしのぶの、たねをそふらむ。〔視吾堂行狀記三〕 明曆三年秋八月、紀伊亞相頼宣卿、先生にまみえん事を求給うて、先生にしるべある者を見、よりて、森田休音といへる者を、山家へまたしたまうて、志をのぶ。先生答、降埋めたる庭の木の葉をかき分けつゝ、山家を放立て、彼資館にまかりぬ。宣頼卿、大によろこび、厚くうやまひぬ。ま見えおはし、くさく御ものがたりの、ち、頼宣卿、感歎したまひ、こよなう敬おはしぬ。万治三年秋七月、俄然に、心に京をなつかしみて、いと心細く、すゑるに、溪神に落ちぬ。故に山家を出て、都に赴く。則、萩原主を訪ふ。萩原主、まみえ悦びて曰、今吾老いおとろへて、病にふし、尤苦は侍らず、唯とこずれのいたみあるのみなり。天數は極り侍る。明日はば、やちを相山へまたし、汝を呼て、遺言をもいひおかまく思ひき。はからざるに、今まし來ますなん誠の感應にこそ、嗚呼天浮橋なる哉と、うめき給ふ。よりて、末期の證明をわたしたまふ。

三たび上洛して末期の證明を得

大名諸士使を以て安否を問ふ

其年先生、相山を出て、住所を江府に定めたまふ。〔視吾堂行狀記三〕 不破惟益氏は、素美濃國、南宮の社務なりけり。中野等和のひきあはせもて、先生にまみえて、教をうけ、大に驚き、ます志を厚うし侍る。年を越て、先生若跡へ歸り、心を林泉に住したまふに、門弟等跡を道て來る。民部も若跡のはとりをしばくとぶらふ。よりて、先生かくなん。おもひよる、心のほかに、もとむなふ、たゞ一すぢの、道をしるべに。雲霧をふみ、遠うより來りて、まなびぬるこゝろざしを感て、玉ほこの、道もそことは、白雲に、いとほて來る、美の、中山。先生、年ごとに、若跡へ歸りて、心をやしなひたまふ。大名諸士、道に志有人は、しばく使をまたして、安否をとぶらふ。爰に、淺野因幡守なる人、使をまたし、品々の贈り物ありて、一首の和歌をかくなん。夜なくの、霜に、かれゆく、草の、庭は、何をかりぬの、かまくらのさと。先生返し、ひき結ぶ、草こそ、かれぬ、山里は、松が、れまくら、岩が、れまくら。くさくの、送り物の、内に、葱、茅、酒一、樽を、儲られ侍るほどに、したしき、どち、捐きて、滋味を、ゆづり、徳澤を、汲て、かたみに、たのしむ。扉を、たく風も、むべ、あたかなるやうに、覺え侍りて、白雲の、かゝる、山邊の、奥までも、ほこぶ、なきけを、汲なみ、だかな。先生、本國の、道の、絶なんとする時に出で、此を、神海、靈社に、うけ、繼たまひて、より、まゝ、さか、る、鎌倉山を、そゝるに、出で、埋もれ、果ぬる、我國の、道を、興さまく、世に、かゝ、つら、ひぬれど、道おこなはれず、まどしく、かろびたる、身に、おほけ、なき道を、になひて、世の、塵に、まじ、はりたまふ。人の、が、り、行とて、牛の、高梁を、負るを見て、かくなん。かろき身に、おも、荷を、負て、世の中に、つな、が、れぬるや、うしといふらん。本多飛騨守なる人の、もとへ、まから、むと、せりしを、紀伊亞相頼宣卿より、今日、なんまで、きませと、あながちに、聞え給へば、も、だしが、たく、彼人へ、ふと、わりいひ、つかはすとて、

吉川惟足

返傳授のため
上洛す

すなほ成、おのが奏の、まゝならて、うき世のかげに、なびく興竹。
我國の道、おのり人の有ければ、
よしとて、人の親をば、親とせじ、おのが大和の、道なそしりぞ。

〔視吾堂行狀記〕 寛文十二、子年正月廿五日、先生江府を出て、都へのぼりたまふ。閏二月六日、
京着ありぬ。先神海靈社へまうて、ぬかづき奉りてかくなん。

いのるなり、吉田の山の、さかき菜の、さかゆくかげを、ときほかさばに。
夫より兩家へとぶらひ給ふ。兩家悦び給ならす、通にしあやまりをなごみ、此度上京おはす、渡か
らざる志、いやまふに所なきなも聞え侍り。先生年頃、心にはたえぬものから、むかし覺え
て、なみだすずるに、もよほされ侍る。旋店は吉田にもうけおかれぬれど、京近ければ、いにし年、京
田にやどりしに、とぶらひ侍る。人々多くて、夜盡いとまなかりし故、北白河、藤原宗古山、庄藏、空寺
に入りおはしぬ。しばしやすらひ給ふ事、吉日をえらみ、講談を始給ふ。吉田拾遺、萩原金吾、油小路
亞相、山本羽林、竹内、源正大弼、或諸國の神官、京師の諸士等九十餘人、講談に列なる。國衆出席のみ
だれざるために、各席札を其坐に付侍る。先生隔日に講せられ侍る。拾遺は講談の、日ごとにと
ぶらひ、相傳の事うけられ侍る。夏にもなれば、庭の池のかげづ、かしましくつどひ、晴侍りて、みそ
かなる相傳聞え侍らず。先生和歌をつられて、

和歌の徳、鳴
蛙を止む

一たびは、まづいづちへも、いて、いれ、やがてかへるの、なにしおふとも。
是を池へながしぬ。又の日、拾遺とぶらひはれ、例の事相傳奉りて、拾遺曰、かほづなかずなりぬ。いか
成事にやといぶかり聞ゆ。さるに心づきて、まことにしか侍る。あまりかしましく、物の言もきこ
えず侍れば、かれも心あらばと、きのふ和歌をよみて、水へ流し侍る。それゆゑにや侍らん。拾遺、
人も感應の有ものにこそとめてられぬ。さばあれど、やがて歸るの名にしおふともと、讀侍れば、
またや歸り侍らんか。念なきわざとありしに、はたして四日五日ばかり経て、また例のこと、かへ
りてどよみ鳴ぬれば、たゞにもやみがたくて、又かくなん。
やがてとは、詞の花の、いろと見よ、ちり行はなと、またや歸らん。
誠の感應にや、また暗やみにけり。一日先生、むかし吉田へかよひし事を思ひ出で、讀て拾遺へか

事畢り江月に
歸る

土津靈神葬祭
のため會津に
赴く
土津靈神正遷
宮の爲め會津
に赴く

くなん。

むかしへや、おどろが本を、ふみ分て、とひこし道を、又とはれぬる。
拾遺さもこそと感發ありぬ。いつしか、月日かまなりて、講談も寔にいたりぬれば、奇蹟とい
ふ題にて、各和歌有。先生、

神風に、なびかさらめや、おしなべて、苦すめみまの、くにつ長くさ。
漸一往の返傳授畢りて、東へ赴きたまふ頃、拾遺、馬のはなむけに讀て送られ侍る。
さばりなく、守り赴へと、ゆく人を、ちまたの神に、かけて祈らん。
萩原金吾よりも、馬のはなむけにかくなん。

わかれても、また逢坂の、關こえん、ひだりにめぐり、みぎにめぐりて。
先生返しは有けるや。其頃奉しげくて忘られけらし。かたみに名残をしみて、また近き年頃に、ま
うのぼりて、残りなく傳へ侍らんとして、別れおはしぬ。秋風をきいて、

夕ぐれの、草のたもとに、露ちりて、老の涙を、さそふ秋かぜ。
先生、事畢りて江府に下り、則稻葉拾遺の亭に往て、一往の返り傳授なし侍るよし、何くれの事を立
聞え侍り。拾遺曰、大なる勳績、事ゆゑなくとげられ侍る。いみじうこそ侍れ。さては来る二十八日、
歸府の拜觀有べしとなん。先生かしこまり聞えて、しぞきぬ。然るに其日わすれて、神社へまうて
られぬ。殿中官士、先生を待といへども、まうてずなりぬ。よりて此音あり。先生歸りて此を聞て、大
に驚きおそれて、とみに拾遺の亭へ行て、あやまりまうすも、かしこみ奉るよしをきこえ給ふ。拾
遺曰、今日殿中出御にのぞみ、人皆汝を尋ねり。かゝる大事だにもわすれられぬ。まいて他の事を
や。あゝ世事におほどこかにもてなはれ、あるまじうこそ侍れ。來月十五日登城有べしとなん。左中
將正之卿、これを聞て、うめきて曰、誰か拜觀をわするべきや。まことに忘れがたき事にこそ。道を
任する人は、かく重き所なてふあらじとなん。

寛文十三巳三月四日、先生江府を出て、會津に赴きおはしぬ。土津靈神葬祭なりけり。
〔視吾堂行狀記〕 延寶三年寅八月十日あま、土津靈神正遷宮のために、先生、關東國會津に
赴きたまふ。同十六日申時ばかりに、いたり給ふ。そのかみ、此わたりともなひあり侍りし時、御

墓をあらまし給ふに、かくなん。

君こゝに、千年の後の、すみどころ、ふた葉の松や、雲をしのぶがん。と祝ひ侍りし。松が根の苔の下に、いつしか拜み侍らんとは、おもひもかけざりし。

おもはずよ、ちとせの後と、ながめつる、松が根にしも、きみを見んとは。廿三日、吉田なれば、運宮と定めぬ。亥の時、例の事なれど、さばる事有て、申の時にまだまりぬ。宵より雨打しきり、終日やまず。上中下、空をながめて、晴を願ふ。

天津風、あま雲はらへ、あかれさす、あかばに山に、照日かげ見ん。

と讀給へば、神やうけまし、くけん、俄に雨風ふき落て、雨雲ふきはらひ、空さりげなく、夕日神典にうつろひ、人皆不思議のおもひをなしはべる。今日をはじめの宮うつりに、斷るしるしのいぢるき事、万代かけていとたのもしきちかひになん侍る。

一日、細田一輝、御前とよらひ、道の物語有て、又いひ出て、疎めけらく、人の身は定めがたし。もしやおもはざる事出来侍りなば、我木國の道は絶侍る。歎かしき事にこそ。とてせちに從長へ附屬の事をすゝめられぬ。先生折も侍るべしとて、いれ給はず。歸りてあしたにことばがきに、唯受一人の傳をいさめ侍るに、御承引なき事を歎きはべると有て、

傳へつゝ、世にし残らば、まかりても、つゆにまからぬ、たまほこの道。

天かゞみ、空にうつして、あきらけき、君が心は、ひともしるらん。

病に罹る

從長に證明書を授く

再び病患に罹る

唯道の絶なん事をこそなげき侍ると、かきくどきて聞えぬ。天和二年四月十九日、先生いとあつしうおはしぬ。御師まうき見て、昔年來の勞苦なりと云。病を用ゆれども、熱さめがたし。日ごとにあつかに心ほそくおとろへ給ふほどに、延守等のいさめにしたがひたまひ、則門弟を先生の前へ呼出て、從長に道附屬の趣を願はし述べぬ。兼て釋尊やうのものをもうけ置けん、とみに其よきを取行ひて、あまねく門中へひろめ侍る。人々も今日はおくへ給はらじとなげき侍りしに、さもなく明日にも成ぬるに、膝いさゝか、なほり侍りて、氣色もよく見えおはしければ、人々悦びあへり。夫よりやうくにおこたり給へり。

返傳授を約しに傳ふ

本所に閑居す

に侍り、則改て道を從長へ附屬有て、汝時を待て、吉田家へ返し、死後に至りても、師命をはたしぬべし。嗚呼、我師命をとげざる事、念なきわさなりとて、しきりに涙おとし給ふ。かちうじて病おこたり、例の相山の舊隠へまかりて、休らひ給ふ。夕日をながめて、

たちこめし、峯のしら雲、ふきはれて、しばし入日を、歸すこがらし。

世のはかなき事を、おもひつゞけ侍りて、

八月十五夜

あきらけき、たぐひもなみに、照月を、秋のなかばと、何かぞへけん。

兼てより身を葬むべき地を願ひ奉りしに、當御代北本所にて、四方道路をかぎり、くだし歸り、死後の心をやすんじありがたき御恩にこそ侍れ。則閑亭をしつらひ、池を穿ち、道義と名け、華紅葉、くさく、の木だち、萩澤など根こし植て、殘生をたのしみ侍る。春の日のどかに、垣ほの芝生も萌出ぬれば、山家の梅を

山賤の、折いけ垣に、なり残す、心の華か、梅の一ただ。

花もや、いさかりなる頃、閑庭の花を、

兼て墓所をあらまし侍りて、

うづらなく、野原の庭に、ひとりねて、なき世の夢を、現にぞきく。

年經にもよほされて、うつしなくおぼえて、

寄道述懐といふ事を、

神代より、ふみつたへても、浪千鳥、かひもなききに、ひとり鳴なり。

新樹を見侍りて、

折ふしに、うつる心の、色なれや、花散宿の、庭のわか葉は。

あはれさを、萩の一葉に、きしそめて、千種にくだく、萩のこゝろか。
神といふ事を、
新れども、しるしなきこそ、しるしなれ、おのがこゝろの、まとなられば。

寄月述懐

さればとて、いとほれやせん、うきたびに、袖のよすがに、やどる月かげ。
中根正致老人、平十は、若かりしより、道に志ふかく、致仕の後は、世放れたる處に、閑居をしつらひ
ひけり。道をたのしみ、折々、に江府へ出て、柴の戸をたゞき、かうばしき人なりけり。もみぢの頃、
かくなん。

返し、

明日見んと、おもふ心は、あらしじかし、もみぢも同じ、老の身にして。
返し、
老らくの、おなじこゝろに、思ひやる、心もふかし、庭のもみぢ葉。
時雨といふ事を
とふ人は、おもひもかけず、み山邊の、しぐれてわたる、谷のしげはし。

社頭落葉を

落葉にも、かすのこりけり、神祖の、道ひとすぢは、絶えぬばかりに。

京なるやんことなき人の木より、消息し侍りて、兼從にて絶えんとする、日本の道を、神廟へお
はせば、公武への忠勤の人にこそ、人しらて徒に年たかく、かまねおはすなん、心になげき侍る。ま
りとは天運、順環の時こそあらめ、道のため、世の爲すがの根のながきことよきを、ねんと思ふと
はべる返しに、

つたへこし、道はあれども、位山、ふもとの里に、日は暮にけり。
松浦氏のなにごしより、讀ておくられる。

冬枯の、みやまの奥は、道しげも、おひ出る春に、あはさらめやは。
返し
此まゝに、朽やはてなん、山ぶかく、春に知られぬ、谷の埋木。

年も暮ぬるほどにかくなん。

おもほえず、かさなる老の、なみたかく、立居くるしき、此年の暮、
人知れぬ身も、世にかしつ□ぬならひに、若のはの其ほどく、に、事しげくものし侍るうちに、一
夜を隔つるばかりに、立春の、今朝はきのふのとよみぬる心も忘られ、うららかにのぼるけはひ、
むべもあらたまの春のけしきにこそ、梅の梢も春をしりがほに映ければ、
咲そむる、この一はなに、しきしまや、やしまのほかの、春こそしれ。

閑居待花を

ながめふる、柴の戸はその、あけくれに、花よりほかに、待事もなし。

老後いくほどもなき、齡に、我道のすたれぬる事を歌きて、

ながれての、世にたえやらぬ、道もがな、身はこもり江に、しづみはつとも。
夢にむかしの人を見侍りて、

夢人は、昔ながらの、姿にて、しらぬおきなに、我をみるらん。

春も暮、夏にもなれば、

あはれとも、見しかすみさへ、今朝は消て、華のかたみに、何をとゞめん。
土さけ照六月に、津輕氏のなにごし、草の戸をたゞきおはしければ、

埋もれし、我道を、ふみ分て、誰かはとほん、君ならずして。

あさがほ、垣ほに、咲侍るをながめて、
露やさき、花やおくる、あさ顔の、あだなる色を、ともにてら□て。

時雨にぬれて、寝ぐらに、踊るむら鳥を見侍りて、
むら鳥も、かへる寝ぐらも、やすからず、おもへばたのし、かゝるふせやも。

庭の落葉をながめて、
打はらひ、はらへど、日々に、又つもる、心の塵も、庭の木も葉も。

閑居落葉を、
冬がれを、とふ人もなし、おのづから、落葉がくれに、道はあれども。

死

歳暮に、
元祿七甲戌年十一月十六日、先生天年を畢て神去ましぬ。いささめもなやみなく、顔色常のごとし、門弟なきいさかなし、闇夜に燭を失へるが如し。先生、徳門大服の人といへども、むかしより求めてまみえず、若もとめにしたがひて、まみえたまふ。嗚呼、世その風化をしらざる事や、いにしへより世を勤むるものはあらはれ、徳を勤むる人は器る。我儕、まれなる君子の時にくまれて、年來ありのすまびにおこたりしとを、いまさら悔ひかなしき侍る。則、墳墓を本所の野原にきづきて、なまめまつる。

〔同上〕

祭文

維君子、曩在世衆不知之、以有荒蕪、以無慕、布嗚呼、知道者鮮矣哉。子茲嚴父、親吾堂、靈社我道久已、且地丹墜、無登爲時、仁出氏、唯受一人、乃正統於神海、靈社仁受、續給布大哉、公我神明乃玄旨乎、開且世乃迷乎、規志道乎、萬世仁達、給布悲哉、運良不祥、丹遇且卷、且道乎、慎丹志以豆寂、然丹長隱矣、于時年齡七十有九、歲墳墓乎、本所道義、沼屋敷丹、餐美奉慶之公、唐仁曰、我不逢時之豆、死葬祭者、必事乎、略行乎、略行、是時也、止今仕、道命以薄、祭奉供之、豈稱辭、竟奉留辭、別且曰、左久門人、公乃別乎、悲美、淚乎、袖丹、渾且、爽祭仁、預仕者、公高天原仁、神留座、且道乃、興隆乎、守給伊門人、乃繁營乎、扶給、陪止、恐美、申請。

絶せじな、落葉に道は、うづめども、名はしきしまの、すゑの世までに。

元祿七甲戌年十一月十八日

吉川惟足從時

吉川源十郎從長朱印

謹言

雜載

赤貧

神道秘抄を盗み出す
公儀へ訴へらる

幕府に召され百俵を賜ふ

殿有院に召さる

鷹司公に謁す

〔武門諸説拾遺〕一、吉川惟足事、寛文中の頃まで、尼崎屋五郎左衛門と號し、日本橋一町目にくらしけるが、松平但馬守直良へ着を入、其買掛千五百兩程有之故に、同屋より強く金子借取にやつて、五郎左衛門、其拂に難儀し、終に金の才角も不成、屋敷をもうりすて、品川町市川小右衛門といふ名主の店をかり住居して、年月を送りしが、夫に就ても、夫婦波世のくらしなりがたく、要をば親類の方へ預置、我身は京都へ上り、まづ萩原に奉公仕り、是に暫くおけるが、後年吉田殿の若黨になり仕へ、數年の雇書をしのき有之所に、今吉田殿、幼少の時より、父におくれまし、れば、諸事萬端にいたるまで、かの五郎左衛門、甚巨と號じて執行ふ。然る處に、五郎左衛門、常に得ける。元來五郎左衛門、手跡を好み、歌道にも心をよせ、誠にも町人なりしかども、其心ばへやさしきものにこそあらめとて、皆人申ける。五郎左衛門が、いかにや吉田殿家代々の神道秘抄一巻を盗出し、暇を所望、則京の傍に住し、神道専ら廣め、名を吉川惟足と改、京近くは申すに及ばず、隣國の人々聞傳へ群集す。公家衆より不審をなし、吉田殿より奏聞あり。公儀へ訴へ、事六數成、詰問區にして、後漸惟足、江戸へ下り、あなたとなしてくらしける内に、年々重り、人ごとにしるほどに、神道者なりとて、其道に立寄者も有、或は弟子に成る者もあり。よつて少々弟子みつぎ有ければ、後波世心やすく成し所に、近來延寶の末に至り、稻葉美濃守正則、堀田武光守正俊などの輩持して、將軍立下の時分召出され、百俵を被下候由、惟足に被仰流ける。惟足夢のさめたる心地して、道神日増に盛なり。今京橋新屋町の角やしきに居住せり。誠に惟足、天理に叶ひて、天下の御成委になる果報、いみじき人哉と羨みける。

〔吉川親吾堂記上〕殿有院大君御代、寛文七年七月、親吾堂、蘭子(を)堂中に召され、月番の老中、神波さる趣、其方事、日本の神道を一人に相傳有之由、上聞に達し、奇特におぼしめされ候。此によりて、此度めし出され候云々。親吾堂有がたくおぼえ奉ると申て退きぬ。即ち日御日見仰付られ侍る。

〔吉川親吾堂記下〕鷹司殿下、道に志おはして、先生へ見えて、中區政を請せしめらる。四座に應はて給ふ。よりにて殿下仰けらく、我聞、中區二字の奥秘は、攝家の任にして、しらて叶はぬ事に侍り。

正之卿に
親す

いかにも此を傳へまく願ひ侍るとなん。先生曰、おもき相傳に侍れど、御書讀の事には、御書讀に侍らざり侍るべしとて、他日二字の奥移つたへおはしぬ。翌日、東海舟中、少時、舟中の旅店へまたし、白銀掃帚おもきいやをなして、日、中古以來、中臣の御すたりぬ。吾書讀に侍り、其書をしちり、今度汝にあうて、此を傳へうけ、家を興隆し侍る。心の悦び、何事かこれにまさじかし。おづから往て、勤のへまくほしめれど、當職の地下へ往て、いやななせる御なれば、心に悦ばずやかぬ。此よしを我によく聞えよとおほせ侍るといふ。

〔吉川視吾堂記上〕 寛文元年、合津左中將正之卿、先生にま見えむことをおぼしめし、おぼしめて、まみゆ。正之卿、同日、政道よく衆民の情を得、四海安靜に治まる事、神明治世の要領をまき、ほりす。先生答へて曰く、國を治むるは、先己を正うして私なく、仁惠を施して民を安じ、用事を好て下情を知る。天照大神治世給ふ所、此三を出す。中略、正之卿を忠告おはしぬ。翌日、彼をまたして、白銀掃帚を饋りて、禮を厚うし、誠を顯はし給ふ。是よりまさき、臣服部安條をして、先生に師としつゝかへしむ。

著書

- 〔近著〕日本學則 一 神祇要編 四 吉川惟足傳 二
- 〔慶著〕神代卷家傳聞書九 神代卷惟足抄 五 鎌倉閑居記 一
- 〔編者補〕神道大意注 一 神道大意講談 一 吉川視吾堂事記 二
- 吉川視吾堂行狀記 五

北村湖春

- 生歿 二三〇八、後光明、慶安元年、
- 二三五七、東山、元祿一〇年正、一五、目五〇、

住所

〔田〕江戸、〔園〕下谷池端茅町正慶寺、

(以上、慶長、下)

〔續人物下〕 ヨク職ヲ紹テ歌學所トナル。湖春ノ男、湖元アリ、ミナ職ヲ世々ニシテ、家ヲ守レリ。
(參照)北村季吟の條下の系圖

〔備〕「俳家奇人談」

後生長るべし。此子湖の風格、やゝ乃翁にまざる。體態し、髪は髭、ひさひさ、一名の附り所か、はゆし、山櫻。日比氣の、附かぬ松あり、揚屋。天地の、晴とたゆむ、時雨かな。

〔慶著〕源氏物語忍草 五

久田捨子

- 生歿 二二九四、明・正、寛永一一年、
 - 二三五八、東山、元祿一一年八、一〇、目六五、
- 捨子、園貞開、園園妙融尼、
- 〔備〕丹波柏原の人、
- 北村季吟門和歌をよくす。
- (以上、慶長、下)

徳川光圀

- 生歿 二二八八、後水尾、寛永五年六、一〇、
- 二三六〇、東山、元祿一三年一、二六、目七三、

(慶長、下)

北村湖春 久田捨子 徳川光圀

誕生所	誕生機	住所	姓名	名の意義	除の事	系圖	
〔桃源遺事〕	水戸城下藩町といふ所に、三水之次が舊宅あり。彼處に梅の大樹有り。此木は御母堂久昌院。四山公を御養胎の内、御手自實を御うま。四山公御誕生之時、貞坐したる梅也。四山公も、愛にて御誕生成れば、勞いはれありとて、かの梅を御坐梅と御名付、愛を御成依て、四山公御逝去の後、かの梅を、綱條公、瑞龍の御墓所へ、御移し植ゑさせ給ひ侍。	〔陸〕常陸國水戸郡、藩士三木仁兵衛之次の家、〔居〕水戸城、江戸駒込別荘小石川邸、常陸西山國常陸久慈郡瑞龍山。	〔男〕長九千代松、〔父〕徳亮子訓親之、〔母〕日新齋常山人、卒然子梅里、〔父〕義公、〔母〕押延男爵之御孫命、高讓味道理根命、〔父〕別格官幣社常磐神社。	〔西山遺事〕 公字長。一名千代松。及關天候公、名曰光國、母常磐國常磐郡常磐定興、光有六國。初字徳亮。取于諸香阜南隈、祇敬六徳。亮、采有邦。一字、親之。取於周易、巽六四、親之。光、女、子、親、亦、據、陸、國、傳、也。據、常山人、或曰新齋、卒然子。又、據、梅里、矣。梅里、在常州、梅里、山、也。〔西山遺聞〕 詩文に、光の字を諱さるよし、御聞被、成、國の字は、始る事尤なり。光の字始る事、何の所、なき事なれば、向後光の字は、常の通りに用ひべし。又、録の字、字の字は、始るべし。其餘は、御事、數侯由御意也。元禄二年十月十九日、吉弘左介奉り、水戸より館中へ申渡、向又、在、御意に付、定、了、簡にて申渡けるは、房の字定て尤難べし。利、播、炊の御一家、御方は、御意しがたきゆ、其、趣に用可、申也と申、館中一同に同意に存たるよし、御意覺書。		〔桃源遺事〕	○頼房 常州水戸の城主、正三位權中納言、源成公。 從一位太政大臣、家康公第十一男、母、太田新六郎源康實が女、英勝院長壽清也。實母正木左近大夫平頼忠が女、實勝院長壽清也。

系圖
<p>○頼重 常州高松城主。小名竹丸。改、右京。從四位上。左少將。右京大夫。後、稱、三、重、守。後、稱、重、守、源、重、守。</p> <p>— 女子名ハ通、法名惠了院蓮心日具、許、松、松、右、大、將、源、重、守、源、重、守、源、重、守。</p> <p>— 龜丸早世、法名本妙院宗覺童君。</p> <p>— 女子名ハ萬、法名長谷院妙麗日讀、嫁、巨太田主水源實政。</p> <p>— 女子名ハ捨、早世。</p> <p>— 女子名ハ從一位左大臣家光養女、稱、大、姫、君、嫁、加、州、金、澤、城、主、松、平、筑、前、守、實、成、光、高、光、高、卒、後、爲、尼、號、清、涼、院、法、華、童、女。</p> <p>光國</p> <p>— 水戸城主。從三位。權中納言。致仕、而、居、常、州、久、慈、郡、太、田、郡、四、山。後、稱、三、重、守、源、重、守。</p> <p>— 女子名ハ菊、嫁、巨、松、平、駿、河、守、源、康、兼、康、兼、死、後、爲、尼、號、芳、綱、院、妙、樹、日、讀。</p> <p>— 女子英勝院養、幼ニシテ爲、尼、號、玉、翠、院、法、華、童、女、住、三、州、鎌、倉、英、勝、寺。</p> <p>— 頼元、小名丹波、後、刑部大夫ニ任ズ、法名眞源院靈方無外。</p> <p>— 頼隆、初名右近、爲、攝、磨、守。</p> <p>— 頼利、小名千丸、改、河、内、後、改、三、重、守、又、改、三、求、馬、號、曰、三、重、子。</p> <p>— 頼雄、初名藤太郎、後、改、重、守、又、改、二、學、爲、大、炊、頭、法、名、一、法、院、融、山、圓、公。</p> <p>— 頼泰、初名左近、後、改、三、左、門、老、後、稱、三、重、守。</p> <p>— 頼以、初名出雲、後、改、三、伊、織、號、曰、三、重、子。</p>

女子名八律、嫁三臣山野邊土佐守源義賢。義賢死後、爲「尼」號三光院。

房時初名主殿、後改三權之介。法名覺林院圓春心月元正。

女子名八不利、法名青松院貞壽心光齋圓。嫁本多出雲守藤原正利。

重義小名千代。改武藏。爲三臣雜賀孫市。雜賀重次妻子。改孫三郎。後改孫市。法名釋貞壽。

女子名八犬、爲三殿守賴重養女。而嫁三和川越中守源朝利。法名本源院梅溪妙香。

女子初名八藤、後仙。法名聖智院法圓日惠。嫁三臣真木平人藤原景信。

女子名八竹、早世。

女子名八梅、法名淨雲院妙清日受。嫁三臣宇都宮下野守藤原隆綱。

女子名八市、法名清雲院妙難日布。嫁三臣酒井周防守忠經。後改三忠治。

女子名八松、出生數日而早世。與三他諸子。不知前後。故附焉。

女子初名八助、後改三奈阿。嫁三臣伊藤玄蕃藤原友次。友次死後爲「尼」。號三松壽院。

賴常

讚州高松城主。小名兵部。從四位下少將。右京大夫。後稱三殿守。實光團輔男。

女子有馬玄蕃頭。藤原賴利室。

賴兼賴母。改三賴貞。

賴章圖書。

女子鷹司大納言照房卿室。

賴直玄蕃。

女子嫁三臣大久保一學。

賴芳千松。

女子爲三興正寺養子。

輕久後改三右衛門。早世。

賴豐實圓有賴草男。後爲三殿守。

綱方小名松千代。後稱三從四位下。左近衛權少將。實賴重之長男。早卒。謚號三清伯。

綱條

小名采女。實賴重二男。

鍋千代早世。

女子名八熊、後屋督。早世。實賴後守賴通女。

岩九早世。

吉孚小名菊千代。後改三德川左衛門督。

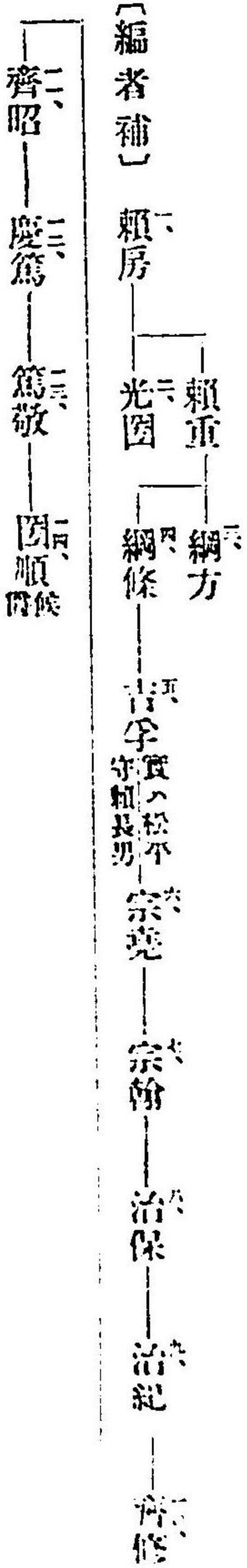
女子早世。

豐九早世。

- 女子名ハ茂登、早世。
- 女子名ハ幸、早世。
- 金松、早世。
- 直松、早世。
- 女子名ハ蝶、改道、又改増。實ハ今出川壺守右府公規末女。
- 輕松改三友千代、早世。

右頼房公之御子十一男、十五女、合而二十六人也。

此外女アリ。名ハ茂、法名珠光院妙日感、實ハ田代梅東之第六女也。爲頼房之養女、而嫁院鈴木石見守重政。頼房御子、實ハ二十六人也。或ハ二十七人ト云者、加此女也。梅東者、養珠院妹也。



〔年山記聞〕 姫君は、近衛關白信長公の御むすめ、尋子と申まゐらせける。承應三年、御十七歳にして、西山公(二十七歳三位中將)に嫁し、万治九年閏十二月二十三日、江戸駒込の御別荘にて、かくれさせたまふ(二十一歳)法光院圓空覺心と申す。後に哀文夫人と謚まゐらせらる。御生實の美なるのみならず、詩歌をさへこのみ給ひて、古今集、いせ物語はそらにおほし、八代集、源氏物語

姫君

高松少將頼重

經歷

父頼房 誕生 容姿

などをよく覺えたまひしとぞ、また三體詩をも暗記したまひけるとぞ、ながらへさせたまは、いかにいみじき御さえにてか侍らまし、御早世のほど、なしみ奉るべき事なり。西山公御物語のついで、此上におよびては、うちしほたれさせたまひける。御互に御さえありけるいもせの御中らひ、いかにむつまじくやおはしましけん。

〔窓のすさみ〕 高松少將頼重朝臣松平謀政守從四位上少將(は前黃門頼房朝臣正三位中納言、水戸公)十四歳の御時出生ありけり。幼年の時、子を持給へるを耻られるにや、披露もなく、光圀朝臣從三位中納言を嫡子として、國を譲り給へり。頼重朝臣は、頼房の御時召出され、然間にて五万石たまはりのちに高松へ移されしとぞ。光圀朝臣は、次男にして家繼候事、未意ならずおは給ひて、頼重朝臣の長子を養うて嗣とし給へり。少將殿從四位綱方と申せしか、天死なりしかば、また其弟綱條朝臣從三位中納言を養て嗣とし、さて實子頼常朝臣謀政守從四位少將をば、頼重朝臣の嗣とし給へり。光圀朝臣才德接群のうへ、又家雄なりしかば、世にすぐれたる事ども、あげてかてふべからず。高貴の中にも、備前少將光政朝臣松平新太郎從四位、合津中將正之朝臣松平肥後守正四位中將、此中納言殿從三位光圀公、三君は文武に通じて、事蹟徳に異なれり。中納言殿は、予幼年の頃までおはして、何か事どもさたするな、なかな心にも感じたりき。

(幼年時代)

〔桃源遺事〕 西山公御父は頼房公、第三の御子、御女子を加るときは第七の御子なり。御母は、谷左馬介藤原重則の女なり。谷小左衛門重代には姉なり。重代老後號一得、寛永五年、戊辰六月十日庚子、常州茨木水戸の城下、三木仁兵衛之次が家にて、御誕生なされ候。威あつて、しかも猛からざる御生質なり。御色白く、御像高く、御顔おもながに、御額廣くして、兩方に角有て、日角ともいはまほしく、御目ぶくろ長く、大抵の目の、少し細がたに御見え候が、御見張候へば、尋常の日よりは、大きな御眼なり。御鼻柱とほりて高く、

徳川光圀

(經歷)

性質

文武諸藝に達す

是や隆準とも申べきか。若き御時は世上にて、美男の聞えあり、御老後に、西山に御隠居なされ候ては、御鬚髯御たて被成候。御鬚髯もうるはしく、御堅肉なり。又御寝なられ候時は、御目半眼にて、すぎと御とぢ不被成、とくと御ねいり候へば、御日の玉くるめき申候。また御休候節、御側にて聲高に物語仕候に、能寝入被成候て、私語ひそごと或はこそつき候ても、御目さめ申候。又御寝入被成候へば、御足の指、動きひたと御床を御うち候。御寝入不被遊内も、左様に在之候につき、馴奉り候者どもも、御ねいり候と、御ねいりなされざるを、まゝ取ちがへ申候。亦御力もふつうに御越え候へども、常に御隠し候ゆゑ、御近臣どもも、其程を不存候。又御幼少の御時、御相手の子供どもも、堀の上、或は屋上の人留の外を、かけ競をあそばし候に、續く者なかりき。御壯年の時は、大抵の堀をば飛こえさせたまひぬ。また御一生の内、萬事にせこ／＼しき御事これなく、地震、大雷、大火等の節、人殊の外、動轉申ことにも、終に御騒ぎ候御氣色、曾て御座なく、御食事聞し召候は、上臈の如く、すぐれてじんじやうなる御様子なり。然とも御狩馬、又は御旅行などの時分、これにより、下々もうとみ申程の、きたなき器にて、危食のむさきをも御心まけに、聞しめし候。是は御心見のため、又は、御連枝方、および御家士どもの、心をつけ申ため、旁に被成候御事と、皆々申候。又思慮の深き事は、申に及ばず、上中下、それ／＼の人に御對し、御時宜あひも、御すぐれ被成、又當座の事に付ても、御さし働き、流るゝが如くに御座候。亦和學、漢學は勿論、諸宗の佛學、神書、醫書、算數、詩文、聯句、詩餘、和文、和歌、武藝等、何によらず、御

頼房西山公を
試む

史記伯夷傳に
感じ兄に家督
を譲らんとす

存被遊候。又天文、地理、禽獸、草木の名委しく御覺、或は上古の衣服、並器物の拵やう、もろ／＼の武器、樂器、および賤しき器物迄もいたしかた、よく御存被遊候。亦御細工、御繪御料理等も、よくあそばされ候。其外御多才の事ども、繁き故、是を略す。

〔西山遺聞〕一、西山公御幼年の時、威公の命にて、刑人の首を提げ給ひしは、永野九十郎と云者の首なり。

〔桃源遺事〕一、寛永十一年小石川御後園の側、櫻の馬場と申所にて、頼房卿斬罪者仰付られ、其首を其まゝさし置せたまひ、夜に入て、西山公の御心を、ためし給はんがため、彼首を持參被成候へ、と仰られ候。右櫻の馬場と申は、御屋形より、西の方にあたり、此間四町ばかり有、道細く水流れ、木立しけりて、晝も女童などは、中々至り難き所なれば、御前に相詰候老女を初め、女房達、甚おそろしき事に思ひ、又は西山公の御様子、いかがあらんと、手を握候所に、西山公、少も御滯なく、御座を御たちなされ候。其とき、頼房卿、是を指て行候へ、とて、御脇指をまゐらせ給ふを御さし、暗夜に只獨、彼所へ御いたり、手さぐりに、右の首御尋、やうやく御求め候へども、御幼少故、御力に叶はず、もとよりを御とり、引ずり／＼、道にて二三ヶ所御休み、御持參被成候。頼房卿、御喜色にて、右の御脇指を直に進せられ候。此時御年七。

〔同上〕一、正保二年乙酉、西山公初て史記の伯夷傳を御よみ、御感有て、御父頼房卿の御世繼には、御兄頼重殿御たち可被成所に、西山公、御世嗣に御たち候段、其本意ならず、思召

候、自是して御婚家へ御讓被成度の御存念おこり申候。此頃迄は、學文は御好なされず候が、今年より御學文御精を出され候。

地理に通曉す

〔桃源遺事〕 若き御時、所々の案内、方角御存知あるべきため、忍びに御あるき成され候。諸事御通曉なり、うち別して、地理には奇妙に御發明なりし、尤も諸國の地理、委細に御存じ被遊候。常に被仰候は、針一つ立て、北辰をさへ考へなば、異國へ渡るとも、難きことはなきと仰せられ候。御旅行の節は、はじめ御出で候深山幽谷の中などにて、御案内のものに御對し、この谷をつたひ行ば、その所へ出づべし。かの嶺を越えば、かの地に到るべし。そなたがそこに當るならば、こなたはそこに當るべし。その山は此の所よりは見ゆまじ。その地は、是よりはすこしこなたなるべし。汝はそなたと申せども、こなたのかたにてあるべし。など仰せられ候に、御案内のものも、舌を卷はじめて御出遊され候て、御案内の我々に、だも、心えぬ所どもを、掌の上に見る様に計り知らせたまふこと、人間のわざにあらずとて、我を折り申候。

(壯年時代)

家督相續

〔西山遺聞〕 一、西山公、御家督御相續の上使、酒井雅樂頭、松平伊賀守兩人なり。八月廿二日に、明日兩人上使に來候案内有之候。則ち御部屋御神主前、高松羽林公へ、御嫡松千代殿を、御養子に御もらひ被成候。此事羽林公御承引無之候ば、明日御家督の御請は申上問敷候。刑部殿、播磨殿御兩人の御舍弟を、御證據に被成、決定して御意有之候ゆゑ相

極り候也。借御家督相濟候て、御老中御廻り、紀伊故大納言様へ御越右之御養子のわけ、段々御物語被成、ケ様之事は、親御臍の緒を繼奉り、御名は、源義様より、鶴松様と御附被遊候。三浦市右衛門覺書按ずるに、栗田嘉休見聞抄には、源義様、源節様の御出生候様に、御聞、水に致候様に、被仰付候。其時、平右衛門内證にて、御忍に、牛天神にて、御誕生被遊候を、源英様御聞、高松へ御越被遊候やうにと被仰、二ツの御歳、高松へ御越、御成人被遊候と見えたり。源義様いまだ、中將様の御時、御召仕候女中、御懐妊に、御座候間、則ち女中、永御暇之分にて、御産相濟候内、密に伊藤玄蕃方へ御預け被遊、深き思召入之儀有之候間、若男子御出生候は、早速失ひ可申候。借其女中之儀は、直に何方へなりとも縁付可申候旨被仰付候。其時、玄蕃も、存寄之段、色々御諫申上候得ば、源義様御意被成候は、當無是非先御請仕候由、其後又御機嫌を以て、御諫申上候得ば、源義様御意被成候は、當家之世嗣は、元來右京殿(英公)之管にて候得共、其頃まで、尾州殿、紀州殿御出生も無之時節ゆゑ、我等事、二男として世嗣と成事、非本意仕合也。依之、我等が世嗣には、右京殿の嫡子、松千代を、此後養子に申定め、水戸の家は、我等一代にて、惣領筋へ返し申覺悟なり。然上は、我等は、男子は無益なれば、若此度、男子出生者、是非失可申旨、御誓言にて、被仰出候上は、玄蕃も、とかう不及申上、感涙を留かぬ、漸く御前を罷立候由、其後、玄蕃色々と思案を致し、密に、源英様へ申上候得ば、御驚き被遊、早々小石川へ何となく御出にて、源義様へ御對面被遊、密に御異見ども、御座候て、御兄弟様御相談之上にて、諸事御究置之

承應三年近衛前關白信尋の女御子入興

明曆三年大日本史編纂の業を起す

明曆六年諸士の墓所を定む

世子逝去

綱條を世子とす

極、其後御誕生御座候處、御男子様ゆゑ、御生落し其まゝ、源英様の御方へ御引取被遊候て、小石川にては、御流産と申成候由、此御事、源成公様へは、深く御隠し被遊候由、奈姫様にも、稔と御存知不被遊、三浦市右衛門覺書。

〔桃源遺事〕 承應三年甲午四月十四日、近衛前關白左大臣信尋公の御女御子、御入興御婚姻あり。西山公は、常々御兄頼重殿御世つぎに御立不被成、御弟の身として、御世つぎに御立被成候事、御本意ならず思召候故、終には頼重殿の御子を、御養子になされ、御家督御譲りあらんと、覺召し候に付、御婚禮の事、猶更御本意におぼしめされず候へども、御文の命、そむかれがたき義にて、御婚禮なされ候、それにつき、其夜姫君の御方へ、右のあらましを傳へ置せたまひけるとぞ、此時御年二十七。

明曆三年丁酉二月廿七日より、西山公、日本の史を御撰初なされ候、神功皇后を后の列に御かかせ、大友皇子を天子の並に御書せ、南朝を正統に御立てなされ候類、世上流布の書には、古來よりケ様には無御座候、今如此御改なされ候、此時御歳三十。

同六年丙午四月、諸士の墓所を常州水戸、常磐と坂戸との兩所に被仰付、且文公家禮により、喪祭儀略といふ書を御えらび、諸士に下され候、此時御歳三十九。

同十年庚戌正月廿二日、世子綱方君御逝去、諡曰靖伯、御年二十二、此時、西山公御歳四十三。

同十一年辛亥、綱方君の御弟、綱條君を御世繼に御立て被成候、頼重殿の御次男迄、そ

延寶三年製に應じて詩を賦す

延寶六年扶桑拾葉集成

天和元年勅に應じて詩歌を上る

の初に御引取さしおかれ候段、深き御思慮なりけりと、此とき人皆感じ奉り候、此時御歳四十四。

延寶三年乙卯正月、後西院帝より、勅題にて、律詩三首御作り、天龍寺の僧、虎林方迄つかはされ、御上げ被成候。

應制賦、雪朝遺草

積雪皚皚、擁翠微、四山環曲、畫屏圍、鳥鳴點破、分毛色、白鳳題、翔空、錦輝、最喜、瑞花天上、咲、豫知宿夢、履餘肥、朝來、休道、夜寒、逼、起坐、遙思、脫御衣。

又

朝望園林、深玉、塵、腰前、先報、百花、春、屋頭、高排、紫羅、笠、山頂、斜欹、白鹿、巾、風、拂、簾、陰、巧、澗、瀑、日、晶、隨上、眩、餘、銀、天、恩、新、賜、豐、年、瑞、四海、今、無、凍、澗、民。

又

清曉登樓、眺、曉、望、乾坤、同、色、轉、茫、茫、儘、教、臘、雪、埋、疎、影、和、有、天、風、動、暗、香、土、領、千、秋、白、鵲、放、灑、橋、一、道、玉、霓、長、恩、光、護、暖、黃、綿、襖、衣、被、饑、寒、翠、萬、方。

參議從三位兼行右兵衛權中將源臣光圓百拜

此時御年四十八。

同六年戊午正月、兼て御編被成候、和文三十卷出来いたし候よし、天聽に達し給ひければ、後西院帝、名を扶桑拾葉集と御つけ勅撰に御准候、此時御歳五十一。

同八年庚申、扶桑拾葉集を、後西院帝へ御上げなされ候、此時御年五十三。

天和元年辛酉、中院前大納言源通茂卿、後西院帝の勅をつたへまふ、勅に應じたまひて、詩五十首、和歌五十首御上げなされ候、其御詩歌、事多き故、これを略す、此時御年五十

天和三年宸筆を賜ふ

四、〔桃源遺事〕 同三年癸亥、後西院帝より御宸筆を給ふ、御硯の銘を御褒美遊ばされし御文章なり。

風足は、さなあやしき器にしあらねど、故院の御硯なればとて、端溪の秀石にもかへず、安に宰相中將源朝臣、武を備へ、文を兼れて、絶代の名士なり。よりて命じて、硯の銘をしるよしむ。文のこころ忠義を含み、言葉金玉の聲をなせり。これにむくうるに、朕何をかせむ。唯遠く此硯をつたへて、ひさしく此文を残さんといふ。そのことばにいはいはく、
つたへゆく、硯の石のよはひもて、世々にのこらむ、言の葉ぞこれ。

延寶元年孔子堂を建つ

此御文言の中の、備武兼文絶代名士の御句を、西山公御印文なされ候。此時御年五十六。〔桃源遺事〕 延寶元年癸丑、孔子堂を水戸に御建てなさるべきと思召し候に付、江戸駒込御下屋敷において、假家を御たて被成、御家中の諸士の中にて御撰び、舜水に御屬し、祭の儀式を御習はせ被成候。聖堂の小形、殿堂、廊廡より、門牆器物迄、残らず御拵させ被成候。此時御年四十六。

同性不娶

〔桃源遺事〕 西山公、御幼少の時より、十七八の頃迄は、取わけ御實祖母、養珠院殿の御方に、多くは御入被成、紀州卿の公達と、ひとつ所にまつはり給ふ。其ころ紀州の姫君に、御よつの御方とて、姫君は西山公とは御従弟なり。おはしましけるが、艶色の御容貌なり。然るに養珠院殿を始め奉り、御一門の方々、西山公に彼姫君をめあはせ、参せ度覺し召候。されども、西山公常に同性不娶の嫌を守り、武士の命を捨て、性を忍びて節義

を立つるは、後代の名をしむが故なり。色欲におぼれて、近き一類と婚合し、禽獸の類によばれんとは、無念のわざなり。とのたまひて、左様なる婚合をば、人の上をさへ、つまはじきをして、さらはせたまふにつき、思しめしのままにもならず、如何せんと御内談ありしに、人目だにおろそかならば、よもただにてはおはせじ、さあらば後にしかくのと候なれば、はなちまゐらす事はなりがたしと、いひきこえさせ給はば、西山公も、えいなとのたまふ事はならじとて、御つきくの女房だちに、此旨とくと仰せふくめられ、折につけつつ、ひたすら西山公へ姫君を近付けまゐらせられける。ひめ君は御かたちのすぐれさせたまひぬる上に、御歳さへ御さかりの御ころほひに、わたらせ給へば、たとへつよくふせぎまゐらするとも、西山公にも、ひまもとめてもと思召さるべき程なるに、ましてや、かくゆるがせにしたまへば、えこらへたまふまじかりけるを、同性不娶のきらひをまもり、よく堪へしのびて、終に聊のたはむれがましき御事もなくて、打過させたまひける。

(西山時代)

〔桃源遺事〕 同年元禄三月十五日、西山公權中納言に御轉任なされ候。此時御詠じ遊ばされ候御歌、

くらゐ山のぼるもくるし、老の身は、麓の里ぞ、すみよかりける。
同元禄三年十一月廿九日、水戸へ御下り被成候とて、江戸を御發駕あそばされ候朝、

元禄三年權中納言に任ず
同年致仕

我今年致仕歸故鄉。仲冬二十九日。夙發江戸之邸。臨別賦詩。遺男九成。文不如點。信口漫道。一笑胡盧。

元祿庚午冬。遁跡東海濱。致仕解印綬。縱作葛天民。盤旋廣莫野。一洗榮辱塵。昔滬首陽薇。今羹吳江蓴。三十有年來。夙志忽欲伸。予去又何處。不知再會辰。嗚呼汝欽哉。治國必依仁。禍始自閨門。慎勿亂五倫。朋友盡禮儀。且慕忠純。古謂君雖以不君。臣不可不臣。

家中の諸士に訓戒す

右の御詩を 網條公へ、御殘し置せ給ひて、そのまま御發怒あそばし、下總のかたへ御かかりなされ、水戸へは同十二月四日に御着なされ、同五日より六日七日まで、此三日の中、御家中の諸士、并其嫡子、次男、三男までのこらず、御城へめし、御目見被御付、例よりも近く御着坐なされ候て、御直に御意あそばされ候は、内々いづれも承り候通り、腹痛の武役をも勤めがたく、其上近年寒氣の時分は、おぼえず、下血漏候付、此程 大樹公御清の御吟味あそばされ候節、自然殿中にて、少成共不計漏候養有之に於いては、不調法の上の不調法、自分には如何様ともおもひ候へども、上への慚すべき様無之候。左候とて度々不參も氣隨のやうに候間、此所自分にも、決しがたく存候段より、老中へ物語申候所に、速 上聞に達し、右の旨趣御聞届、此段隠居仰付られ、少將綱條に家督相違なく下され、重疊本望の儀難在候。誠に存懸も無之、中納言に轉任、縦ひ當職にてさへ、納言まで給候事は、餘り冥加恐敷うへに、隠居の以後、殊以不相應に存、遂て辭退申候へ共、上意の上は、早々御請可申上由、老中頻に被申候故、此上はともかくも各然るべきや

うに、仰上られ給り候様にと申、退出申候、此趣何も先達て承り、大慶に可存候、隠居以後は何方に居とも、少將の養育を請ずしては、ならぬ事に候處に、別て御懸の上意にて、水戸への御暇迄下され、御茶入、御鷹、御馬拜領のこる所なき首尾にて、か様に近き所にて、養を受候へば、諸事なによく、殊になじみのいづれへも、毎度對面すべきと一入滿足申候、扱我家督拜領して、最早三十年に成候、其内家中の面々に、何とぞ哀憐いたしかたもこれあるべく存候へども、次第に人多くなり、すべきやうもなく、剩へ近年に至り、何も困窮いたし候、然りといへども、一人として不足がましき儀も無之、奉公懸篤に相勤め候段、わすれおかず候、少將は何れも存じ候通、我嫡脈にて候間、早速家を譲り度と、數年存じ候、此段は我等家督以前よりの存念にて、先年靖伯御方を養子として、世繼になし候處に、不幸にして早く卒す、されども能時分少將を養育いたし置、此度本願の通、家督を譲り候、此段私事故 公儀に申立なりがたし、年月を送り候所に、時節々様におもふままに成候事、天命に叶ひ候こと、一生の本望これに不遇候、自今以後、少將に彌以て大切に奉公相務め、万一 公儀御普請等など仰付られ候はば、一同に心を合せ、相務め候様にいたすべく候、一人の働きは輕きものもいたすものなり、少將を少將たらしむるとは、皆諸士の心底にあり、君は舟、臣は水、水よく船をうかべ、水よく舟をくつがへすといふ譬も候間、彌たのみ思召候よし、亦諸士の忝どもに仰られ候は、少將も若く、其方共も若く候へば、未久しく奉公仕べく候、万一の義もあらば、馬の先にて、人先に討

死仕べくと、是を面目と存候者もあるべく候へども、一命を輕ずるは士の職分なれば、さして珍らしからざることに候。血氣の勇は盜賊もこれをいたすものなり。侍の侍たる所以は、其場所を引退て、忠節に成事もあり、其場所にて打死して、忠節に成る事もあり、是を死すべき所に死し、生べき時に生くといふなり。然ども此所死すべき所、彼所生べき所といふ事、決斷しがたきものなり。一毛ちがひても、大き成過になるものなり。これを決斷するものは、聖賢の教にあらずしては、何を以てかせんや。然れば先若きものは、學問をつとめ、君子父子夫婦兄弟朋友の五倫の道をわきまへ、篤實謹厚に相勸べきもの也。功名をたてんがために、治世に亂を思ふは、治平の姦賊なり。と仰られ候。右の御意を承り、老人は申すに及ばず、若輩なるともがら迄、感心し奉り、皆々涙をおとし、御前を退出仕候。

西山の隱居

西山公、其後御城下の御用屋舖に、暫く御逗留なされ、夫より久慈郡太田郷の西山に御隱居を御むすび、御移りなされ候。依て御みづから、西山の隱士と御稱し、被遊候。御家作、殊の外幽に、御召仕への男女甚すくなく、多くは病身にて、江戸等の御奉公なり。兼候もの共を御召使被遊候。御隱居免も員數御定不被成候。其わけは、隱居めん少くば、少將を批判申べく候。多くは自を批判可申候。左候へば、多少につき如何に候間、員數を定めず、年々の入目、過不及なるが可然と仰せられ、員數の御定めは不被成候。

元禄七年江戸城に「大學」を講ず

同七年甲戌三月 大樹綱吉公の上意によつて、西山公江戸へ御登り被成候。然る處

元禄八年舜水の墓を建つ

に、御登城の節、不斗大學の御講釋を御所望被遊候。西山公、仰せられ候は、終に講釋と申とを仕候事無之候。唯覺え候通りをば、御物語申べし。と被仰候て、三綱領の止於至善の所にて、周家長く天下を治めたまふ事、文王の止於至善たまふ故に、より候と、詳に被仰述候よし。此時御年六十七。

儒臣に經書を講ぜしむ

同八年乙亥正月、西山公御歸府被成候。此年舜水先生の碑を瑞竜山の麓に、御建被成。御自筆にて、明徴君子朱子墓とあそばされ、碑陰をば、安積覺兵衛覺に仰付られ候。覺兵衛承りて是を誌申候。さて御自ら御祭被成候。是より先、舜水卒去の砌、武州江戸駒込の御別荘に詞堂を御造り、神主を御安置なされ、毎年忌日に自ら御祭被成候。道骸をば瑞竜山に御葬なされ、舜水の遺文三十卷御集め、門人光圀輯と被遊候。此時御年六十八。

隱居 元禄十三年病危篤

同十丁巳十月より、久慈郡馬場村にて、儒臣に經書の講釋を被仰付候。民草のをしへの爲にと覺召し候。これよりさき、武州江戸小石川の御屋敷、又水戸御城下にて、諸士の爲めに講釋被仰付候。若き御時は孟子をば、いかが覺召候や、御好不被成候が、御老年にならせられ候ては、御用被成、馬場の講釋にも、孟子を專一に仰付られ候。此時御歳七十。同十三年庚辰、西山公御隱居、綱條公御家督御相續也。

御病氣を御心もとなく覺し召され、御病躰御尋として度々上使を被差遣、並に奉書日々に到來、且又御療治のため、御醫者をも被遣候然に上使の節は、西山の御隱居所にて御受不被成、其度毎に西山より水戸の御城下へ御越上使へ御對面被遊候、至極御大切の御様子にて在之候處に、一度も御駕籠には不被召、長途西山より水戸へ行程五里半を御馬にて御越しなされ、剩へ御城中をば御歩行あそばされ候、御杖に御すがり、漸御たどり候へども、御脇より御手などを取り申事は、御嫌ひなされ候。

同十二月六日申子、御逝去也、御歳七十三、瑞竜山御壽藏の後へ御葬、同十二日也、御證義公と申奉る。

堯去

〔年山紀聞〕 義公ことしの春より、宿積の病おこり給ひて、御不食ましましけるがはやく神識にいらせたまひてにや、正月末にて侍し、御釋(釋万葉集)を大坂へ持上り、契沖に、悉しく一覽し、伏藏なく是非をしるし申べきよしを、あつらへよとのたまひしかば爲章、二月に水戸を發して、東高津のかたはらに、寄宿して、七月の末まで、契沖翁に對話し、何くれの不審を申とはれ侍りけり、御不食、月々におもらせ給ふよしうけたまはりしかば、八月の末つ方、水戸に下向し、西山へ参り、しかくの御答を申したるに、いともよろこばせたまひしぞかし、はたして其年の十二月六日に、堯去ましましける、契沖師も、明るとしの正月廿五日に、身まかられたり、義公は、文武兼備の英將、契沖は、古今無比の歌學、その間に徘徊せしは、身の幸にてぞ侍りし、それもはやう

西山の里

(西山時代)

たたねの夢とさめはてたる、人間世を觀じて、懷舊のなみだ、おさへがたうぞ侍る。

〔年山打聞上〕 常陸國、久慈の郡、太田の郷の西にあたりて、十町ばかりもあなた、白坂といふ里の邊なり。水戸の府城より太田迄は、五里がほどなり。極里公(極里公)に、隱居し給ふ。元禄四年辛未五月九日になん有りける。或時、神(神)それより前に、山あひの水を伐り、草をかり、土を平かにして、松の柱、かやの軒端、竹あめる屏、かりそめなる御かまへなり。此御かまへの時、くちたる櫓を掘り出したるを見れば、いづれの昔まで、此山の麓まで、久慈の海などや入り來り侍りけん。今はその海までは、一里に餘り侍らまし、陵谷の變はかりがたき事成るべし。此山にいらせ給ひて後の、詩歌などには、西山樵夫ともかゝせ給ふ。さむらふ輩も、あるは年老い、あるは病つきて、府城の奉公にたへがたきを、わづかに五六十人ばかり、撰みつかはせ給ふ。其人々は、私の家居も爰かしこ、谷の隈々、松の木陰に、かりそめながら、物清らにしつらひたれば、かの純源の仙境も、かくやあらましと覺え侍り。軒端の山より流るゝ泉をたへ、御前の池とし、雲霧の遊ばせ、谷合の田面には、丹頂の鶴、ひとつがひ養はれたり。おましの左右には、唐檜の書の外は、剩ものなし。御伴ひには、影考館(影考館)の學者達四五人づゝ、かはりくりに侍りて、詩歌の唱和、或は本朝の史、萬葉集以下、御編集の議論ども、おもしろかりし年月にてぞ侍りし。或はまた、神職、出家の輩、御領、常陸の内は、云ふにも及ばず、江戸よりも、近き國々よりも、年頃の御志を得たる輩、慕ひ集りて、學問何くれの物語ども、聞えまわらせて、御在藩の御時よりは、なかくになれむつばれける。此山中に住み給ふ事、おほよそ十年に及びて、元禄十三年十二月六日に、堯じ給ふ。御證義公と申す。西山より一里ばかりなる瑞龍山に葬る。其儀式、舊禮を用ひらる。曾てあまたの書を撰びて、世に傳給へり。爲章、水戸に侍りし時にてぞ侍りし。

〔一話一語〕 一、中納言殿、光山中居住の由被爲聞召、老年寒氣にも中り不申、彼との御意の書、是又致演、既候所、遂以忝仕合に奉存候。中納言殿居住は、水戸城五六里程北、太田郷西山と申山中に、四隣山溪打圍、人家離所に、衝門、茅屋、値之山莊を相構、植花竹、愛越、鹿鳴、讀書、一雅之樂に

て被致閑居候。世間往來し斷被申、釋々之機に御座候。(下略)
十一月廿九日

栗山源助(信判)
中村信入(密判)
安積覺兵衛(覺判)

西山の賦並序

〔年山紀開三〕

生島玄蕃頭様

西山の賦序

藤原爲家

万葉集に、布勢、海、賦、立山、賦、二上山、賦、と題したる長歌あり。清輔朝臣、奥義抄の序にも、長歌を
もろこしの賦に、なぞらへられたり。そのもろこしの賦には、古律律文の四のすおたあり。い
はゆる、長歌は、性情を専らにして、百葉あつく、六韻をかねて、委ゆたかなれば、まことに古賦
の正しき体といふべし。今や爲家かの文賦にならうて、長歌の體林を製す。すなはち、はじめ
をばり文にして、中ごろ長歌なるものあり。あるは前牛鶴は、長歌にして、後牛鶴は、文または、
文と長歌とたがひに同答するものあり。あゝ性情ま、すくく遊して、六韻をうしなふのそし
りをしるといへども、好事のくせに、そそのかされて、讀者の笑をわするものなり。賦して
いはく。

これ元祿四かへりの秋、名にし頂ふ望月の夜、爲家にはんべりて、あへるとはなはだし。やを
らしぞきて、おぼしまによりかゝり、つらづまつきて、おぼえずまどろみぬ。夢の境、あろちかに
とびて、西山のいたゞきにのぼる。山しづかに、松ふかうして、おのづから、うき世の人げあとな
ゆる。岩根づたひも、たどりなく、空すみわたり、露おちて、桂かをれる。あまつ風、たかまの原の、す
め神の、宮居にしも、や、きにけると、あやしみ見れば、久方の、縁續のかたち、いときよらに、氷輪の、
衣をひき、翠風の冠をいたゞき、環統の履をふみ、雲のみづら、星のまなじり、光彩あたりをかか
やかし、爲家をむかへていはく、中納言の君、年毎にこよひの佳會をもよほして、遠國離宮、みな
廣寒のよそほひをまし、鏡箱のひかりをみかくといへども、病人同富貴のけはひ、天上のまな
こなよろこばしめがたかりしに、今宵なん、はじめて此山水のきよければ、ながれたづれてす
むかげも、すゞしきよはの、更行を、空にをしみて、ぬば玉の、ひと夜を千夜に、のばへまし。今はむ

西山山莊の圖

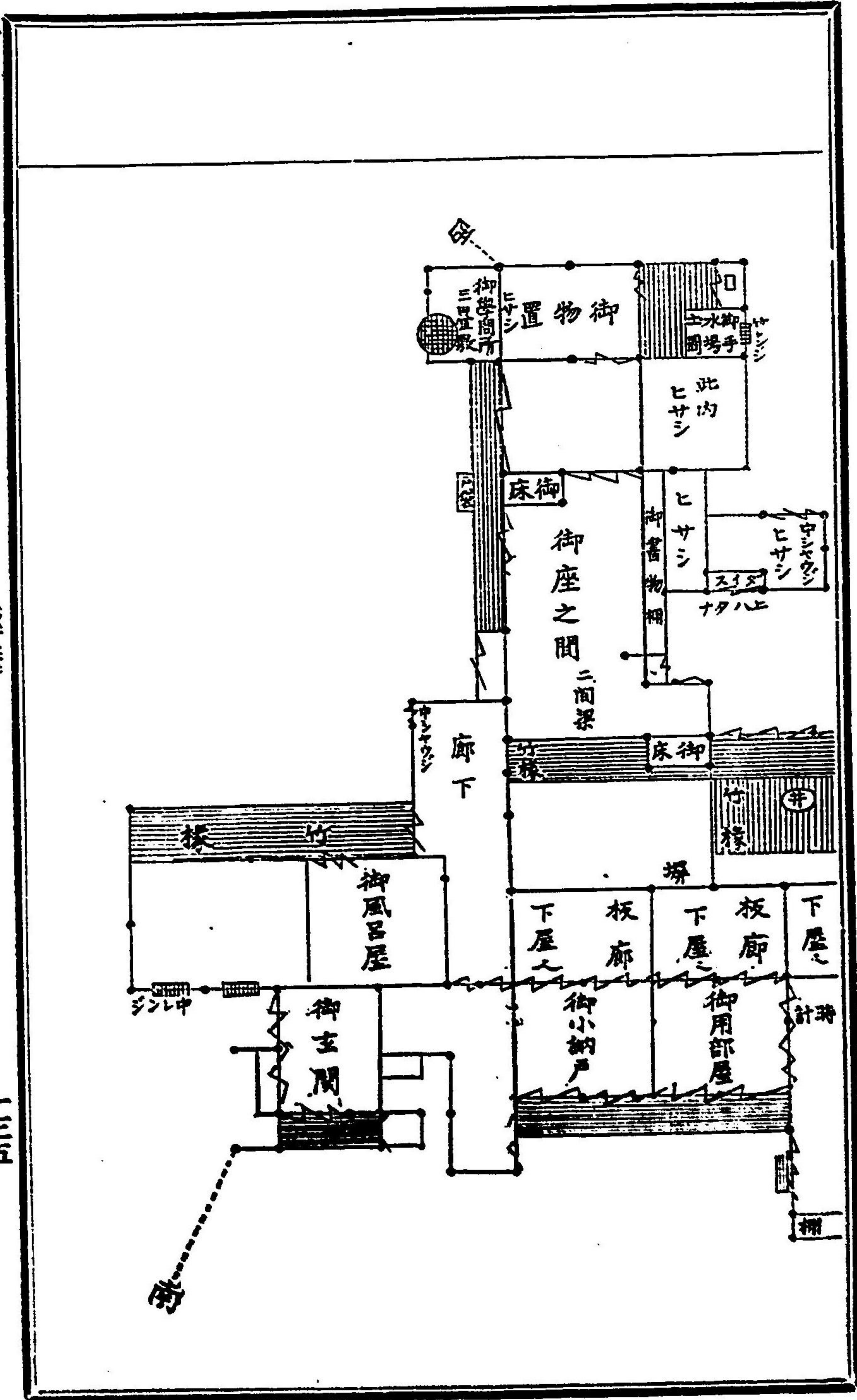
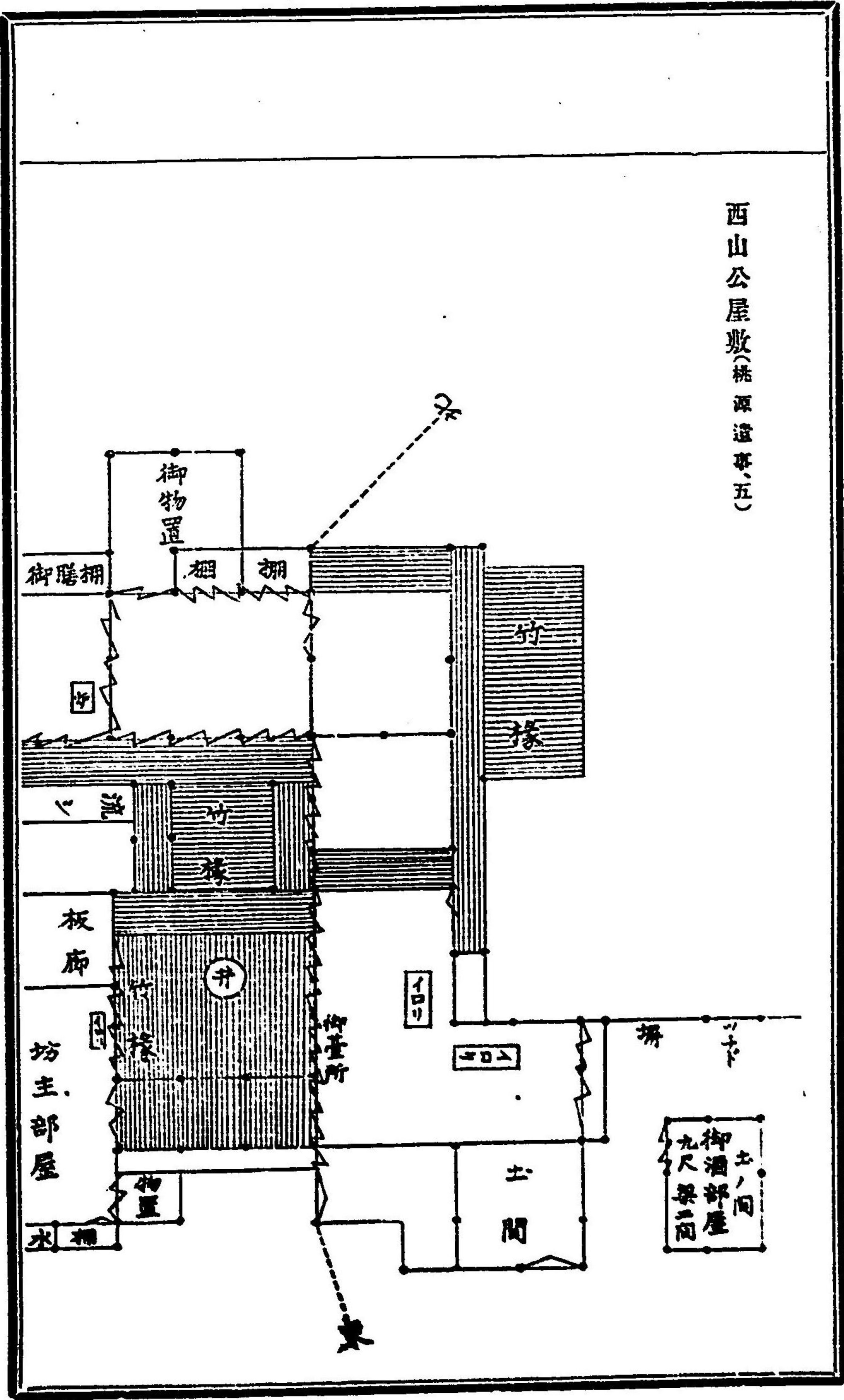
〔桃源遺事三〕 西山御山莊の圖

御家は皆二間梁也。柱はみな杉丸太にて、高さ八尺五寸なり。御屋上葺葺、廊は板也。梁間
つまり、柱短く、御屋上かやぶきの上、草生ひ茂り候故、樵家の如く有之候。御家の式、御す
まひかくの如し。

かしへ、ありきてふ、佐竹の氏の、世々へても、かくれし不老、澤ぞこの、玉露の時しあれば、君が
るてに、はらはるゝ山もうれしと、よろこびの聲ふきつたふ、久悲のはま、綱引の魚を、はこびき
て、太田の市の、にぎはひも、増井の寺は、ほどこかし、東にあたる、瑞雲の、たかれは、君が、かぞい
の、御靈の光、かぎりなく、すゑのむまごの、みさかえを、まもりてらさせ、たまふらめ、その山
の、とのづくり、南にむきて、谷水を、みはしのも、たたり、松のはしらに、ちがやぶき、聲の
わたどの、板びさし、こ萩が、ま垣、柴の門、さしてむかしに、なぞらへば、ひじりの御代の、まつりこ
と、をしへまもりて、四の香、五の経の、まきまきを、ひもときたまふ、そのあまり、やまと島根の、神
のみち、關の戸さしに、あらはせし、季氏の百葉の、そののみか、佛のと、きし、千々の法、さぐりきは
めて、まどひなし、なほ春秋の、花もみぢ、をりにふれたる、からうたの、なさけも、深き、山のおく、ま
びしともいさ、しら坂の、しらすきしかた、行すも、ならぶ人なき、此君の、こよひ、幽賞をうれし
とおもひ、たまふるよし、きこえあげはべるべしと、いとうるはしきこゑのみ、耳にとどまりて、
酔のねぶり、おどろきさめぬ。ふりかいつくろひ、おまへに、巻れば、おほん玉のめぐりなれば、
して、さぶらふ人々、今やうとりく、うたひにぎはふに、君はいとのどやかに、ながめほれて、今
宵はじめておふ、三五の秋と、ずしおはするほどなりけり。

此拙き百葉を、白坂の寓舎にて、書おきはべりしを、侍醫井上玄綱、ひきかなぐりて、御つれづ
れなぐさめに、御覽に入れ侍りしかば、長歌の體林、めづらしき趣向なれども、御上を過解す
るは、おが家の佛、たふとしといふ類なるべし。又歌は、ぬしがらといひしごとく、名ある人の、
これを作りたらばこそ、かたりもつたへめとて、笑はせたまひぬ。おもひ出れば、これも一編
の夢さめにけり。

西山公屋敷(桃源遺事、五)



年譜

〔水戸義公行實〕

誕生	寛永 五戌	一歲	封常陸水戸。公威公第三子也。名光圀。字子龍。小名千代松。初字德亮。又曰觀之。後改今字。號日新齋。又號常山人。或稱率然子。慕吳泰伯。號梅里。母靖定夫人。谷氏。立爲世子。余從五位上。歷從四位下。左衛門督。從三位右近衛權中將。威公薨。封拜參議。中將如故。及致仕。拜權中納言。天資英毅。既長好學。下士。作爲文章。議論英發。置彰考館。撰國史。慷慨激烈。勇於義節。於行。初年十八。讀伯夷傳有感。及襲封。立兄賴重子綱方爲世子。至綱方卒。立綱方弟綱條爲世子。孝慈一如所生。每曰。父子分臣。則臣各立黨。臣立黨。則父子生隙。凡勅使至江戶。有賜三家。游邸。勅使至邸。則附以爲通式。公以爲非禮。必親至使館。每親王大臣臨邸。必往謝之。受書。則奉持讀之。元日朝服。必先西向拜。蓋倅京師也。大風地震。馳將楓定良。問日光山神廟。其行義如此。自公卿士庶。外至山林田野之人。莫不知公名字。而樂道公事。公有一子。曰賴常。出爲兄賴重之嗣。襲封讚岐。任左近衛權少將。
世子となる	寛永 五戌	一歲	夏六月十日庚子。公生於水戸城下三木之次宅。綿衣魚食。二婢一奴。奉養儉非。諸子之比。市四歲。與群兒戲之。大門前。真弓山等覺院善相。過而相之。曰。此兒非常。何不使居城中。而有於斯耶。十年癸酉。年六歲。威公世子未定。大猷公命擇諸子。老臣備前守信吉。來水戸。謁諸公子。諸公子皆盛服飾。儀容。公直把盤上打鯉。以翁呼之。信吉悅受。賜抱。公曰。真郎君也。信吉告威公。迎至江戶。是歲立爲世子。

元服	同 一 一 戊甲	七	謁大猷公。手賜翫器。中有文昌星銅像。公後。建八卦堂於後樂園。安銅像於其中。
近衛氏を娶る	同 一 六 巳	九	秋七月。加元服。
國史を撰す	承應 三 甲	二七	善騎善酒。威公試之淺草川。酒達岸。威公歎。賜以鍛冶佩刀。
夫人を娶す	明曆 三 酉丁	三〇	夏四月十四日。娶前關白左大臣。信尋公女尋子。
殿君を薨す	萬治 元 戊戌	三一	春二月廿七日。始撰國史。如其列神功於后妃傳。揭大友於紀。歸統於南朝。不與。號於北主。公之卓見也。
襲封	寛文 元 丑辛	三四	閏十二月。藤原尋子薨。諡曰哀文夫人。

秋七月。威公疾病。請省觀。台命許之。即日發途。晝夜兼行。翌日到水戸。是月廿九日。威公薨。不食三日。葬儀用禮。建祠堂於城中。時祭無怠。威公近臣。有欲自殺殉死者數人。公親往其家。教諭百端。以制止。時四方侯伯。以人殉死。靡然爲風。至以多相諂。台命禁天下殉死。職之山。八月參府。十九日襲封。食常陸二十八万石。台使至邸。前一日。公集母兄賴重及諸弟於威公神位之前。曰。明日台使。測知台命使。我紹封。我以弟爲世子。負心術矣。然以威公在世。昧迹去位。則衆將以爲父子有隙。我所以忍而至今。願兄以松千代賜我。我以爲嗣。不則。明日台使不敢奉命。直通世矣。賴重不得已許諾。松千代即綱方小名也。九月。請封內壘田。爲弟。

朱之瑜を師とす				
同	同	同	同	寛文二寅
七丁	六丙	五乙	三卯	三五
四〇	三九	三八	三六	
<p>頼元頼隆食邑。台命聽之。各分二万石。</p> <p>冬十月廿一日。任參議。右近衛權中將如故。</p> <p>夏四月。從嚴有公。謁日光山神廟。秋七月。就藩。九月十五日。定家士廿七人之職。威公薨後。至是三年也。公嘗曰。三年無改父之道。不能忍。至三年之久。賢否得失。察之既熟。黜陟更張。可以無大過。大抵先人老成。更事。後輩欲輕左右之。其爲害甚矣。冬十一月。參府。十二月。取兄頼重二子綱條。子養。立綱方爲世子。</p> <p>聘明道士朱之瑜。爲師問道。請自執弟子禮。終始無怠。秋就藩。冬十二月十一日。置寺社奉行。定寺社禁制。毀淫祠三千八十八。是月參府。</p> <p>夏四月。賜士人墓所於常盤坂戶。據文公家禮。略解葬祭。頒士人。毀新地寺。院九百九十七。髮三百四十四。僧破戒者爲編氓。古蹟廢寺。皆修葺興復。建久昌教寺於稻本。住僧正日隆。修母氏冥福。住僧正以傳於那珂河西寶幢院。以下住僧正良運。於吉田藥王院。請本願寺孫如子瑛。兼於岩舟願入寺。留明僧心越於常盤天德寺。兼派諸宗。或開談林。檢明衣相申飾。僧規。變林則之。以故本國寺日。以下僧徒來學者多。</p> <p>秋七月。就藩。冬十月。修造吉田靜二神祠。結構。遵式。命二祠神人。學宗源神道。置乙女八人。神樂男五人。藏日月四神幡及樂器諸神寶。廢社僧住別寺。以其田充。</p>				

綱條を世子とす								大成殿を建つ		扶桑拾葉集成	
同	同	同	同	延寶	同	同	同	同	同	同	同
八申	一〇庚	一一辛	元丑	二寅	三卯	五丁	六戊	四一	四二	四三	四四
四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二
<p>修葺資。十一月。靜祠掘老柏樹根。得銅印一枚。方三寸。雕曰靜神宮印。自作銘。藏之祠中。是歲優禮。家士七十以上。給物有差。</p> <p>春二月參府。</p> <p>春正月。綱方卒。謚曰靖伯。秋八月就藩。</p> <p>春二月。參府。是歲立綱方弟綱條爲世子。叙正四位下。任左近衛權少將。初養頼重二子。蓋有深意。至是人服其慮。遺志確。</p> <p>公將造大成殿於水戶。假試殿室於江戸駒込別莊。使家士就朱之瑜說闕里之制。本刻小形。自殿堂廊廡。至門牆器物。悉皆藏之。使志於制作者。有所取法。夏四月就藩。</p> <p>夏四月參府。</p> <p>春正月。應後西院帝制。雪朝遠望。賦律詩三首。作啓寄天龍寺僧虎林。</p> <p>夏四月。就藩。是歲養妹子。酒井周防守忠治女。爲妹王峰雄養弟子。住鎌倉英勝寺。</p> <p>春正月。所集倭文三十卷成。後西院。賜名扶桑拾葉集。準奉勅撰。二月參府。冬十一月。爲綱條。娶今出川右大臣。藤原公女季子。</p>											

朝鮮使に謁す	延寶 八庚	天和 元西辛	同 二戌壬	同 三亥癸	貞享 元子甲	元祿 三午庚	四山に卜居す
春三月、繕寫扶桑拾葉集。作表上、後西院帝。	五三、	五四、	五五、	五六、	五七、	六三、	
前大納言源通茂、傳後西院勅進、呈詩五十首、倭歌五十首。							
秋七月、朝鮮使尹趾完、朴彦綱、朴慶俊、至江戶。三使目同知、會知三人、爲使。至小石川邸、贈方物。儀失禮。遣臣願言詰問之。一日、贈相公之土宜、惟錄品數、不具姓名。二日、楮尾押一印。稱三使所贈。三日、印文書字不齊、名三使不能答。其後作簡寄三使、賜白金三百兩。三使不敢受。復書備禮。欲使上判事、來謝前過。以再使非、例止之。三使執對馬守宗義真、復書、再作簡寄之。遂受之。三使就歸途、作行詩三首、送之神奈川驛。三使各次、謝之。冬十月、就落。十二月、奉詔考索舊記。上立后立坊義節。又詔作後水尾帝遺物風豆視銘并序。							
春三月、賜宸筆、嘉獎視銘。有端武兼文。絕代名士之譽語。以爲印文。秋八月、參府、爲伯父信吉所生秋山夫人。建碑於下總小金邑本土教寺。置田園費香燈。十二月、親祭墓。							
十月十四日致仕。是日卅子製封。十五日任權中納言。十二月歸水戶。臨發留詩戒嗣君。其略曰、嗚呼汝欽哉。治國必依仁。禍始自閨門。慎勿亂五倫。朋友盡禮義。且存慮忠純。							
五月移居於太田鄉西山。開藁莽。依巖谷。不設墻垣。茅屋衝門。不逾者民都邑							

頼齋義家の祠を修す	同 四未辛	同 六四、	徳川光圀
之居、自稱西山隱士。世稱西山中納言。侍臣僅數人。多取老癯不堪事之人。婢妾纒給酒掃。魚食洗衣。居常澹如。幕府或賜黃金綺幣。則分給親族侍臣。絕無贏餘。雅好茶會。至是不復舉。曰、好之使人萌器物之慾。四序優游。時酒縱思。遊行封內。喪賜孝子節婦。辨讀書識字者。或至寺祠。正本緣去附會。或救民人。以稼穡種藝之法。造壽藏于先塋之側。建石曰、梅里先生墓。自書其陰曰、先生常州水戶產也。其伯疾。其仲夭。先生夙夜陪膝下。戰々兢々。其爲人也。不滯物。不著事。尊神儒而駁神儒。崇佛老而排佛老。常喜賓客。殆市于門。每有暇讀書。不求必解。歎不歎歎。憂不憂憂。月之夕。花之朝。斟酒適意。吟詩放情。聲色飲食。不好其美。第宅器物。不要其奇。有則隨有而樂。無則任無而安。如自蚤有志于編史。然罕可徵。爰搜爰購。求之得之。微以裨官小說。撫實闕疑。正閭泉統。是非人臣。緝成一家之言。元祿庚子之冬。累乞骸骨致仕。初養兄之子爲嗣。遂立之以襲封。先生之宿志。於是乎足矣。既而還鄉。即日相攸於瑞龍山先塋之側。瘞屨仕之衣冠魚帶。載封載碑。自題曰、梅里先生之墓。先生之靈。永在於此矣。嗚呼竹肉委天。命所終之處。水則施龜龜。山則飽禽獸。何用刻伶之錫哉。其銘曰、月雖隱。瑞龍雲。光暫留。西山峰。建碑勒銘者誰。源光國字子竜。時人謂之實錄。秋九月。創兩鎮將祠堂於久慈郡旌櫻寺。奪主旁曰、遠孫光圀奉祀。傳稱。源賴義。義家。平與賊。凱旋駐旌于北。植櫻表功。蕃茂蟠屈。今見存。			
秋八月、建碑於攝州港川楠正成之墓。題曰、嗚呼忠臣楠子墓。劉宋之瑜。發於其陰。買田其側。村廣嚴寺僧千巖。永供香火。公嘗嘆、我邦古碑。無古於奈須國造碑。而			

領民に妙藥を	幕府に大學を	吉字を世子と	
同 六四癸	同 七戌甲	同 八亥乙	同 一〇丑丁
六六	六七	六八	七〇
<p>頗廢殆滅。忠義無忠於楠河州。而墓表未勒。先是既修國造碑。爲置守墳。至是建正成碑。</p> <p>先是。久慈郡天神林。有七代天神祠。里民相傳。爲管相祠。公正其訛。修造之。親書扁額曰。七代天神宮。十一月。奉牲幣以落之。歲時祭享。是歲。公憫僻遠窮民之弊。藥往々至。死廢。命鈴木宗與侍醫。集單方三百九十餘。名曰救民妙藥。印行頒良間。</p>	<p>春三月。台命至江戶。一日。謁幕府。知公雅好學。請講大學。公辭不得。乃講綱領。至止於至善。則曰。積善之家。有餘慶。文王治家盡善。敬止。開周家八百季。其者。止於至善之謂也。義刑文王。於平天下。何有。聽者贊勳。公許。道服者。王公燕居之服。今世所用。揆做直經。承襲製制。於是。隱括深衣。新製道服。奉應司前關白房輔公。有栖川幸仁親王服之。首肯其制。房輔公貽書嘉獎。</p>	<p>春正月。歸西山。秋八月。立參議公長子吉字。爲世子。吉字生。公取撫育鍾愛至篤。及致仕。每近臣赴江戶。諄々勸勉學業。期以遠大。是歲。建朱之璋碑於瑞龍山麓。親題碑曰。明微君子朱之璋墓。命臣費勳碑陰。備禮親祭之。初之璋卒。遺廟堂于駒込別莊。公蒞祭墓。每歲忌日。祀典豐盛。其遺文三十卷。自稱門人源光國輯。</p>	<p>先是。命講書於都城東西。及小石川邸。士人嚮學。冬十月。命講書於久慈郡馬場村。使小民知所向。</p>

四山に築す	監讀	傳治 著述	
同	同	同	同 一三辰甲
七三	七〇	七三	七三
<p>夏疾。痞食少。踰時瘳。冬十月疾劇。參議公就藩。台命問疾。寄使相踵。日使。請立卷來治。雖疾甚。每台使至。必出居都城。送迎之門外。見立卷未嘗不加禮服。雖困憊之極。辭色無異。平日。十二月六日甲子晚。晏然薨于西山。參議公在側。夜夜看護。衣不解帶。十二日葬儀遵禮。參議公議。儒臣曰。諡之曰。義公。成曰。公集義而化。氣其所奮。決流注。滂沛磅礴。不與勢俱往。不與俗同汨。猶迴瀾風濤。怒激衝撞。而不能碎。砥柱之岩。曉也。天下萬世。知與不知。通勉旬旬。將不遠。仰服大義。雖私諡。出于子臣之不獲已。而義公爲義。固所公共於廣遠也。謹存蘇洵諡法。有所依據。奉諡以義。與論允協。參議公曰。善。遂諡曰。義公。自天紀地理。濟民行政之要。至典故制度。擊劍。飛砲。醫藥。等數。鳥獸。草木之微。無不。暇涉漁獵。而考索其旨。有異。鳥墮。小石川邸。屋間。翼大不能飛揚。公使人視其吮。吮大如袋。公曰。此爲洵河一名鷓鴣。南蠻貢鳥。噉火。人不知其名。公曰。駝鳥。傳治如此。所著詩文。倭歌。常山文集二十五卷。常山詠草五卷。所參訂。六國史。都氏文集。倭宮文集。皆有神發世。徧募名山石室之書。務招天下有學之士。編削考訂。殆無虛日。夏朝義履。則有禮典之類聚。病文誇實混淆。則有保元平治。盛衰太平。配之參考。禮神道乖離。則有集成之書。嘆古語之難澁。則有万葉之解。慨英雄陳迹。感山谷變遷。則有錄倉之志。慕文獻之隆。嘆英華之萎。則有詩文之纂。詳昭穆繁衍。則有系譜之補。既慕府功臣。則有。人物之志。慮文書失。驗神書難辨。則有花押。數神靈寶珠之編。考家士仕進系譜。窮郡邑沿革土宜。則有水府系纂。常陸國誌之述。晚年最長詩。餘往々用洪武韻。每謂其書王命。而詩賦。從沈韻。何也。命效。僧師鍊書。撰洪武系分韻。公生長于治平。未嘗忘警戒。雖老且疾。每出不步。則馬不微與。或單衣立。雨笠。</p>			

或海舶冒風濤。愛久慈海濱之景。欲構亭。問地名。曰。逃山。公惡其名。不復遣。接人雖卑賤疎遠。推之以腹心。假之以辭色。人皆感泣。願爲之用。仁恕御衆。不以訐摘爲忠。諸士父母妻子兄弟。疾且死。賜暇還家。疾急。則有可先道而後告。決。最致反復。至死囚。曲求生路。特命有司曰。死刑雖重。微不。應。東者。必先告。察。議。微。要利久遠。植漆猪於閑地。廣紙蠟之利。置牧能村野。暮息駒馬。禽獸草木。凡可利邦家。而東方未有者。養植百方。必期繁殖。其澤。風土者。植之伊豆。駿河。安房。其言曰。非爲我也。以利人。非爲今日。以冀將來也。常陸無文蛤。書。放之磯濱。積年滋息。小民利之。昆布。唯出松前。公聞其依石生。取石於松前海。置之天津濱。常陸終有昆布。最憫紙工難。不須濫用片紙。書疏空。間尺寸以上。必裁收之。命工采木。植三叉柳竹。麥稈。皆造之。麥光紙最行。下總小金澤原野。澗。旅人或失路。公爲植松標路。大雪闇夜。行旅賴之。不迷。至。計。音。達。幕府。命天下。過。樂。七日。海內惜之。

行實撰輯の理

公。居。喪。避。禮。哀。甚。同。極。命。臣。等。曰。先。君。子。德。業。不。可。不。傳。考。其。遺。蹟。狀。其。盛。德。爲。行。實。撰。輯。以。等。承。命。不。勝。惶。恐。之。至。臣。等。備。見。兩。編。何。以。致。茲。德。業。而。獨。泯。乎。志。雖。然。公。所。爲。如。山。岳。崩。加。日。星。當。傳。之。後。世。神。益。名。教。者。實。如。參。諸。公。所。命。也。爲。臣。子。者。誰。不。莫。不。行。於。萬。世。而。後。已。乎。見。聞。實。事。實。行。爲。行。實。一。卷。繕。寫。呈。上。

元祿十四年辛巳夏六月

臣安 俊 覺
臣中 藤 藤 行
臣山 藤 山 成 信
臣酒 泉 弘 等 謹 啟

彰考館警言

史館警言

〔彰考館〕
〔年山打聞〕 明曆年中、武州小石河の邸中、高き地に建てたまひて、彰考館の三字の額は、則西山公の御筆なり。此文字は左傳の序に、彰往考來といふより、取りたまふとぞ、額のかたはらに、

- 一、合館者可辰牛入、未刺退。
- 一、帝位雖不可汚壞、勤失之。
- 一、筆蹟雖宜最戒之。
- 一、論文考事、各當竭力。若有他所、則虛心議之、勿執獨見。
- 一、在席勿怠惰放肆。

此館にして、神武天皇より、後小松帝までの本紀、並、公武諸臣の列傳を、史撰の體に撰ばせ給ふ。後に成功して、大日本史と名づけらる。其中に神功皇后を、后紀傳に、大友皇子を、帝紀に載せ、三種神聖の吉野より歸りたる迄を、南朝を正統としたまふ。西山公の御筆行なりけらし。館の諸儒達、さまざま議論有りて、御願はせを犯したる輩も多し。然れども、是ばかりは、光圀にゆるしてよ。當時後世、われを罪することを知るといへども、大義のしかる所、如何ともしがたしとて、他の議論を用ひたまはず。此館の職責には、ひまごの形の中に、彰考館といふ文字をしるしたる印をかきせたまひたり。

彰考別館の記

〔年山打聞〕

彰考別館の記

藤原爲章

わが君、封城のまつりごと、御心を用ひたまひて、仁利あやまらたまはれば、士にむらひなるふるまひなく、民によこしまなるうたへなきかずして、おのづから、筑波山の風も枝をならさず、那珂の溪の浪靜なるまゝ、御いとまに、武備、文章、ふるき跡を、したひおこさせたまふなかに、本朝の史傳、くはしからずして、古人の履歷、かくれうづもれぬるを、うればしみたまひて、武州小石川の

大日本史の編纂

禮儀類典の編纂

藩邸に、彰考館といふを建て、四方の儒生を召し集め、神武よりはじめ、後小松院に至るまでの木紀、列傳をえらびたまふが、猶百數やふるき大宮の公事ども、年々にすたりもてゆくをぞ、本意なうおぼして、かの臨羊にもたぐひれかしとて、舊紀のうち、四方邦より追繼に至る迄の恒例と、御踐祥より國忌、葵祭の臨時を類聚せさせ給ふ。今の處を彰考館と號して、水戸城内にかまへられたり。越等に、前右衛門尉藤原爲實をまねかせたまひて、貞享丙寅の秋より、編纂をはじめらる。其書日は、参館の翌、越等一人、考勅十五人、書寫二十八人、校合十人、出納四人、檢察三人、隔日に、牛瀨に参りて、未の半刻に退く。但書林を仙洞へ興覽し、且は群籍の批判を受け給はん爲に、西方拜、御藥朝賀、三節會、朝觀行幸、二宮大變などを類聚して、今出川の内府公親公に、たのみ聞かせ給ふ。君侯、本より武林に生れさせ給へば、有職の道なてふ事かあらんと、禮神の聖、おもひけり給ふ。めるに、凡例に書かせたもふ如く、いささかも御私の才學をまじへられず、唯舊記のままに任せて、公事の一合を首尾ととのひて採摭し、部類たがふとなく、編纂せられたれば、皆感賞してのたまはく、あはれ、朝廷盛りなる世なりせば、勅撰の書ならましを、いつしか公武地をかへて、かうやうのくはだてを、東の奥にて思ひたち給ふことよ。などそぞるに、涙催すかたもおぼしけるぞ。仙洞にも、叙感漫からずして、禮儀類典と題設を給はり、且書目にもれてある。撰纂、秘記、禮儀式、後伏見院御記、深心院關白記など、貸し下され、又官庫に見えざる記録を召しからせ給ふ。おほよそ、かくの如き秘書珍記を此一館に集めさせ給ふは、かの史傳のおぼし立ちより、事おこりて、京師、田舎にたよりをもとめ、名山靈區の奥までを、替く搜り尋ねて、こころの年を経てこそ、權にみち、牛にあせするばかりになん侍りぬ。爲草、むかし郡の内にも、そだち侍りたれど、やうやうにあまたの舊記を見きく事は、侍らざりしを、今は日ごと古き世々の事どもを、まのあたりのやうに熟讀しはべる幸の至りも、身におぼすぞ覺え侍る。古の人ば、よるこぶことあれば、かならず記すとか、云ふ事を思ひ出て、いささか是を書きつゝ。

〔著舊得聞附録三〕 義公ノ大日本史ヲ作りタマハ、其物入ニ、八万石ノケ區キタマフト也。サテ儒者ヲ、諸方ヘナリテ、名山、靈區ヲ、探リ、京ニモ、教人遺シ、置キ、大切ノ書ヲ、寫取セ給フ。鎌倉ノ和國ナドヲ、バ、將軍家臣傳ト云モノヘ、皆押込テ、入タマハ。昔我兄弟ナドヲ、バ、孝子傳ト云列傳ヘ、ロトツ

大日本史編纂次第

禮儀類典編纂次第

禮儀類典を上る

禮儀類典と大日本史

ニ入給フ。皆義公ノ物ズキ也。入帳ヲ武士ノ子ト思召給フハ、朱學ノ理宜ナルベシ。志義公ノ世ニ出來ズ、後ニ出來ル者、板行モ出ルト云沙汰アリト也。又禮儀類典五百卷、是ハ元來、義公中御滿殿日記ト云物アリ。中華ノ起居注也。宮女ノ配セシ物ナレド、天子ノ直筆ニ同クト云ホドノ大切ノ物也。天文ノ亂ノ頃ニヤ、

火災ニモ燒テナクナリ、禁中ニハ□□然ルヲ、足張源敬公、何方コリカ、取出シタマヒテ、寫置レタルヲ、義公借リタマヒテ、夫レヲ土蓋ニシテ、作りタマフ山、日本ノ典故ヲ盡セル物ナリ。公方ヘモ進セラレシト也。張元帝、御覽成サレタルニ、禁中ニナキ事、皆其書ニ出タル故、大ニ御賞美アリタルト也。此御殿日記ハ、外記ノ記セル書ニナキ事ヲモ、日記ノ方ニアレバ、夫ガ據ニナルト也。今ハ大會會即位ナドノ儀式、大カタ禮儀類典ニテ考ヘラル、カト、前部部リ給ヘリ。

〔譚海三〕 水戸中納言光圀卿、經濟に造し給ひし事は、世に知る所なり。有職儒臣に命ぜられて、撰述の物若干なり。中には就て禮儀類典といふものは、好古の第一のもの也。本朝古禮車服等の制に至るまで、残りなく集られ、二百卷餘に及べりとぞ。其中書面にて別れがたきものは、皆禮形にせられて、衣服の紋織物などは、其相をそのまゝ、少しづつ、あつめ、古代の染出物の色あひは、板を少し計づ、そのまゝにぬりて、其うるしの色あひを傳へ、古器の見合になる様にしてあり。圖繪ひながたぬりもの、類併て唐櫃に二昇有。公儀へも一通り進獻せられて、今紅葉山の書庫に納ありといへり。又大日本史と云もの、撰述有。大部にて、板行に成がたき故、書寫にて、藏書有。今に於て、筆耕の者、日々書寫する事なり。その家中の二男以下を、皆水戸の學校の彰考館に召れ、筆耕の役を勤させられ、筆耕料二人扶持づ、賜る事なりとぞ。

〔日本史料下〕 初草稿十五卷を、朝廷に獻り、進止を請ひし時、今出川公規公より、水府に贈れる書翰あり、其文に曰く、

内々承候、舊記草稿十五卷、并書目一卷、於御前土御門下宮開封、則令發覽候所、編纂之趣、別圖御感候。本朝之龜鑑、不可過之、且又、忠功之儀、不淺思召候。彌以、此道可有編纂之旨、御氣色候。

一、題號之事、編纂之間、可有之候條、其内、可被御出山候。

一、撰集秘記九冊、新儀式二冊、阿原關白記三冊、深心院關白記二冊、後深心院關白記十一冊、此分、若御所持無之候は、可被借下之由候。
 一、凡例書目之内、御所望之物有之候、可有獻上之由、猶其段、近日日録、從是可通儀、謹言、福月廿四日、水戸宰相殿、追而、草稿已上十六卷、今返納候、密々之段、相心得候也」とあり。

此に、密々とあるは、當時幕府の嫌疑を憚りしなるべし、光圀よりの返書あり、其文に曰く。

舊儀之御回輪、恣致拜問候。然者、舊記草稿、爲指上申候所、早速、土御門殿被、御相談、於御前、御對被、備天覽候所、御感之旨、委細被仰下、誠以、御外之仕合、光圀一生之榮、不、堪感儀之至候。御家門御執奏之故、萬事首尾、能御座候。彌々、以、日夜勉勵、任可、遂、成功と奉、存候。

一、題號之事、編修之間、有之奉に、御座候間、其内可被、仰出之由、長入、眞澄、至奉、存候。
 一、御記録五部、御書付之通、拜借可被、仰付之旨、雖、有仕合奉、存候、光圀、家殿不仕候分、吟味仕、追、御致拜借候、可奉、願云々、光圀、恐惶、謹言、正月、今出川前内大臣殿、御近習、中。

〔文會雜記〕 禮儀類典出來テ、近衛殿ホシカリタマヘドモ、義公トハ不遇ナリ。其故ハ義公ノ嗣、綱條卿ノ夫人ニ、近衛公ノ女ヲ御セラヒ成サレ度トアリケルニ、關東ヘハ近サレマシキ山ニテ、其後文廟、イマダ櫻田ニナシマシマス頃、聖ヲセタマフ故、義公怒リテ不遇ナリ。近衛公、江戸ニ下テセタマヒテ、文廟ヘ仰ラレ、文廟ヨリ水戸ヘ命セラルレ、江戸ヘ禮儀類典獻セラルレシ家申ノ若キ士マテ集リテ、香寫五百卷出來テ、獻上ナリ。水戸ニテハ腹ヲ立タレトナリ。ソレヲ近衛公トナリ、京ニ歸ラセタマフトナリ。

上扶桑拾葉集表

〔桃源遺事〕 上扶桑拾葉集表

參議從三位兼行右近衛權中將臣源朝臣光圀、伏以
 輝彼靈漢、爲草于天、美哉山川、流形於地、不貸工力、自有質文、是故靈行、悉盡之書、亦堪紀事、缺古傳之語、倘足、體情、雖有、作字之殊、至其、育志、則一、臣光圀、誠惶誠恐、稽首頓首、上言、竊惟、今此、秋津之洲、古稱、君子之國、粵、穆、上世、唱和、歷於、伊、契、諸、伊、契、冊、之時、妙、觀、玄、風、顯、教、起、于、日、麗、設、身、康、慶、之、際、至、奇、瑞、

余彦之制令、仰八非之讓辭、皆太古文官、猶如、既、夏、典、既、白、豐、馳、出、士、應、知、學、釋、精、及、大、友、生、釋、神、於、詩、賦、於是、異、邪、釋、快、揮、筆、以、成、發、遂、使、桑、城、背、編、益、箱、而、供、器、其、近、宗、其、遠、其、故、其、斯、文、物、之、變、更、與、時、而、升、降、弘、仁、之、間、嵯、峨、帝、序、萬、葉、延、喜、之、歲、紀、貫、之、歷、古、今、爾、後、多、播、鉅、籍、球、人、未、聞、其、全、喪、者、或、羅、兵、變、爲、灰、燼、或、落、民、間、覆、轍、載、籍、亡、人、文、頌、盛、臣、質、詞、隨、學、習、疎、情、世、生、武、林、唯、從、變、縱、之、事、身、居、幕、下、豈、遑、編、纂、之、勞、然、思、先、正、之、嘉、言、等、泥、沙、而、寒、露、住、竹、之、跡、行、忍、沈、埋、而、不、彰、麻、葉、既、曠、廣、殿、孕、輝、拔、芽、遂、連、其、蔚、蔚、圭、因、快、其、玷、一、心、一、德、併、敢、度、敗、而、並、停、如、假、如、金、與、無、止、無、歸、而、何、什、編、探、名、山、靈、區、之、奧、旁、求、羅、人、雅、士、之、文、上、自、弘、仁、下、迄、寶、永、篇、卷、三、百、之、數、人、凡、一、百、有、餘、瑣、瑣、收、觀、感、斯、在、久、思、求、天、斧、漢、固、有、待、於、將、來、恭、惟、大、上、皇、帝、陛、下、聖、德、深、潤、英、才、天、縱、德、輝、萬、世、湖、海、四、維、深、思、風、雲、深、遠、志、願、心、之、道、脫、履、宮、闈、靜、遊、澗、結、射、山、怡、性、情、於、同、會、辨、新、機、於、氷、壑、臣、等、願、主、賢、獻、微、編、輕、瀆、冕、旒、猥、蒙、題、品、顯、其、微、闕、其、幽、幽、神、官、之、陋、交、其、類、去、其、繁、輯、爲、大、成、之、書、尋、讀、中、山、仙、老、賜、名、扶、桑、拾、葉、積、年、素、累、一、旦、獲、伸、伏、願、傳、世、而、爲、千、載、之、香、翰、披、以、慰、六、方、之、耳、目、臣、等、任、敢、陳、屏、營、之、至、謹、將、所、編、扶、桑、拾、葉、集、裝、成、三、十、卷、隨、表、上、進、以、聞。

延寶八年夏四月二十三日

參議從三位兼行右近衛權中將臣源朝臣光圀謹上表

出版の書

〔同上〕 西山公、御論集、或は新撰、或は増補、或は後世の助けに成候事共を被遊、又或は絶板致し候書、或は古來秘して、世に稀なる書等、書寫及板行被仰付候、其書數今茲に記す。

日本史記

禮典之類聚 恒禮 五訂卷

類聚は朝廷の禮儀、長くたえざらんとな覺し召候り也。

扶桑拾葉集 三十卷

保元平治物語 卷考

源平盛衰記

同源平盛衰記 卷考

太平記 卷考

神道集 卷考

萬葉集 解釋 萬葉

系譜補

- | | |
|--------|----------|
| 鎌倉日記 | 新編鎌倉志 |
| 花押歌 | 草履實錄 |
| 水城實錄 | 常陸國誌 |
| 同辻隆撰 | 家乘日録 |
| 祝詞日録 | 六國史 |
| 郡史文集 | 堀高文集 |
| 洪武正韻 | 南朝事跡 |
| 楠紀事 | 田村丸事跡考 |
| 新撰年中行事 | 成應抽要 |
| 月朔初任 | 歴代大臣考 |
| 諸記年月考 | 記録年代考 |
| 慎終日録 | 日大記考證 |
| 同詩集附録付 | 新撰文集日録付 |
| 張非文筆語 | 沈氏詩文集草讀付 |
| 霞池省菴手簡 | 還齋詩稿 |
| 和漢松梅百題 | 同探餘 |
| 萬葉類句 | 万葉目安 |
| 山吹日記 | 新撰近代帝系 |
| 近代諸士傳略 | 甲寅紀行 |
| 詩國土宜備考 | 四行雜錄 |
| 南行雜錄 | 坂南行雜錄 |
| 金澤齋餘殘編 | 和蘭碑誌 |
| 雜錄 | 書法要 |
| 致祭儀節 | 桑鮮筆跡 |

萬葉代匠記序

後樂園と號する

瑞帝恭纂誌
 啓聖公祠記
 改定儀註詳解
 墓祭詳解
 文苑

證業疏釋其儀
 釋寫儀詳解
 詞堂時祭詳解
 朱子談綺
 新撰南行雜錄

〔年山紀聞〕按、この序文(萬葉代匠記序)元録のはじめころの作と覺えたり。意たかく、詞古めきて、近來めづらしき文章といふべし。常陸の名所をのみいへるも、西山公に奉りしには、新奇といふべし。西山公、万葉このみたまふことは、この序にいへると、二十卷を、大かたそらにおぼえたまへり。されば此集は、歌の根源なるに、いにしへより、これをうとくしくもてなして、古今より以下にて、よろづ沙汰するが故に、歌學にあやまりおほくなり來りたり。

(後樂園)

〔桃源遺事〕武州小石川の御屋形の後樂園と號したまふは、御父頼房公の御代に、大樹度々御亭へ、御駕を被寄候付、御餐の爲、作らせ給ふ御園なり。其地廣くして、様々の御物好き有り、年經るに隨て木立繁り、巖苦むして、誠に深山幽谷の如く見え候故にや、御池には、水鳥ども、自然と住馴れ、巢を結び子を生子、花を見捨るならひも忘れて、四時ともに、爰に住息多し、斯く絶勝なる上に、西山公古を捨給はず、風雅を加へさせ給へば、都て俗事をはなれ、唐めきたる事共也。園の入口には、唐様に門を立て、後樂園の三字を、明舜水に書かして、額に懸させ給ふ。西山公、元來寛仁の御度量故、衆人と樂を同らし給ふべきの御心にや、賤者にても、御園一見を望み候へば、誰となく御見せ候故、酒肴を携へ來り、御園に遊び申もの、年々春夏秋冬に渡りて、不絶、誠に此御園を始て見

時をえらびて狩獲す

文武に志す

書物記録を収輯す

〔年山紀聞三〕 西山公、かつて御在藩の時に、露武のためとて、城下の士庶をひきよめて、露武、鹿がりなどしたまふにも、秋萩をばり、春餅いまだおこらざる時節を、えらびたまうて、百姓のわづらひにならぬやうにとのみのたまひける。

〔桃源遺事三〕

西山公、わかき御時より、御學問を御好みなされ候に付、高貴の御方々は申に及ばず、下賤のものにても、まれなる書物所持のきこえあれば、深く御懇望あそばし、或は金銀をつくして求めたまひ、又は御家士かあなただと、道徳他籍へ遣され、多くは佐々介三郎をつかはされ、候半紙一行の反古までも、見分に隨て拾取せさせたまひき。去によつて、和漢の巻らしき書物ども、あまたあつたり候。西山公、常々仰られ候は、書物を深く秘しかくし、子孫を戒て、門外を出さざる事、然て詔書なる事なり。朝廷の放實を我國り傳へて、家業の實とせんや、或は又奇書を貯へたる名にほころんと、金んや、果は鯨魚に損せられ、没字の故紙となり、或は大災によりて、一時に烏有とならむ。されば往古の書物、奇聞、實事、これに因て壊滅し、今世に傳らざるを多し。誠にかなしむに堪たり。關東關西兩地に藏匿ならば、たとへ一方は、めつするとも、一方は可憐事也。我は是、繼往迎來の寸志ゆゑ、所望する人には、少し秘する事なく、惜む事なく、あまれく許容す。もつとめて、此に傳はらんを思ふなりと仰せられ候。且影考館(書物所の讀なり)を御立、日本の史記を御撰ばせ、其外にも所々に御書物所を撰(神書、歌書、禮典の類聚をばじめ、色々の書物類集、増補、或は新撰等被遊候。是に依て儒者、神道者、歌學者、有職者、元文者等、多く御かかへ被遊候。

文武を兼修す

〔桃源遺事四〕 西山公、常に御嘯し成され候は、世上にて我が事を、學問すきにて、武藝は不好と申げに候。武藝は武家の常なれば、勤めずとも、諸士皆たしなむべきことなり。學問をば、多くは人の好まざる事に候へば、人の人たる道を、少しも知らせ度、おふがゆまに、學問の満當にす

蕙蕙を告らす

なりとおふせられ候。西山公、御家士の中に、罪ありて御追放、或は閉門等、仰付られ候者共も、御免候は、少し蕙蕙を思召さす、元のごとくに御仕被成候。勿論當重の不調法等にて、御叱りの者の事は、不及申也。然して御仕置に仰せ付られ候者の蕙蕙を、後日に御近臣共の嘯し出候をば、御難ひ被成候。その罪人は、その罪にて仕置に申付候へば、夫れまでにて、事終り申事也。今其の者、愛になしとて、蕙蕙を重く申す候は、あるまじきとの仰せなり。

學殖識見

〔西山遺事五〕 論學術則先經義。而後詞章。論士風則獎廉恥。而懲奢靡。論事業則重節義。而鄙功利。論政理則尚淳朴。而黜浮華。世之稱說。義公者。未必知其學殖之淵。識見之卓。越時處。讀。如此其博也。

質素

〔栢窓漫筆拾遺〕 桃源遺事を讀みたるに、西山公の御一生、黃色なる絹の夜着、蒲團、一つのみにて、床の上げ下しも、御自身に被遊たる故に、御近邊に召し仕はるゝ人も、當にとは認めざりしとあり。其御勤儉の徳、可仰可慕御事なり。近頃、藤田典助の旨を聞きしに、頼房の中納言、光圓の中納言、御二代の火事羽織、今に存在するに、うんさいなり。今は水戸の御足輕ならては、うんさいの火事襲來不用と云ふ。治亂の形、眼前に現出す。畏るべきことなり。

風雅を好む

〔桃源遺事五〕 西山公御風雅なる御事も、今の世には、稀なるべきか。その片端を申さば、或年水戸城より南に當りて、小幡(茨城郡)といふ所の往還の傍に、類なき櫻有り。一とせ花の比、春雨の時問もなくふりける日、この櫻の事を覺し召出され、雨の中の花、一しほにこそとて、御笠を召れ、遠々と彼木の下へ至り給ひ、宴を披き詩を吟じ、歌を誦じ、終日御誦候。西山より此所迄は、行程五十七里(是は坂東道の積也)近のほるけさといひ、雨中といひ、珠に年間に輪傾かせたまひ候御身にて、御駕籠にさへ不被召、此日爰に至り、花御眺め被成候御深情のほど、花も心あらば、一さば色香を増ぬべしと覺ゆ。昔登慈法師が、雲笠借て、人の命は雨の時間を待つものか、は連、走り出て、波邊の壺を奪て、三の海を習給ひしとは、その品異なりといへども、其情は異なると有へからず。此事を

謡曲を好みて
淨瑠璃を好ま
ず

公卿、殿上人などへしらせ奉り候はば、必定御感心有之、物の端にも書付させ給ひわべくやあらん(此段御隠居の後なり)

節儉

〔玄桐筆記〕 公、謡は御数奇にて、御歌ひ遊ばされず。小歌、三味線、淨瑠璃は、天性御嫌にて御座せしなり。御酒宴の上に、三味線杯彈者有てし、佗の御物御杯に打給らし給ひて、御心を留て聞召さず。少も久歌彈するときは、必ず御退風の御氣色見えさせられたり。犬故に、自ら永く彈する者もなかりき。淨瑠璃は、取譯御嫌なりしなり。

〔年山紀聞〕 西山公、常にのたまへらく、天下國家の主より、士庶人にいたるまで、儉約を第一の徳とす。今や天下久しくをさまりて、人々おほえすしらずに、衣服、馬鞍、腰刀のかさり、もろくの器物、食物、家作りに及ぶまで、男女ともに、奢侈におもむきたるゆゑに、その國川、家良たらはず。是しかしなから、上たる人の心を用ひられず、たゞ榮花にのみ、ならひくらしたまふより、その風俗、おのづから下に及べり。あまさまへ、つらひの通獻に美をつくし、なほその執事近習の歌に並るまでも、おのおの英物をあたへて、おひ道の塵をばらふ。此風一たびおこなはれて後々は、天下の窮困となれり。いはんや、土木をこのみたまふ代には、諸國の手づたひをかりたまふゆゑに、國主萬金をつひやす。國主苦しむ故に、その士農工商をしひたげて、一國の困窮となれり。治平久しければ、いづれの世も、これなり。舜禹の徳をしたまふまでこそあらざらめ、せめては、漢の文帝の節儉にましませし故に、天下ゆたかに、人々其所を得て、安堵のおもひをなせし時を、人主は目めてにして、身もちをつゝしむべき事なり。士庶人のせばき家の内とて、粗々にしたるがひて、儉約をまもれば、親類友だちをたすけやすく、子孫に藝術をしふるも、まどしからず。但し節儉と奢費とまぎるゝものなり。此おひだをよくくわきまふべし。奢費なれば、上たる人には、賄人なづかず。下たるものも、親族朋友むつまじからずして、人倫の義理をかき事のみなり。などこまやかにをしへ歸らせたまひたれど、十が一をだに、おほえ侍らす。その大意なりとて、いさゝか、書きつけ侍りぬ。

色欲に執着せ
ず

〔桃源遺事〕 公、天性色欲の方には御執着なかりし。常に御仰けるは、御一生、人を戀思ひ給ひし御事なし。たはれたる夢、御覽有りたること、御一生運になし。遠恨といふは、如何なる物や見御

英雄の資

聖なしと被仰ける。故に一生の内、京都などより、安を召し抱へられし事、登て無之。京都にての取沙汰にも、大名小名によらず、如何なる御家にて、あく説、女のしなかつちをえらんで、二人三人、或は五人七人、十人餘も京都より、女中を抱へさせ給ふ事なるに、水戸の御家に限りて、左様なる奉公人終に一人も召抱へられず候は、如何なる御事にて候や、ふしぎなりと、人皆申合ひ。

〔玄桐筆記〕 英雄の二字、公の御徳義を推、得がたかるべき事、世人の公を讃するに、職人にてまします賢人にて渡らせ給ふ杯申を、臣等聞て申候は、公の御風儀、實に志給ひしとは、存じ奉らず。只々英雄と申し奉るべし。此二字に於ては、的々當々、分毫も所愧なしと申奉ける。今思惟するに、古今英雄に、德行不備者衆かるべし。其英雄御傑卓、絶一時たるを以て、得たる名にて、論理名教の上に於ては、鉄略まゝ多事、世々の英雄皆然り。公は學藝六藝、才四世物、忠輔剛毅、思漢討賊、奉友、於家族、信義、仲於交友、正、誠、應之分、雷、通、退之機、不、惑、謙、後、如、斯の徳、兼備し給へば、普通の英雄に、此等申べきにあらず。賢人と喚奉るとも、愧べからざる歟。

逸話

〔玄桐筆記〕 公、御幼年の時、威公御尊ありけるは、戦場に出まんに、我重き手を負うて、仆れ臥なば、汝は我を助けんや、但し如何すべきやと仰せられければ、若し重き手を負給ひて、倒臥給はば、御身の上をのり越て、敵と戦ひ申すべしとこそ存候へと仰せられければ、威公大に御感ありけりとぞ。

梅桃を好む

〔年山紀聞〕 接するに、慶安のはじめは、西山公、まだ二十一二歳にもやおはし申しけん。もろこしも、こゝも、世にぬけ出たる人は、才智はやく秀でたるものにもこそ。其比御方仕に仕へまゐらせし老人の語り侍しは、まだ十四五の御時より、學問このみたまひて、夜など大かたは、鶴鳴までも書をよみたまひたりとぞ。賢公子の梅ぬすみたまふは、好古事となるべし。御老年まで、この花をこのみ給ひて、白坂より、西山まで六七町の谷あひに、梅と桃とを二千木あり、うまさ給ひたるが、年々にしたがひて、花盛のころは、たぐひなくぞ侍し。

游泳

〔譚海〕 黄門光國、水戸入部のとし、中川と云漢にて、ぼだかにて舟より水中へ入賜ふ。遊樂園動大形ならず。第三日の朝、水上にうかび出、登を一つ抱て出られたり。其登今に年々宇治へ訪茶にのぼせられ、中川とて第一の秘器なりとぞ。又其年、水戸御領の神社佛閣の内陣をひらかせ、自

明暦三年火災にあふ

ら残りなく拜せられ、秘佛といへども、自身を明御覽せられしに、何の入道宮とかやの御月、等くとさしてあかさりつるを、山中俊平といふ士に仰有て、明させられしとき、覺えず脇指はぬけて、登平右の手を切落したり。それより、登平御奉公をやめ、隱居せしとぞ。光國禰の前身、高野ひじり光國といふものなるよし、たしかなる証を水戸に得賜ひ、則知骨の地に守をたて、公儀へ御朱印地に御願有、免許の後、無二亦寺と號せるとぞ。

〔桃源遺事五〕

思ひ掛けぬと有りて、江戸の家焼失ぬ、漸く火を逃れ出て、片田舎に知るよしして、傳りける年の端に

おのづから、けふのまふけど、人やみむ、もとよりふさしくさのいほりな。

と、かやうに遊ばし、此御住居を、却て面白き事に覺しめし候。

江戸御茶の水といふ處に、大樹公聖堂を御建遊候付、諸大名より書物奉納なされ候處に、昔唐國の書を御納候山、西山公には、日本紀、續日本紀、日本後紀、文德實錄、三代實錄、古事記、舊事記、右七部の書を、聖を正し、假字等まで、御吟味被成、懇して書寫仰付られ、御奉納被成候。

東坡詞林の中に、不興梨花同夢の句有之、夢の字、平聲に押中候例とて、近來の學者、時々平聲にも用ひ來り候。然處に、西山公、詩餘を御好み候に付、とくと前後御考、韻律御吟味被成候所に、此詞の格、平聲に交へて去聲を兩字押中候式にて、夢の字を平聲にて用ひたるにては、無之、去聲に押したるに相極り候。

〔西山遺聞〕 一、義經弓流の事を、源平盛衰記に、義經手振のやうにかきたるは甚眼なり。大将は、大功を建つるを以て肝要とす。小節にかゝはるべからず。此精論、列傳分注に書著し、尤盛衰記、考にも書のせ可申由、おふせらる。元祿十二年己卯御物語の田安積慶兵衛筆記に見ゆ。

〔立桐筆記〕 公威砲は至極御上手なる事、人の遠く存たる事なり。はしり船に召て、水鳥を御打留遊されし事、度々なり。雁五羽、鶴二羽、鶴三羽をつなぎに遊ばされし事、拜見し奉りぬ。其外、同遊かのびたる所にて、ちいさき鳥を打留められし事、枚舉に暇なし。人に教へ給ふに、仰せられけるは、はづればはづれよ。立ば立よと、とかくつなぎ打んと、阻ふべし。一羽を打留んとれらふ、甲斐

殿砲に巧なり

義經弓流の事を評す

聖堂に和書を奉納す

詩餘

和歌の披講をばじむ

なきものなり。稽古には、必ずつなきを志すべしと、仰せられき。

〔桃源遺事三〕 和歌の披講といふ事、家上方にのみ被成候ひて、武家の絶てあそばさる事也。西山公、御家士の中に、御えらみ、披講の稽古仰付られ、授 御母家、久昌院の御年忌の節、法華經一部、及び四部二經の品々を題とし、御自ら申に不及、御孫公、季親君の御方、御連枝をばじめ奉り、出家衆御家臣どもに、迄和歌一首づつ御勤め候。西山公の御歌、

露霜とむすびしつみも、きえぬべし、わしの御山を、てらす日かげに。

扱稻木村久昌寺に於いて、初て披講御執行なされ候。此時、西山公、御衣冠にて、御容座被成、衆僧威儀をととのへ、御家臣ども、或は大紋、布衣、素袍を着し、講師、讀師、發聲、讃人、其外役人數多、その式嚴重也。

〔桃源遺事三〕 江戸忍岡聖堂の釋采、西山公、御拜見なされ、祭の儀節ども色々思食ありて、御家士中村新八、願言を以、被仰通數件御改候。其の途迄は、御祭の執役のもの、の内、布衣に小刀を帶し、堂内迄、相勤め候。此段大に不敬に思召れ候よし仰られ候。新八申上候は、この儀は、内々心付、小刀無用に可仕由、弘文院も制し申候へ共、若き弟子共、武士の子にて、無刀にては、出動仕まじきなど

と申候付、制し難く候よし申上候へは、西山公、仰られ候は、武道の吟味は、水戸が請合候。其上は誰も難じ申間敷候。無刀にては、武士の志は別段無之ものに候。堂上の御座は、不敬の至り、禮儀に叶不申候。禮儀に背き候へは、武士にては、無之と存候よし、何れもへ、此段申間敷候に、仰せられ候付、新八、則弘文院並門弟子共に、右の趣申談じ候へば、何も得心仕り、夫より以後、堂上小刀帶不申候。最前は樂人も、堂上にて、相つとめ候を、是れ亦よろしからず、固序然るべきよし、仰遊され候ひて、相改り申候。

西山公、先年、儒者共に束髮被仰付候。其の際、君臣ともに儒を學び候へば、儒者と申者也。しかるを、世上にて、儒者とさへ申候へば、或は惣髮、或は剃髮致し候。此段尤におぼしめされし候に付、束髮仰せ付られ候。役儀はそれ〱に御定め、尋問の道相兼務に候。且公儀より、御懇言に、衆賢御見

の事、儒者、陰陽師と御書出し候處に、儒者とは、君臣共に儒を學候ものを申候へば、重きこと

敬愛佩刀の不

儒臣をして束

髮せしむ

を、世上にて、儒者とさへ申候へば、或は惣髮、或は剃髮致し候。此段尤におぼしめされし候に付、束髮仰せ付られ候。役儀はそれ〱に御定め、尋問の道相兼務に候。且公儀より、御懇言に、衆賢御見

の事、儒者、陰陽師と御書出し候處に、儒者とは、君臣共に儒を學候ものを申候へば、重きこと

を、世上にて、儒者とさへ申候へば、或は惣髮、或は剃髮致し候。此段尤におぼしめされし候に付、束髮仰せ付られ候。役儀はそれ〱に御定め、尋問の道相兼務に候。且公儀より、御懇言に、衆賢御見

詠歌

と御除き然るべきと仰上られ候に付、醫陰の兩道に、御醫書御直し、儒者は御除きなされ候。
〔年山紀聞〕 日野亞相弘資卿、中院亞相通茂卿、武家傳奏にて、毎年歳首の敷使とて、彌生のこ
る江戸へ下りおはして、大樹幕下、および御三家(尾張侯、紀伊侯、水戸侯)の藩邸へむかひ給ふ。い
づれのたびに、か有けん、小石川邸のはなざかりを見せたまひたりし時、西山公(子時宰相)の御
詠

櫻戸の花をあるじと、たのまづば、いかて待べき、雲の上人。

兩卿の歌をも、うつし置侍りたるが、いづこへかまぎれば、べりけん、今さぐり得ず。

又いづれの年、いかなる敷使にてか、秋の末つかた、通茂卿江戸へ下り給ふ時、西山公より、酒を
おくりたまひ、たる耐狀の、おくに、

手折つる、心もふかき、色に香に、垣れの露を、おもひやられて。

御返し。

長を取り短を
すつ

ことの葉の、ふかき心の、色かには、露もほえなき、宿のしら漣。

〔桃源遺事〕 西山公、御平常、人のあやまちを多くは、御見のがし、被成、其能を御取り被成候。就
中、若者のあやまちには、御免なされ候。依て左様の者共、後々能人に被成候者多し。常々御家老共に、
御噴被遊候は、其方などは、生立より律儀まつほふ成者を、極上の人々と存候や、誠の極上の人と
は、聖賢の事也。今の代にはなきものなり。今時、生立より、律儀者と沙汰するに、愚なる者多し。又若
時ろつほふ仕候者の後に、能人に成候者多し。其方共を初、宣役申付候者共に、若き時分、多少と色
品は異なる事有りといへ共、ろつほふ不調法、一つもせざるもの有べしとも思はれず候。仍て諸氏
の若き者の、六はふなど仕候候は、了簡あるべき事と仰せられ候。子どものおとなしきといふも、
妻はやしにくし。子どもは、子どものやうなるがよし。たとひきびしく仕置をなすとも、心より合
點せざれば、益なくして、却て一生病身に成ることありと被仰候。されば、御難にて召仕はるゝ子
共等を、己か儘にして、差置かれ候宿々にては、父母仕置を致すに、御屋形にては、童男童女、打まじ
りてとよみ狂ひ、ありたまひに、狼思ふ程に、屋形をば、此遊所と存じ、御小姓頭、御女中頭等見付
候へば、しかり候故、かれらなばおぢ候へども、西山公をば、曾て恐れ申さず、心安く存じ候付、わる

毎朝皇室に向
ひ禮拜す

齋藤實盛の甲

辭世を作らず

雜載
本朝通鑑の論

さなど仕候せつば、頭に云付てと仰せられ候へば、それにはいたみ申候。又子共どもに、朝服の大
方の事をば、主君へは申上ざるものなり。能事をば、少しの事にては、申上るものなり。是則聖の法
なりと、常々御をしへ遊ばし候。亦御在國の節は、諸氏の忠領、大男、三男まで、毎月朔日、十五日、二十
八日に、狩禮を仰せ付られ候。實に御退屈も不被遊、大勢の狩禮御請け被遊候。右の思召は、其の人
をも見覚え、様子をも御覽せられ、又は、御園育にて、公儀に馴れざるもの共に候へば、公儀なれば
爲め、傍の覺しめしにて被仰付候よし。

西山公むかしより、御老後迄、毎年正月元日より、御ひたしれを召され、早朝に京都の方を御拜し
被遊候。且又、折節御話しの序に、我が主君にて、天子や將軍は我宗室なり(宗室とは親類なり)あ
しく了簡任、取違へ申まじき由、御近臣共に仰せられ候。

元禄年中、遊行上人、水戸へ被參候節、齋藤別當實盛がよろひ甲を持參申され候。西山公の御目
に懸られ候處、御手にもふれられず、實盛は源家の士にて、平家に降参いたし候へば、武功何ほど
有とて、我も源家なれば、二心の侍の武具、曾て信仰にあらずと、仰られ候。御隱居の後也。

〔桃源遺事〕 西山公御隱居後、常々御話しあそばされ候は、世の人、末期に辭世と申候て、詩歌
など致候。去ながら、病氣の品により、さやうの事ならざるもあるべく候。我は隱居して江戸を立
候あした、中將に殘し置候時が、辭世なりと仰られ候。此故に御病中に御辭世あそばされざるも
のと、人みな申あへり。

〔西山遺聞〕 本朝通鑑御論の事

一、殿有公の御治世(年月忘れたり、隨に聞合すべし、西山公、宰相中將にも任じたまひける頃、尾州
侯、光友卿、紀州侯、光貞卿と共に、朔日(年月可尋)御登城まし、御對面御よるこび申、をはりて御
休所に退きたまひたる時、執政のいしく、本朝通鑑全部をもたせ参られて、此書成功し侍ま、侍
行の命を下すべきよしの御事につけて、各位へ知らせ奉るべきとの上意にさふらふと、申され
ければ、おのゝ珍重のよし、御しきだいに有けり。とばかりして、西山公、一二巻を覽まし、これ
れば、本朝の始祖は、矣の太伯の胤なるよし、出たるにおどろきたまひて、そも、これはいかな
る狂惑の所爲ぞや。後漢書以下に、日本を姫姓のよししるしたるは、在昔吾國亡命のもの、あるは

文官の輩など、かしこに、流れて、社儀の物語せしむ、彼方のものはまことにまじいと心得て、書翰へたるなり。吾國には、そのつから日本紀、古事記等の正文あり。それによつて外紀、本紀によりて、神皇の統をけがさんとす。甚だかなしむべし。むかし、後醍醐帝の御時にや、冥冥ありて、此流の說を著しなむ、割棄まし。て、其書を燒つてられしとかや承る。かの藤戸皇子の頃は、學問未だにありしすら、日出處天子日没處島帝と書て、同等に抗衛せられしぞかし。夫の太伯の賢といはば、神州の大賢、長く外國の附庸をまぬがれたらん。されば此書は、吾國の體を万代に傳すといふべし。はやく林氏に命じて、此書説を削り、正史のまゝに改正せらるべし。さば待らぬかとのたまへば、尾紀の兩君も、うなづかせたまひ、執事の人々も、御成程に伏せられて、神行をとめられ侍りぬ。

豐元院の光圀にたまふ詞

豐元院

〔扶桑殘葉集六〕 水戸黃門光圀卿にたまふ詞
風足はさるあやしき器にしあられど、故院の御親なればとて、瑞雲の芳石にもかへず。ことに御相中將源朝臣は、武を備へ文を兼て、絶代の名士なり。よりて命じてか、の餘をさしむ。それ文の心忠義の氣をふくみ、こと葉金玉の聲をなせり。これにむくいるに、朕何をかせん。唯、此の文をつたへて、久しく此の文を殘さんといふ。そのことばにいけく。

風足現銘

〔年山紀聞三〕 風足現銘并序

西山公

夫現者、大道之藪澤也。聖賢流、榮澤、榮經、典、麗、人、顯、林、蔭、文、章、蔚、然、在、古。豈、然、然、然、在、今。此、其、理、一、滴、之、餘、澤、也。新、視、太、上、法、皇、之、遺、物、也。若、州、所、產、其、色、凝、潔、溫、潤、如、玉、長、一、尺、許、闊、七、寸、許、厚、一、寸、三分、質、存、天、生、不、加、琢、磨、名、曰、風、足。蓋、取、諸、米、元、年、現、定、器、也。今、上、繼、主、常、聖、凡、案、圖、畫、夕、之、在、右、之、如、畫、榮、培、然、御、愛、豈、在、一、現、微、思、在、於、孝、耳、臣、聞、孝、理、行、於、上、則、教、加、於、下。方、邦、際、然、風、葉、民、於、時、時、天、爲、之、示、嘉、祥、地、爲、之、呈、靈、瑞。左、史、所、記、右、史、所、書、布、在、方、策、功、化、永、垂、豈、非、所、謂、立、身、行、道、善、於、後、生、者、乎、哉。孟、子、曰、五、十、而、慕、者、是、之、謂、也。今、茲、
天和二年秋、奈、教、臣、作、之、銘、臣、素、懷、弓、馬、曾、披、劍、鏃、臨、滌、髮、汗、顏、操、筆、墨、手、然、而、王、事、無、廢、願、以、銘、曰、

西山遺事叙

覽、玄、雄、秀、愛、止、御、林、不、離、歸、邑、足、履、文、章、慶、民、風、俗、致、吾、軒、唐、

〔西山遺事〕 伏惟、我先大君、明等、予、爾、儀、重、包、予、字、宜、惜、々、不、離、其、津、瀆、聖、神、世、之、所、可、以、親、湖、而、其、寬、仁、眷、哲、傳、覽、宏、辭、雄、略、英、毅、威、武、激、烈、也、實、存、神、之、德、意、非、入、於、焉、所、謂、天、賦、之、才、乎、若、夫、尊、王、定、公、家、糾、異、域、失、禮、儀、史、而、歸、統、於、南、朝、讓、國、家、道、風、靡、之、愛、華、勳、績、顯、於、武、藝、文、範、代、名、士、宸、翰、之、類、也、不、可、勝、記、乃、如、斯、也、公、之、平、素、所、以、不、動、知、不、勉、行、而、其、孝、也、弟、也、忠、信、也、早、見、奇、行、著、於、天、下、矣、由、此、觀、之、可、謂、天、縱、之、才、也、元、祿、庚、午、之、冬、致、任、歸、鄉、而、還、於、予、四、山、也、如、飲、食、安、眠、居、家、臣、妾、無、異、於、草、野、之、人、爾、々、然、從、君、于、水、雲、之、間、推、戴、于、風、塵、之、道、也、天、恩、不、測、一、老、元、曉、十、有、三、庚、矣、十二月、甲、子、以、天、年、薨、于、四、山、年、七、十、三、參、議、公、在、朝、暨、夜、看、展、閱、月、十、二、日、薨、于、四、山、之、北、瑞、巖、山、禪、儀、道、公、隨、臣、隨、之、曰、義、公、矣、都、鄙、聞、公、之、喪、哀、慕、者、幾、于、上、自、天、子、下、至、以、衆、庶、奉、命、天、下、迅、樂、七、日、蓋、知、交、情、不、輪、於、未、通、交、際、之、儀、者、或、致、祭、或、爲、佛、事、或、作、哀、悼、文、以、祭、墓、不、止、焉、其、人、力、之、所、致、也、是、皆、集、義、之、所、爲、非、有、至、誠、之、漸、如、何、得、若、斯、矣、要、知、國、天、縱、之、才、矣、嗚、呼、惟、天、下、之、至、誠、爲、能、盡、其、性、能、盡、其、性、則、能、盡、人、性、能、盡、人、性、則、能、盡、物、之、性、能、盡、物、之、性、則、可、以、贊、天、地、之、化、育、情、懷、以、公、之、明、量、不、振、疎、位、王、道、彌、遠、有、天、縱、之、才、而、無、天、助、之、命、何、哉、嗚、呼、時、運、不、齊、也、自、古、然、乎、曰、道、不、同、不、相、爲、謀、亦、各、從、其、志、也、美、玉、藏、輝、而、蒙、民、不、被、其、澤、命、也、今、茲、辛、巳、正、月、參、議、公、辭、喪、道、公、其、墓、阿、羅、使、公、之、德、業、傳、於、永、世、也、重、命、御、臣、考、其、履、歷、狀、其、盛、德、安、復、覺、中、村、廣、實、山、成、信、酒、泉、以、等、諸、公、事、實、行、爲、一、本、可、謂、孝、思、之、至、矣、觀、其、書、也、其、文、以、餘、書、誌、之、也、臣、三、木、之、幹、宮、田、清、良、牧、野、和、高、等、諸、公、以、爲、恐、他、日、漸、廢、者、雖、晚、辨、唯、冀、使、公、之、遺、德、後、來、編、見、者、之、易、通、曉、矣、於、是、以、和、野、清、良、等、之、且、奉、仕、聞、探、按、面、所、見、聞、之、事、言、難、行、而、實、之、諸、臣、老、士、附、卷、末、爲、一、本、以、號、四、山、遺、事、也、臣、等、謹、書、此、遺、事、後、人、庶、斯、書、而、有、助、於、世、教、則、幸、甚、大、焉、此、臣、等、之、盡、志、也、於、是、乎、謹、序、

大嘗會行はるる事

〔西山遺聞〕 一、享保十九年十月六日、其公隨儀類典、幕府へ命により遣せられ、其本は幕府より、禁裏に獻せらる。大嘗會の御祭は、後醍醐帝の御時、行はれしまゝにて、退傳して其式法も考がたきことになり行しに、進獻の類典にて、其御式極まり、元文三年十二月十八日より廿三日まで、始て行はる。御費用は、幕府より遣せらる。金十八万兩なり。詰司代へも、一万五千兩遣したまふ。一度御再興あれば、已來は御費用もなしといへり。此後、御即位の度毎に、此禮を行はる。